

第4次小山町総合計画 後期基本計画

2016～2019

～富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま～



富士山頂と金太郎のまち おやま

【2018年3月 改訂版】

静岡県 小山町

～『富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま』の実現を目指して～

近年、全国的に人口の減少や少子高齢化が進行し、地域の活力の低下が大きな課題となっています。特に本町では、2040年までに若年女性が半減する「消滅可能性都市」に位置付けられていることから、人口減少に歯止めをかけ、地方創生に向けて積極的に取り組んでいくことが求められています。

こうした中、私は、町長2期目の就任にあたり、「小山町を元気にする『金太郎大作戦』第二章」として、「金太郎のように力強い経済：雇用と賑わい創出への挑戦」、「金太郎のようなたくましい子どもが育つ住環境：人口増への挑戦」、「金太郎のような元気を支える福祉：福祉充実への挑戦」を政策提言として掲げました。

また、本町では昨年10月に「小山町人口ビジョン」及び「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060年に17,000人程度の人口を維持することを目標に、官民が一体となって、「産業拠点の整備を中心とした多様な雇用機会の創出」、「居住環境の整備による定住・移住の促進」、「結婚・出産・子育て環境の整備」、「様々な世代の町民が元気で安心して暮らせる環境の整備」の4つの基本目標に取り組むこととしています。

地方分権の進展に伴い、地域のことは地域で決める時代となりました。私は、この小山町をどのようなまちにしていくのか、町民の皆様と一緒に考え、そして行動に移していきたいと考えています。このようなことから、昨年12月には、参加と協働によるまちづくりをより一層推進していくため、「小山町自治基本条例」を制定しました。

この度策定した「第4次小山町総合計画 後期基本計画」には、私の政策提言を盛り込むとともに、「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標を後期基本計画の重点施策として位置付け、施策の推進に、より一層のスピード感を持たせています。また、施策評価の実施により本計画のPDCAサイクルを確立し、予算と連動させることで、計画の実効性を高めています。さらに、「小山町自治基本条例」に定める基本理念と基本原則を基本構想に反映させ、その考え方を後期基本計画の重点施策の一つに加えることで、これまで以上に町民と一体となって、まちづくりを推進していくこととしています。

「町民の力・地域の力」を最大限に活かし、一億総活躍ならぬ『町民総活躍』でまちづくりに取り組み、『富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま』の実現を目指しましょう！

おわりに、策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました小山町総合計画審議会委員の方々をはじめとする多くの町民の皆様から心からお礼を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成28年3月

小山町長 込山 正秀

第4次小山町総合計画 後期基本計画 もくじ

第1部 序論	1
第1章 総合計画について	2
1 総合計画策定の趣旨	2
2 計画策定の基本的な考え方	2
3 総合計画の構成	3
第2章 計画策定の背景	5
1 まちの現状	5
2 まちづくりへの町民の意向	8
3 時代の潮流と本町の課題	15
第2部 基本構想	17
第1章 まちづくりの基本理念と基本原則	18
第2章 まちづくりの将来像	19
1 将来人口	20
2 土地利用構想	21
第3章 施策の大綱	26
1 『便利で快適なまち』（環境・都市基盤）	26
2 『安心・安全なまち』（健康・福祉・危機管理）	28
3 『いきいきとしたまち』（教育・文化・産業）	30
4 『計画の推進のために』（広域連携・行財政運営・協働）	32
第3部 後期基本計画	33
序章 計画の基本構成と重点施策	34
第1章 便利で快適なまち	37
1-1 恵まれた環境の保全(環境保全・富士山)	38
1-2 清らかで豊かな水資源の保全と活用(水資源・水辺)	40
1-3 ごみの減量化と適切な処理(ごみ・環境衛生)	42
1-4 人と自然が調和する景観の形成と環境美化の推進(景観・環境美化)	44
1-5 安全な水の安定供給(上水道)	46
1-6 適切な汚水処理の推進(汚水処理)	48
1-7 活力ある土地利用の推進(土地利用)	50
1-8 便利で快適な道路網の整備(道路網)	52
1-9 公共交通の活性化(公共交通)	54
1-10 良好な住環境の実現(住環境)	56
1-11 公園・緑地整備の推進(公園・緑地)	58

第2章 安心・安全なまち	61
2-1 地域で支え合う福祉の推進(地域福祉)	62
2-2 町民主体の健康づくりと地域医療の推進(健康づくり・地域医療)	64
2-3 高齢者福祉の推進(高齢者福祉)	68
2-4 介護予防事業と介護給付事業の充実(介護保険)	70
2-5 障がい者福祉の充実(障がい者(児)福祉)	72
2-6 子ども・子育て支援の充実(子ども・子育て支援)	74
2-7 災害に強いまちづくり(災害対策・危機管理)	78
2-8 交通事故・犯罪のないまちづくり(交通安全・防犯)	82
2-9 消防・救急対策の推進(消防・救急)	84
2-10 消費者教育の推進(消費生活)	86
第3章 いきいきとしたまち	89
3-1 心豊かな生涯学習の推進(生涯学習)	90
3-2 地域文化の振興と健全な青少年の育成(地域文化・青少年)	92
3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興(スポーツ・レクリエーション)	94
3-4 生きる力を育む学校教育の充実(学校教育)	96
3-5 地域間交流・国際交流の推進(地域間交流・国際交流)	100
3-6 誰もが活躍できる男女共同参画の推進(男女共同参画)	102
3-7 三来拠点事業の推進(雇用創出・賑わい)	104
3-8 活気ある農業の振興(農業)	108
3-9 適切な森林整備を通じた林業の活性化(林業)	110
3-10 人が訪れ、消費が拡大する観光交流の振興(観光交流)	112
3-11 賑わいと活気がある商工業の振興(商工業)	116
3-12 定住・移住の促進と婚活支援(定住・移住)	118
第4章 計画の推進のために	121
4-1 広域連携の推進(広域連携)	122
4-2 健全な財政運営の確立(財政運営)	124
4-3 効率的な行政運営の推進(行政運営)	126
4-4 参加と協働によるまちづくり(参加・協働・情報共有)	128
付属資料	131
1 諮問文	132
2 答申文	133
3 後期基本計画の策定体制	135
4 後期基本計画の策定経過	136
5 小山町総合計画審議会委員名簿	137
6 町内5地域の金太郎計画の概要	138

第1部 序論

第1章 総合計画について

1 総合計画策定の趣旨

本町では、平成22年度に、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「第4次小山町総合計画」を策定しました。

また、基本構想に定める将来像“富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま”の実現を目指し、前期基本計画として、平成27年度までに取り組む35の施策とその目標を掲げ、官民一体となって目標の達成に向け、取り組んできました。

一方、この間、人口減少や少子高齢化の進行等、社会環境が大きく変化し、町民ニーズの多様化、高度化への対応に加え、地方創生に向けた積極的な取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、誰もが夢と希望を持ち、いきいきと暮らせるまちづくりを目指すため、前期基本計画を継承しつつ、社会環境の変化等を踏まえ、「第4次小山町総合計画・後期基本計画」を策定するものです。

2 計画策定の基本的な考え方

総合計画は、本町におけるまちづくりの指針であり、実効性のある計画とする必要があることから、次の5つの考え方により策定しています。なお、本計画は現在策定中の「小山町国土強靱化地域計画^{*}」に反映することとしています。

^{*}国土強靱化地域計画：どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくり上げるための計画です。また、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的な計画よりもさらに上位に位置づけられます。

(1) 「町民の力、地域の力」を活かし、町民の参加と協働を目指した計画

地方分権が進められるなか、町民ニーズの多様化などにより、今までのような、行政が主体となって地域づくりを進めていくことには限界があります。町民一人ひとりが率先して、様々な課題を自らのものとして考え、課題の解決に向けて行動し、そのことに責任をもってまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした中、本町では、平成27年12月に自治基本条例を制定し、町民の参加と協働によるまちづくりをより一層推進していくこととしました。今後、町民と行政が互いに地域の課題を共有し、その解決に向けて、参加と協働により取り組んでいくことができるよう、この計画を共通のまちづくりの指針とします。

(2) 町民満足度の向上などの成果が分かる計画

町民満足度の高い行政サービスを提供していくためには、町民から見て分かりやすい成果重視の行政経営を進めていく必要があります。

このため、町民満足度の向上に向けて、施策の目標を明確化するとともに、その達成度を測ることのできる成果指標を設定することにより、町民の目線に立った分かりやすい計画とします。

(3) 行政評価や予算と連動する計画

限られた経営資源を効率的に配分し、計画目標を着実に実現するためには、事業効果を評価し、選択と集中による効果的・効率的な事業執行が必要です。

このため、毎年度、計画に掲げた施策について行政評価（施策評価・事務事業評価）を実施するとともに、その主要事業について向こう3年間の実施計画を定めることで、行政評価や予算編成と連動させることとしています。

(4) 社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画

厳しい財政状況が続く中、費用対効果の観点から、施策の重点化を図り、財政の健全維持と新たな行政需要に柔軟に対応できる計画としています。

また、行政評価を通じ、計画のPDCAを確立し、必要な場合には総合計画の見直しを行うものとします。

(5) 「町長政策提言」及び「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた計画

平成27年4月、町長政策提言（小山町を元気にする金太郎大作戦第二章）が示され、現在、「金太郎のように力強い経済：雇用と賑わい創出への挑戦」、「金太郎のようなたくましい子どもが育つ住環境：人口増への挑戦」、及び「金太郎のような元気を支える福祉：福祉充実への挑戦」の3つの挑戦に取り組んでいます。

また、同年10月には、人口減少を克服し、地方創生を目指す「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「産業拠点の整備を中心に多様な雇用機会を創出する」、「居住環境の整備により定住・移住を促す」、「結婚・出産・子育て環境の整備により若者世代の希望に応える」、及び「様々な世代の町民が元気に安心して暮らせる環境を整備する」の4つの基本目標の下、官民一体となった取組が進められています。

このため、本計画は、「町長政策提言」及び「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を踏まえた計画としています。

3 総合計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成し、それぞれの内容、計画期間は以下のとおりとします。

<基本構想>

基本構想は、「基本理念」と、こうありたいと願うまちの姿である「将来像」、そしてそれを実現するための「施策の大綱」を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

計画期間は平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間でしたが、後期基本計画を平成28（2016）年度から平成31（2019）年度までの4年間とすることに伴い、1年前倒しで基本構想の実現に取り組むこととしました。



＜基本計画＞

基本計画は、基本構想に示す将来像を実現するために取り組むべき基本的な施策を、総合的かつ体系的に明らかにするものです。前期基本計画は5年間でしたが、後期基本計画は「町長政策提言」や「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間との整合を図り、4年間とします。

【後期基本計画期間】平成 28（2016）年度から平成 31（2019）年度までの4年間

＜実施計画＞

実施計画は、基本計画に定められた施策の主要事業について、向こう3年間の事業計画及び事業費を明らかにするもので、行政評価の結果等を踏まえ、ローリング方式により毎年度更新します。

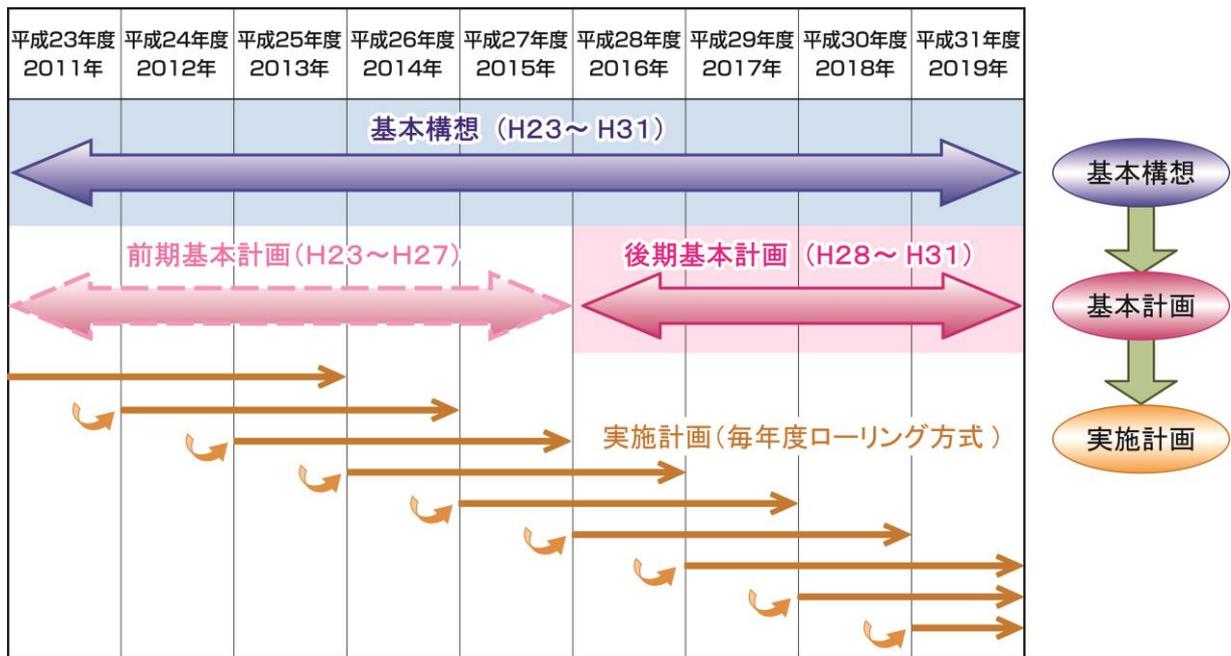


図1：総合計画の構成と計画期間

第2章 計画策定の背景

1 まちの現状

(1) 人口特性

本町の人口は、昭和35（1960）年の約29,000人をピークに減少傾向が続いており、平成27年10月1日現在では19,371人（住民基本台帳）となっています。

地域別にみると、小山地区において減少傾向が大きく、他の地域では、ほぼ横ばいとなっています。年齢3区分人口では生産年齢人口及び年少人口が減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向となっています。

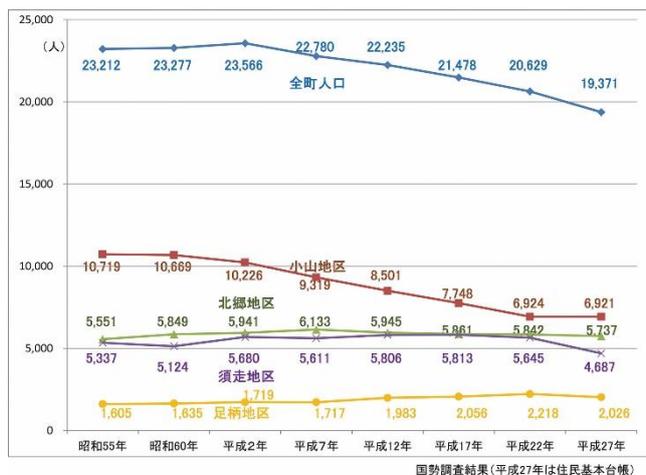


図2: 地域別の人口推移

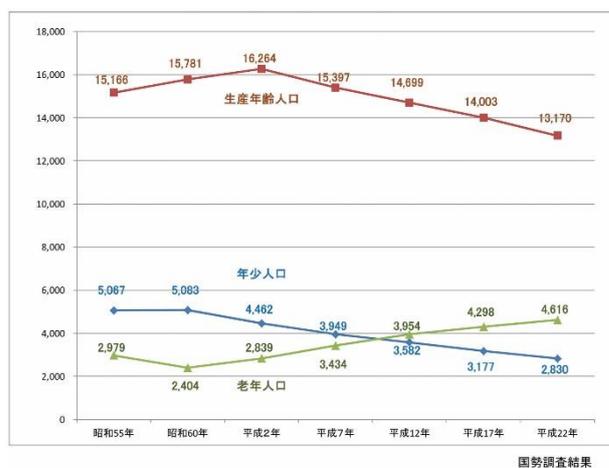


図3: 年齢3区分人口の推移

(2) 産業の状況

① 就業構造

平成22年における本町の就業人口は、合計で11,045人となっており、減少傾向にあります。

産業別にみると、第一次及び第二次産業は減少傾向にあり、特に第二次産業は平成2年を境に増加から減少へ転じています。一方、第三次産業は、ほぼ横ばいで推移しています。

- ・ 第一次産業…農業、林業、畜産業、水産業
- ・ 第二次産業…製造業、建設業、鉱業、工業
- ・ 第三次産業…サービス業・その他

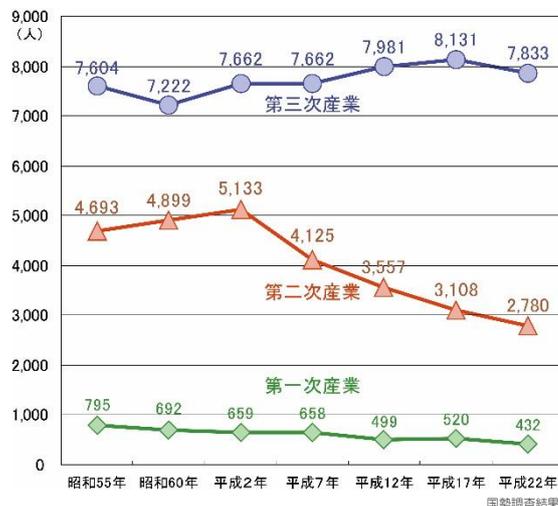


図4: 産業別就業人口の推移

②農業

平成22年における農家数は773戸、経営耕地面積は479haとなっており、いずれも減少傾向にあります。



出典：農林業センサスほか(平成7年以前と平成12年以降では集計方法が異なる)

図5：農家数・経営耕地面積の推移

③工業

平成23年度における従業員数は2,406人、製造品出荷額は140億円となっており、いずれも減少傾向にあります。

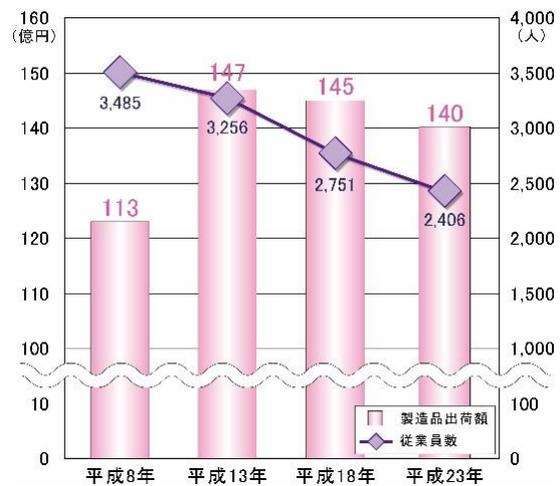


図6：従業員数・製造品出荷額の推移

④商業

平成24年における卸売業及び小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額は、以下のとおりとなっています。

○経済センサス(平成24年)

合 計			卸 売 業 計			小 売 業 計		
事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額(百万円)	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額(百万円)	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額(百万円)
149	776	39,408	20	175	30,892	129	601	8,515

⑤観光交流客数

本町における観光交流客数は、平成23年度の「道の駅すばしり」のオープンを契機に、毎年400万人を超える水準を維持しています。

宿泊客数については、平成18年度に外国人向けホテルがオープンし、急増しましたが、ここ数年は10万人前後で推移しています。

この他、富士登山客数（五合目来訪者数含む）については、マイカー規制の強化等により、平成23年度から平成24年度にかけて減少しましたが、平成25年の富士山世界文化遺産登録を契機に増加に転じています。

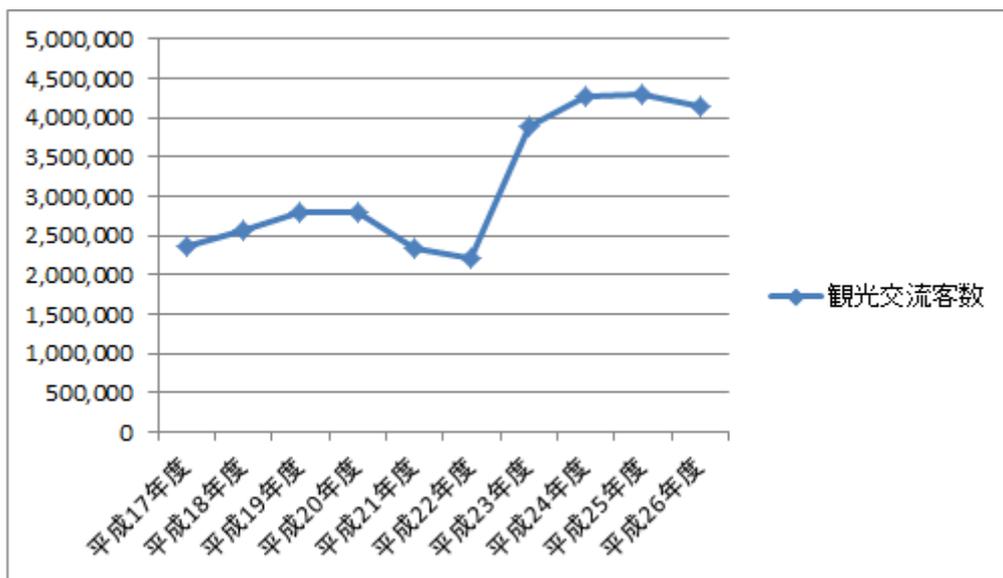


図7:観光交流客数の推移

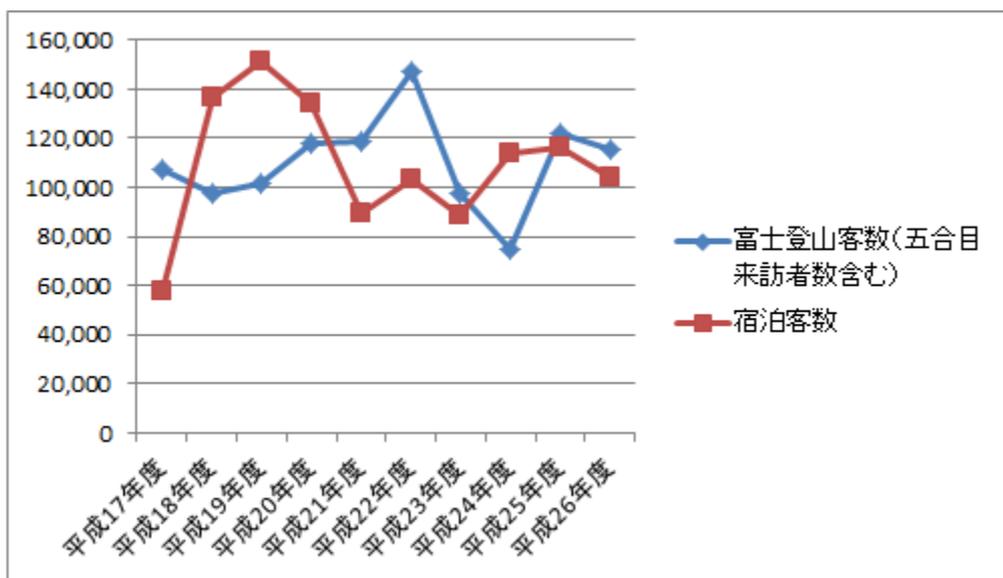


図8:富士登山客数(五合目来訪者数含む)と宿泊客数の推移

2 まちづくりへの町民の意向

(1) 町民意識調査の結果

【調査概要】

- 調査方法 : 往復郵送・留置記入方式
- 調査対象 : 町内在住の18歳以上、無作為抽出
- 配布票数 : 2,000票
- 調査期間 : 発送・平成27年1月初旬 回答締切・平成27年1月26日
- 回収結果 : 回収票数836票（回収率41.8%）

①定住意向

問 あなたは今後とも小山町に住み続けたいと思いますか。

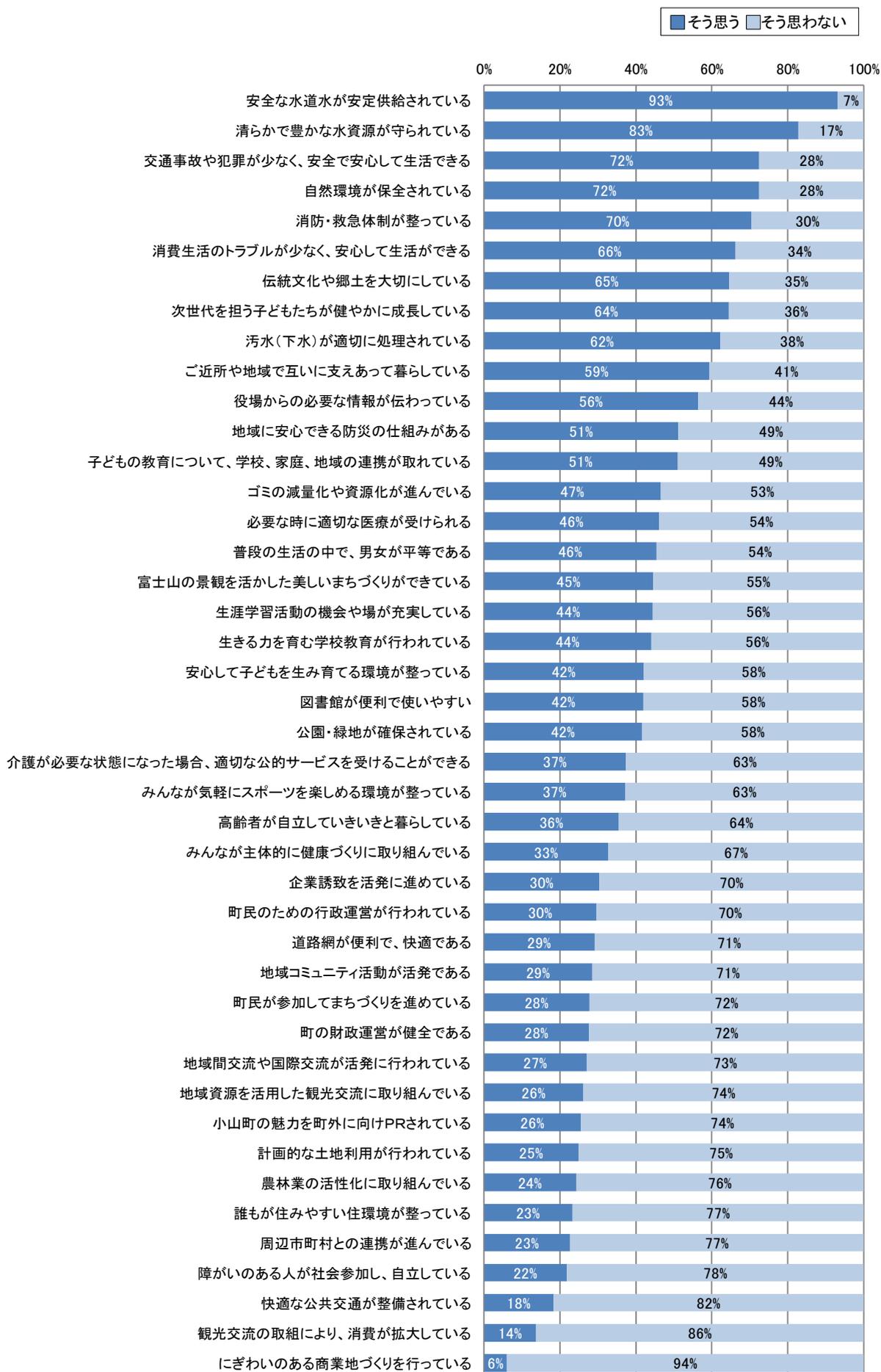
○定住意向がある人の割合は74.5%となっている一方で、居住暦の短い方や若い方、女性などに「町外に移りたい」と考える方もいます。



問 小山町での暮らしの中で感じていることについてお聞きします。以下の項目について、現在、あなたが感じているお気持ちに近いものはどれですか。

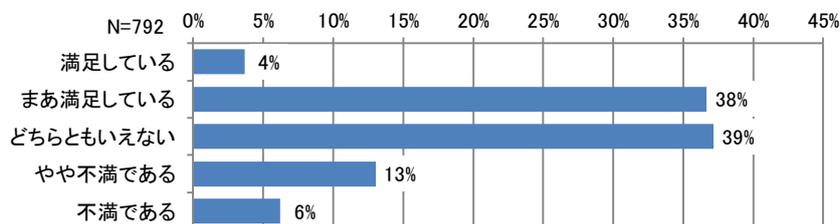
○支持が高いものとしては「安全な水道水が安定供給されている」、「清らかで豊かな水資源が守られている」、「交通事故や犯罪が少なく、安全で安心して生活できる」、「自然環境が保全されている」などとなっています。

一方、支持が低いものとしては、「賑わいのある商業地づくりを行っている」、「観光交流の取組により、消費が拡大している」、「快適な公共交通が整備されている」などとなっています。（次頁グラフ参照）



問 町の政策全体について、どの程度満足していますか。次の中から1つ選んでください。

○「満足している」は4%、「まあ満足している」が38%で、合わせて42%の人が満足しています。一方、「やや不満である」は13%、「不満である」が6%で、合わせて19%の人が不満であると感じています。

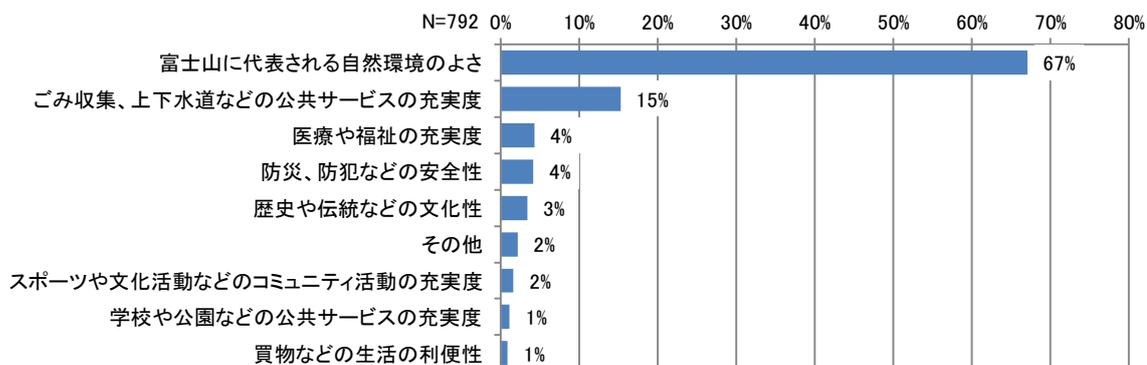


②まちづくりについて

【小山町の誇り】

問 小山町について誇りに思うことを選んでください。(1つ選択)

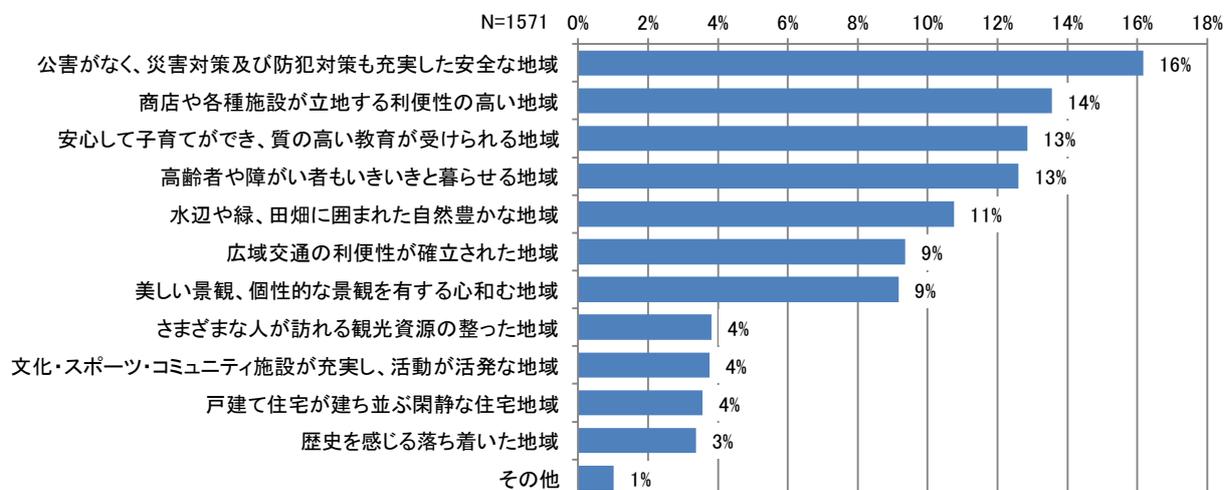
○最も多いのは「富士山に代表される自然環境のよさ」が67%、次いで「ごみ収集、上下水道などの公共サービスの充実度」が15%となっています。



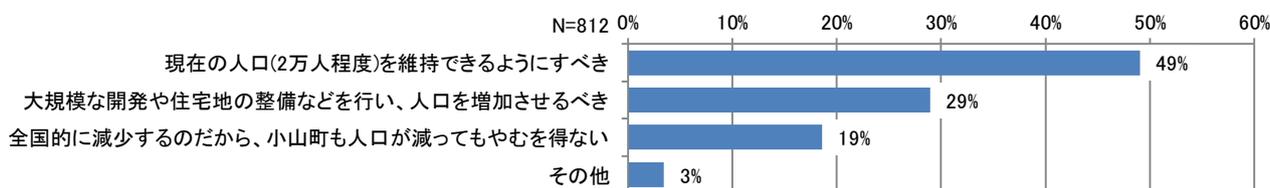
【地域の将来像】

問 あなたの住んでいる地域をどのような地域にしていって良いと思いますか。(2つ選択)

○最も多いのは「公害がなく、災害対策及び防犯対策も充実した安全な地域」が16%、次いで「商店や各種施設が立地する利便性の高い地域」が14%となっています。

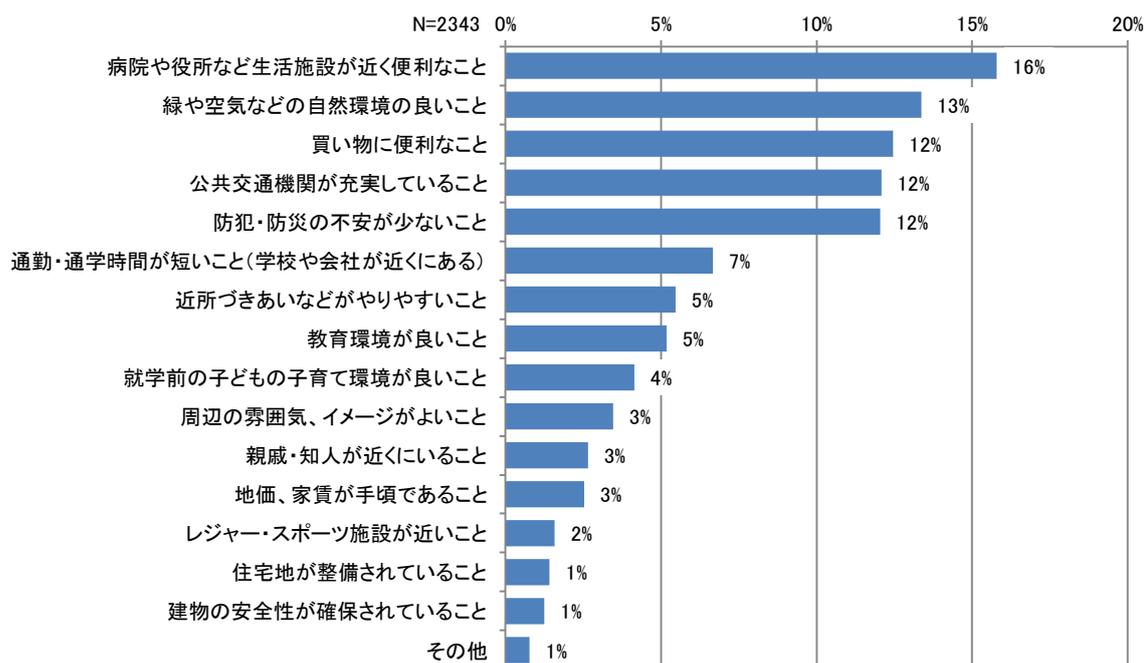


問 全国的に、今後人口減少が急速に進んで行くと予測されていますが、小山町の人口規模（平成26年12月1日現在：19,605人）について、あなたはどのように考えますか。（1つ選択）
 ○最も多いのは「現在の人口（2万人程度）を維持できるようにすべき」が49%、次いで「大規模な開発や住宅地の整備などを行い、人口を増加させるべき」が29%となっています。



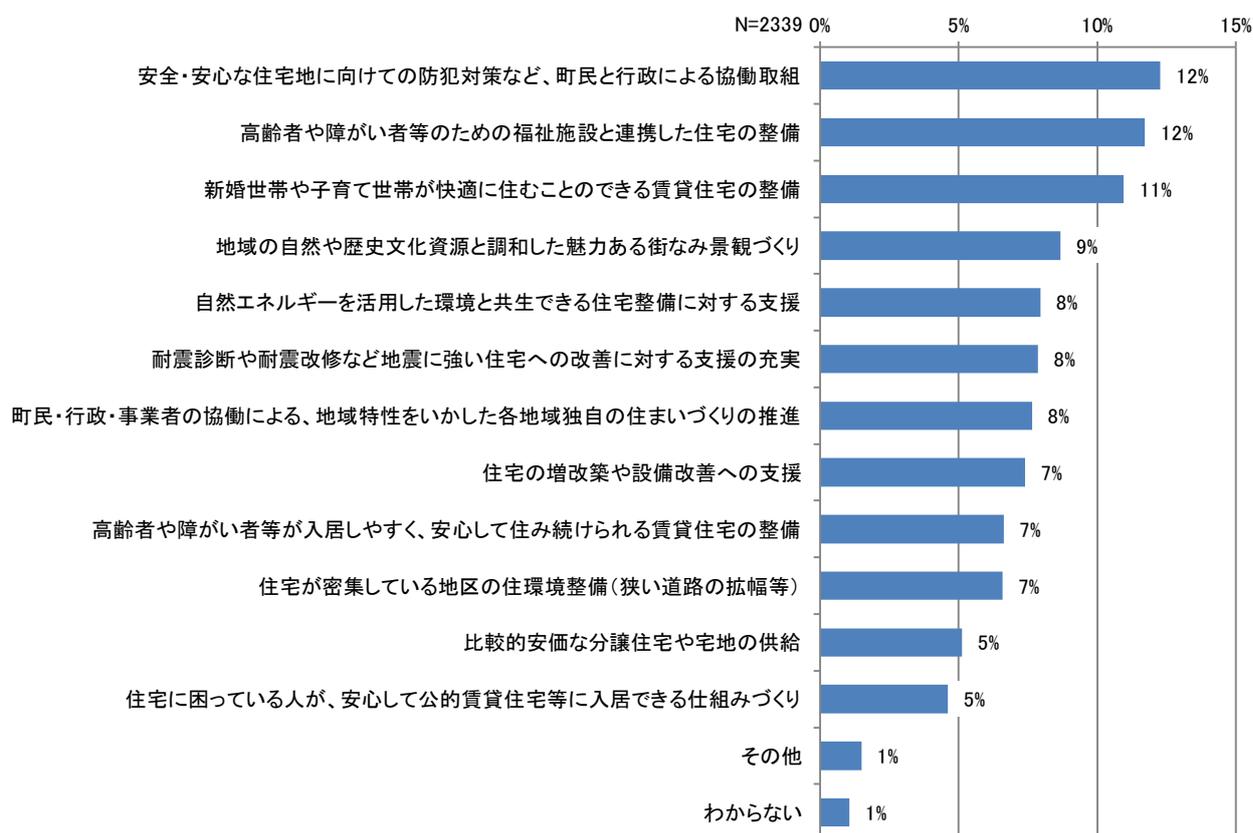
問 あなたが「住み続けたい」若しくは「住んでみたい」と思える理想の町の条件とは何ですか。（3つ選択）

○最も多いのは「病院や役所など生活施設が近く便利なこと」が16%、次いで「緑や空気などの自然環境の良いこと」が13%、「買い物に便利なこと」、「公共交通機関が充実していること」及び「防犯・防災の不安が少ないこと」が12%となっています。



問 今後の住まいづくりについて、小山町としてどのような施策に力を入れていけばよいとお考えですか。(3つ選択)

○最も多いのは「安全・安心な住宅地に向けての防犯対策など、町民と行政による協働の取組」と「高齢者や障がい者等のための福祉施設と連携した住宅の整備」が12%、次いで「新婚世帯や子育て世帯が快適に住むことのできる賃貸住宅の整備」が11%、「地域の自然や歴史文化資源と調和した魅力ある街なみ景観づくり」が9%となっています。

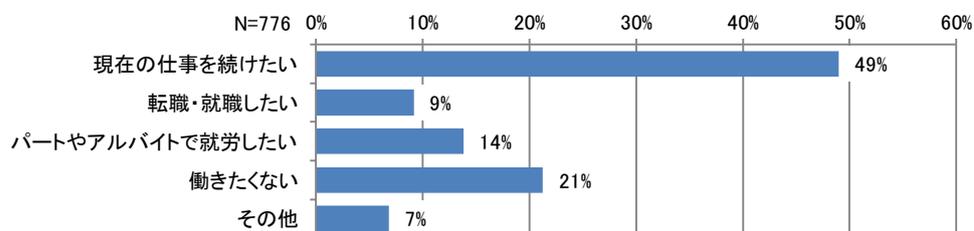


問 【就業希望】

あなたは、現在の職業を続けていきたいですか。（無職の方は就業を希望されますか）

（1つ選択）

○最も多いのは「現在の仕事を続けたい」が49%、次いで「働きたくない」が21%、「パートやアルバイトで就労したい」が14%となっています。

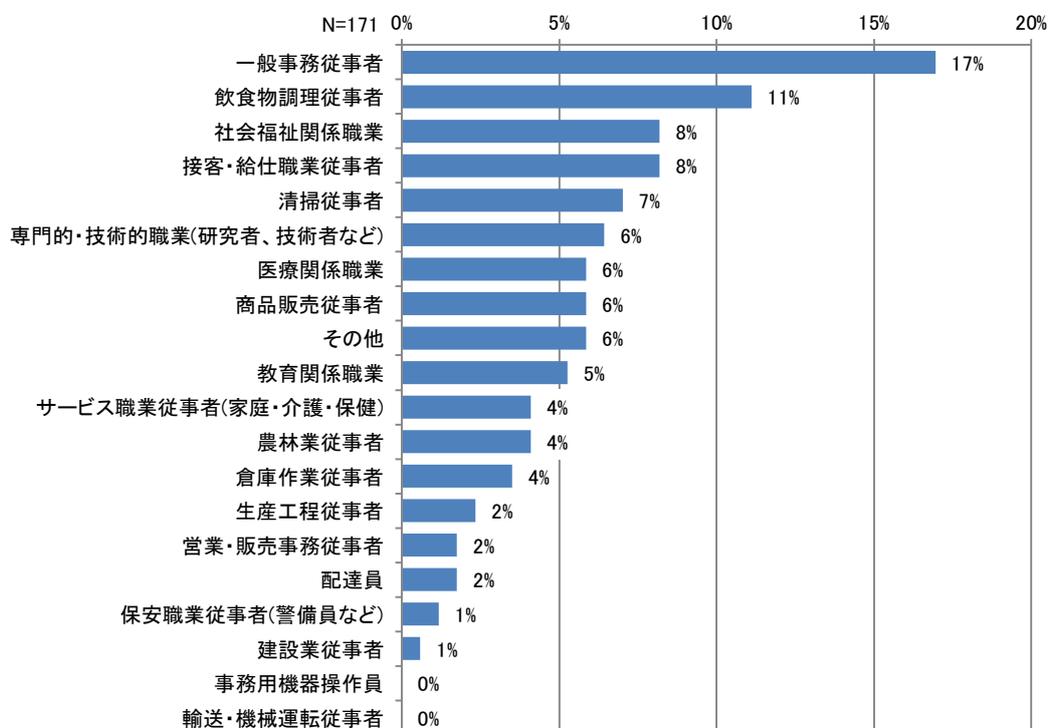


○「働きたくない」の回答者は「無職・70歳代以上の高齢者」の方に多く、「パートやアルバイトで就労したい」の回答者は「専業主婦・無職・60歳代」に多くなっています。

問 あなたが転職・就職、パート・アルバイトで就労したい職業は、次のうちどれに近いですか。

（1つ選択）

○最も多いのは「一般事務従事者」が17%、次いで「飲食物調理従事者」が11%、「社会福祉関係職業」と「接客・給仕職業従事者」が8%となっています。



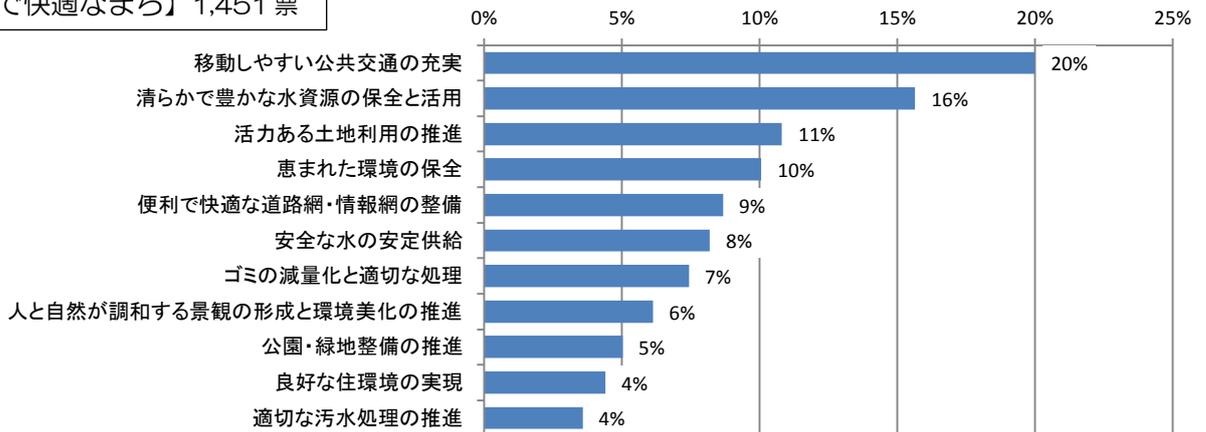
③重点施策について

問 総合計画・前期基本計画では、以下のような体系で施策に取り組んできました。あなたは、今後の後期基本計画においては、どの施策に重点的に予算を配分し取り組むべきと思いますか。

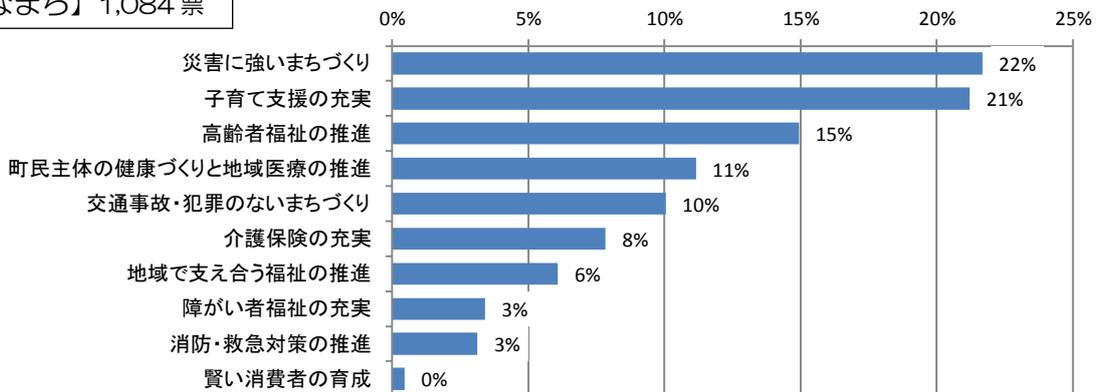
(5つまで選択)

○分野別では「便利で快適なまち」が最も多く、次いで「安心・安全なまち」、「いきいきとしたまち」の順となっています。また、個別施策が各分野に占める割合は、下表のとおりとなっています。

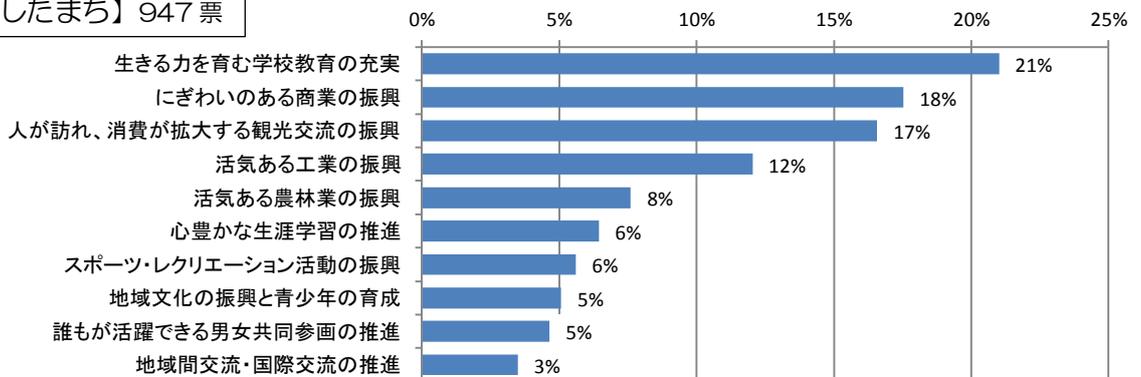
【便利で快適なまち】 1,451 票



【安心・安全なまち】 1,084 票



【いきいきとしたまち】 947 票



【計画の推進のために】 329 票



3 時代の潮流と本町の課題

(1) 人口の減少と少子高齢化の進行

本町の人口は、昭和35(1960)年の約29,000人をピークに減少し、平成27(2015)年10月現在の人口は19,371人(住民基本台帳)となっています。平成26(2014)年に日本創成会議が発表した人口の将来推計では、平成52(2040)年における本町の人口は約13,400人と約6,000人減少するとされており、かつ20歳から39歳までの女性の55%が減少する「消滅可能性都市」と位置付けられています。

人口の減少は、労働力の減少や商店等の生活利便施設の減少など、地域経済や町民生活に深刻な影響を及ぼすことから、人口減少対策は喫緊の課題となっています。

このため本町では、「小山町人口ビジョン」を策定し、人口の将来展望を行うとともに、人口ビジョンに掲げる目標(2060年に17,000人程度の人口を維持)を達成するために取り組むべき施策を「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「総合戦略」という。)として策定しました。

人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現するため、この総合戦略を着実に推進していくことが求められています。

また、平成27年10月現在の高齢化率は26.7%で、平成22年の22.4%に比べ4.3ポイント増加しており、今後、さらなる増加が見込まれています。こうした中、高齢者をはじめ、町民誰もがいきいきと自立して生活できるような環境づくりが求められています。

(2) 安全・安心志向の高まり

近年、南海トラフ巨大地震や富士山噴火の発生が危惧されており、また、台風、豪雨等の多発化などにより、自然災害に対する町民の不安が増大しています。

自然災害以外でも、インターネットを利用した犯罪や高齢者等を狙った特殊詐欺、さらには、世界各地で頻発するテロなど、犯罪等の増加に伴い、人々の安全・安心志向はこれまで以上に高まっています。

本町では、防災対策はもとより、防犯対策や交通安全対策など、町民の安全な生活の確保に取り組むとともに、町民の相談窓口を強化するなど、消費者問題やDVなどの問題への対応も進めています。今後も引き続き、町民や地域と連携し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、犯罪や事故を含めた危険の回避に取り組んでいく必要があります。

(3) 富士山の世界遺産登録

平成25年6月、富士山が世界文化遺産に登録されました。本町は「富士山頂のあるまち」として、その保全と活用に取り組んでいくことが求められています。

これまでも、富士山の環境を守るため、清掃活動や廃棄物パトロールなどのごみ対策、登山者へのマナー啓発及び植樹活動など様々な取組を実施してきましたが、今後も引き続き、町民や事業者、来訪者等と連携・協働し、保全に取り組む必要があります。

また、富士山を目指して、国内外から多くの観光客が訪れることから、富士山を活用して観光振興につなげていくことが期待されています。

(4) 自然環境との共生

地球温暖化や PM2.5 による大気汚染等、地球規模での環境問題が深刻化する中で、限りある資源の循環による、環境に負荷の少ない社会構造、生活スタイルへの変化が求められています。

こうした中、町民の環境に対する意識が高まっており、自然保護活動の拡大や廃棄物対策・リサイクルの推進などの取組が進められています。

本町では、ごみの分別やリサイクルを町民とともに推進していますが、これまで以上に、地球環境保全の取組を進めるとともに、自然と調和したまちづくりを進めていく必要があります。

また、本町は、豊富で良質な水資源を工業用水などに利用し、発展してきました。豊富な地下水がもたらす豊かな環境の持続や湧水地の保全は大きな課題となっています。潤いと安らぎを享受できる豊かな水と緑を後世に引き継ぐために、富士山、足柄山、各地の湧き水、河川など自然環境を生かした取組や保全活動を継続的に推進することが求められています。

(5) 経済のグローバル化と景気の低迷

アジア諸国の急速な経済成長と産業構造の高度化が進む中、製造業をはじめとした幅広い分野で国際市場とのつながりが強まり、経済活動のグローバル化が進行しています。一方、米国に端を発した世界的な景気後退などの影響により、国内経済も依然として不透明な状況が続いています。

本町においても、産業全般を通じ、厳しい状況となっていることから、^{みらい}三来拠点事業を中心に企業誘致を積極的に進めるとともに、民間事業者との連携等を通じて産業を活性化し、まちの活力を向上させていくことが必要となっています。

(6) 地方分権の進展と町民との協働の広がり

事務や権限の本格的な市町村への移譲など、自己決定・自己責任を基本原則とする地方分権が進められており、自治体には政策面、財政面で厳しい行政運営が求められています。

その一方で、生活水準の向上や長寿命化、価値観の多様化、余暇時間の増大に伴い、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」が求められるようになっていきます。また、自らのまちは自らの手で住みやすいまちに変えていこうとする意識が高まっており、全国的に、多様な分野での住民による地域活動が活発になってきています。

本町においても、平成 26 年度に地域住民が主体となって、町内 5 地域（各小学校区）毎に「金太郎計画 2020」を策定し、現在、その計画の実現に向けて取り組んでいます。

また、平成 27 年度には、町民と協働で小山町自治基本条例を制定しました。今後は、この条例に基づき、町民をはじめ、NPO、事業者等と参加と協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。

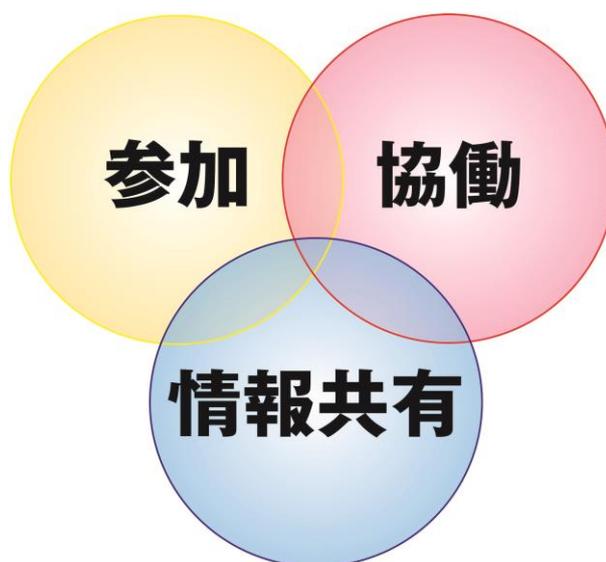
第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と基本原則

本町では、平成27年12月、小山町自治基本条例を定め、これからのまちづくりを進める上で基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として、以下の3点を定めました。

- 町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図る。
- 町民及び町は、まちづくりの推進において、個人の尊厳及び自由を尊重するとともに、法令及び小山町自治基本条例等の規定を遵守する。
- 町は、町民の意思を町政に反映するよう努めるとともに、公正で開かれたまちづくりを推進する。

また、次に掲げる3つの基本原則により、まちづくりを推進していくこととしています。



情報共有の原則	まちづくりに関する情報を共有すること。
参加の原則	町民が主体的にまちづくりに参加すること。
協働の原則	協働してまちづくりを推進すること。

第2章 まちづくりの将来像

将来像**“富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま”**

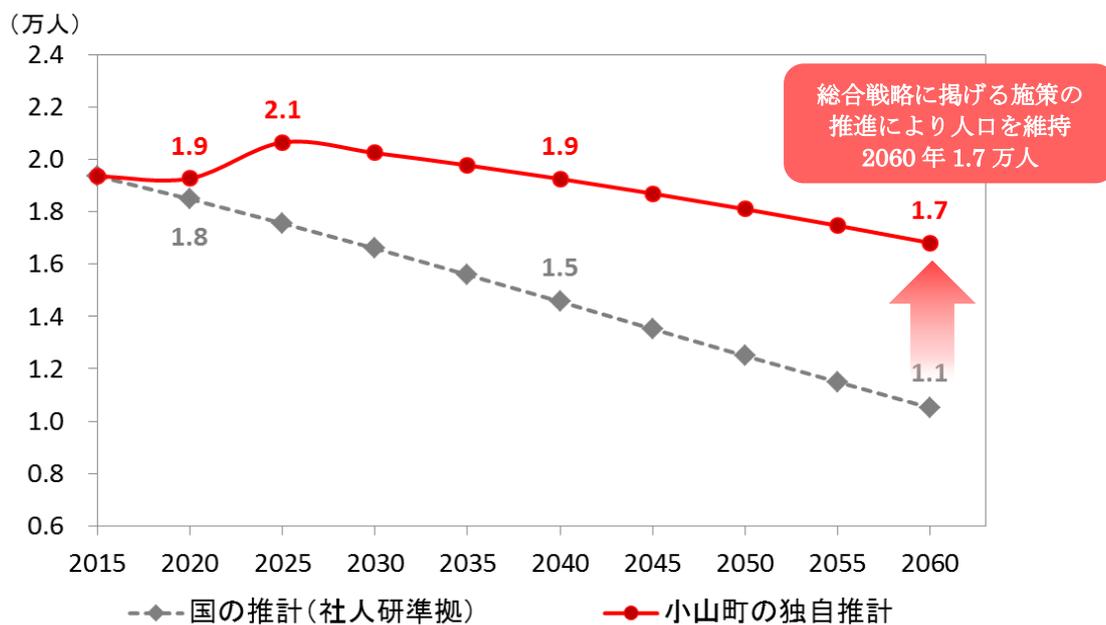
- 日本の象徴「富士山」のある本町では、富士山及びその周辺の自然環境をはじめとした豊かな恵みに抱かれています。私たちはこの水や緑の豊かな自然環境に感謝しつつ、美しい姿を将来にわたって守り育みながら、小山町らしさを創造していきます。
- 町内には東名高速道路や新東名高速道路へのスマートインターチェンジの設置が予定されており、これに合わせ、新たな都市機能の整備が進められています。こうした環境の中で、活発な企業活動や町民活動が幅広く行われ、その活気に多くの人が魅力を感じて集まってくるまちを目指します。
- このまちに住む人が主役となり、身近な暮らしを支え、町民相互の交流を高めていくまちを目指します。また、国内外からのまちへの来訪者と町民が、富士山のある豊かな環境の中で、心豊かで活気のある交流を深めていくまちを目指します。

1 将来人口

本町では、平成27年10月に策定した「小山町人口ビジョン」において、「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策の推進により、2060年に17,000人程度の人口を維持することを目標に掲げました。

なお、後期基本計画の計画期間の最終年である2019年の人口は19,300人と推計しています。

【小山町人口ビジョン】 2019年：19,300人（2060年：17,000人）



※国の推計：2060年に約10,500人まで減少（現状のまま人口減少対策を講じない場合）

2 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

- 東名高速道路や新東名高速道路などの新たな交通・交流機能を活用し、地域の活性化につながる新たな都市機能を配置します。
- 町内4地区の市街地内未利用地の有効利用を進めることにより、定住・移住人口の受け皿を確保します。
- 自然的土地利用は保全を基本とし、活用を図る場合には、周辺環境との調和に十分配慮して進めるものとします。

(2) 分野別方針

① 土地利用ゾーン

町の将来像を実現していくため、土地利用について以下のゾーンを位置づけます。

ア 自然環境保全ゾーン

- ・本町は、西部の富士山を頂点とした富士外輪状の三国山系と北東部の丹沢山系、その南東部の箱根外輪山、足柄山系に囲まれ、豊かな森林に囲まれた高原都市であり、本町の持つイメージを継承していくためにも、小山町森林整備計画等に基づき積極的に森林を整備、保全します。
- ・また、森林の持つ木材等生産機能、公益的機能を損なわないよう留意しつつ、緑と触れ合える憩いの場や学習の場、交流の場の創出を図ります。
- ・特に、富士山及び富士外輪状の三国山系、箱根外輪山は、自然公園、自然環境保全地域に指定されており、自然環境を保全することが特に必要とされていることから、今後も継続的な保全を基本とします。なお、自然環境保全の確保を前提に、三国山稜をはじめとする優れた自然環境に親しむことのできるハイキングコースの活用など、保健、休養及び教化に資する利用を図ります。

イ 農業緑地形成ゾーン

- ・小山地域から北郷地域にかけての平坦地に広がる農用地は、農業基盤整備や農地の集団化等による農産物の生産環境を整備、保全します。また農用地は、農産物の生産の場である以外にも、国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、これらの機能を十分に活用します。
- ・都市との交流の促進に向けて、町民や来訪者が農作業を通じて地域と交流できる場所の確保を図ります。
- ・このゾーンが形成している農村風景、集落環境は、後世にわたって継承していくべきものであり、無秩序な開発を抑制し、計画的な国土利用を図ります。

ウ 生活環境向上ゾーン

- ・市街地が形成されている各地域の市街化区域は、道路、公園、下水道等の生活環境基盤の整備や修景、ユニバーサルデザインの活用等を進めることにより、生活利便性、安全性に優れたまちづくりを図ります。

- ・また、商業地の活性化や医療、福祉、教育、文化等のサービスの向上を図り、総合的な生活環境の整備、拡充に努めます。
- ・地域の文化、歴史資源や既存緑地等を活かし、商業、工業施設が計画的に配置された良好で個性ある居住環境の形成を図ります。
- ・中心市街地では、居住機能を強化するための宅地利用を進めます。
- ・市街化区域及び市街化調整区域の良好な住環境の形成が望まれる地区において、地区計画制度等を活用し、良好な住環境の形成を進めます。

エ 産業集積ゾーン

- ・湯船原地区に新設される小山湯船原工業団地や、現行の工業系用途地域及び同規模の工場集積がみられるハイテクパーク富士小山工業団地等は、緑地の設置など周辺に与える環境上の影響に十分に配慮した施策を進めます。
- ・東富士リサーチパークなど研究・研修施設が集積している地区は、近年の産業構造の転換に対応した新産業関連施設の誘致を図るとともに、道路等の産業基盤施設の整備、改善を図ります。
- ・市街地ゾーンに立地する中小工場の集積化や新規工場の進出等を促すため、新規の工業用地の確保を図ります。

オ 観光レクリエーションゾーン

- ・本町の森林地区を中心に、多くのゴルフ場や富士スピードウェイなどの観光レクリエーション施設が立地しており、本町の首都圏に近いという立地条件や新東名高速道路の開通、自由時間の増大等により、入込み観光客数の増大が見込めることから、自然環境の保全に配慮しつつ観光レクリエーション機能の整備、拡充を進めます。
- ・富士山をはじめ、富士浅間神社や温泉などの観光資源を活かし、自然環境や景観の保全に配慮しつつ宿泊機能や観光レクリエーション機能の拡充を進めます。

② 交流拠点

地域内外の交流を推進するため、以下の交流拠点を位置づけます。

ア 防災・地域活性化拠点

- ・官民が連携して防災・減災と地域成長の両立を目指す内陸のフロンティアを拓く取組を活用した土地利用を図るため、将来土地利用構想「三来拠点」に位置づける3地区、（仮称）小山パーキングエリア周辺地区、湯船原地区、足柄サービスエリア周辺地区の整備を進めます。
- ・道の駅「ふじおやま」と道の駅「すばしり」は、休憩施設としての機能の他に地域活性化拠点としての機能を充実させ、活用します。また、災害時の防災拠点としても充実・強化を図ります。

イ 観光文化交流拠点

- ・須走地域内の回遊性の創出や、富士浅間神社の門前町である須走本通り（県道150号）沿道の修景に努め、観光文化交流の振興を図ります。
- ・富士山須走口五合目、足柄城跡は、文化財としての価値を損なわないよう十分留意し、

周辺の良好な自然環境にも配慮しながら、観光交流機能を有し、環境と共生した施設等の整備を検討した上で進めます。

ウ コミュニティ交流拠点

- ・ JR駿河小山駅、JR足柄駅周辺は、本町の玄関口であり、都市基盤の整備と併せて、未利用地の有効利用など計画的な国土利用を図り、賑わいの場の形成を図ります。
- ・ 道の駅や温泉施設等、地域の顔となる施設を維持、活用していくほか、これらの施設を中心とした周辺一体の環境整備に努めます。

③ 交通交流軸

土地利用ゾーン、交流拠点を支える交通機能として以下の交通交流軸を位置づけます。

ア 広域交通軸

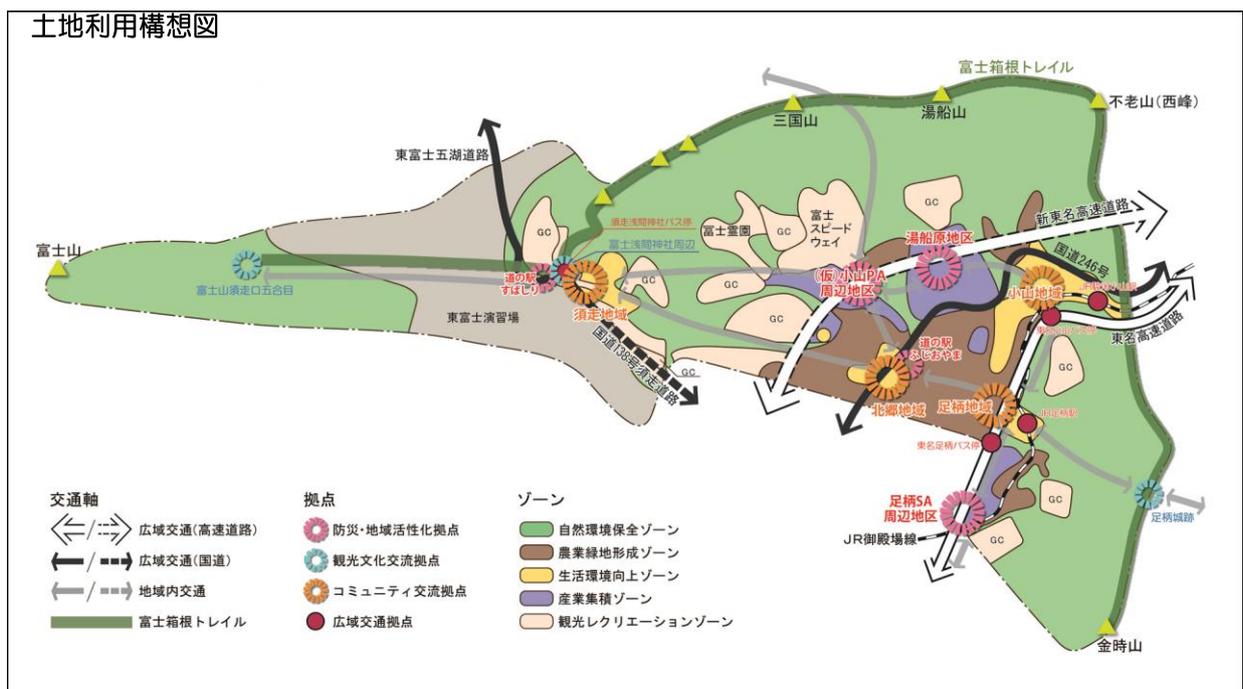
東名高速道路、新東名高速道路は、県内外の広域圏と本町を結ぶ重要な軸として、スマートICの整備を進めます。また、国道246号、138号は近隣市町及び県内外とのアクセス道路として、整備と適切な維持管理を進めます。

イ 地域内交通軸

小山、足柄、北郷、須走の各地域及び町内の拠点を結ぶ道路は、安心・安全な道路を目指した整備と適切な維持管理を進めます。

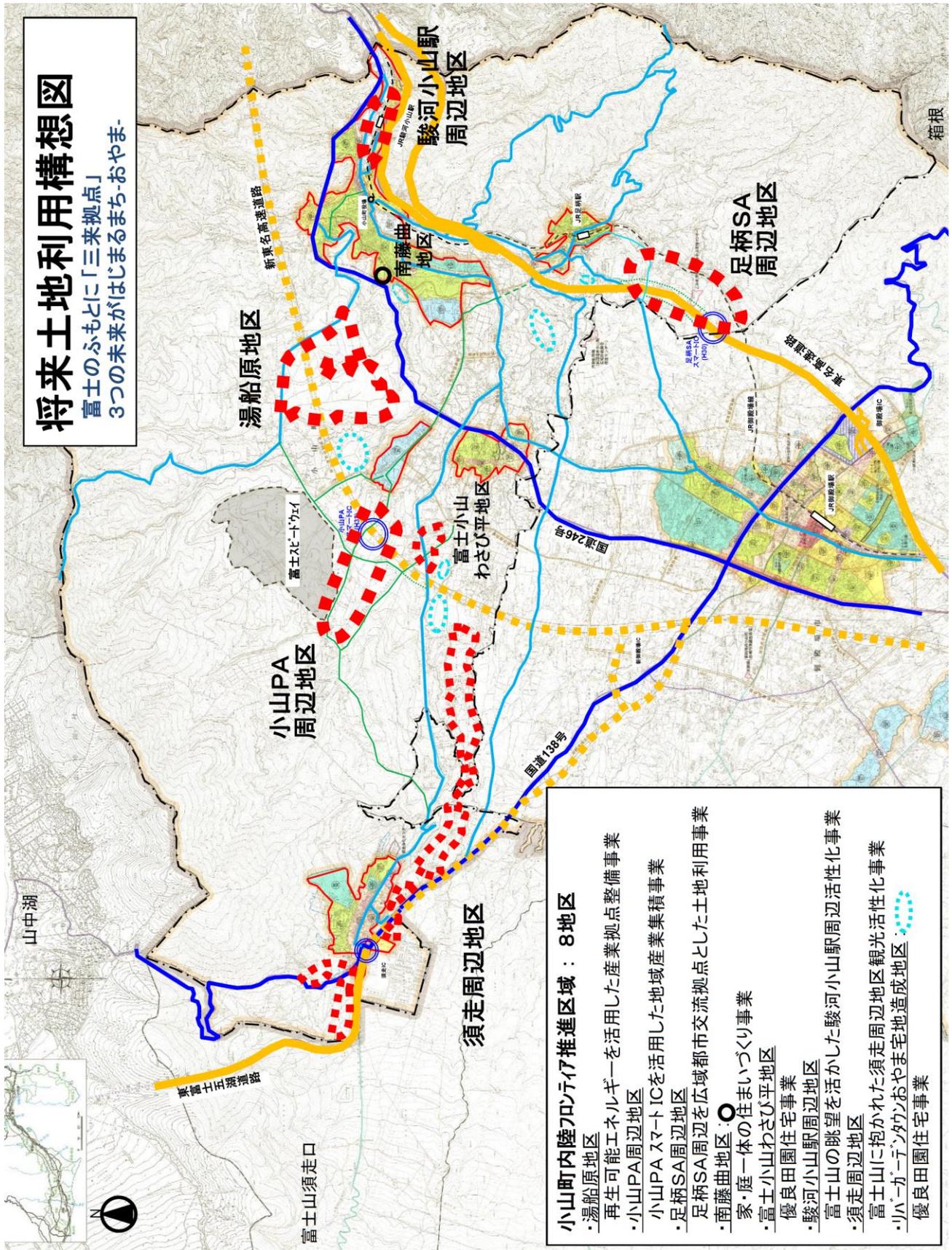
ウ 富士箱根トレイル

静岡県と山梨県、神奈川県の間境に位置し、富士山須走口五合目から三国山、不老山を経て金時山までつながる稜線は、富士箱根トレイルとして本町の新たな魅力となりつつあります。今後は、自然環境や地域の歴史文化資源との調和に配慮しながら、適切な整備と維持管理を進めます。

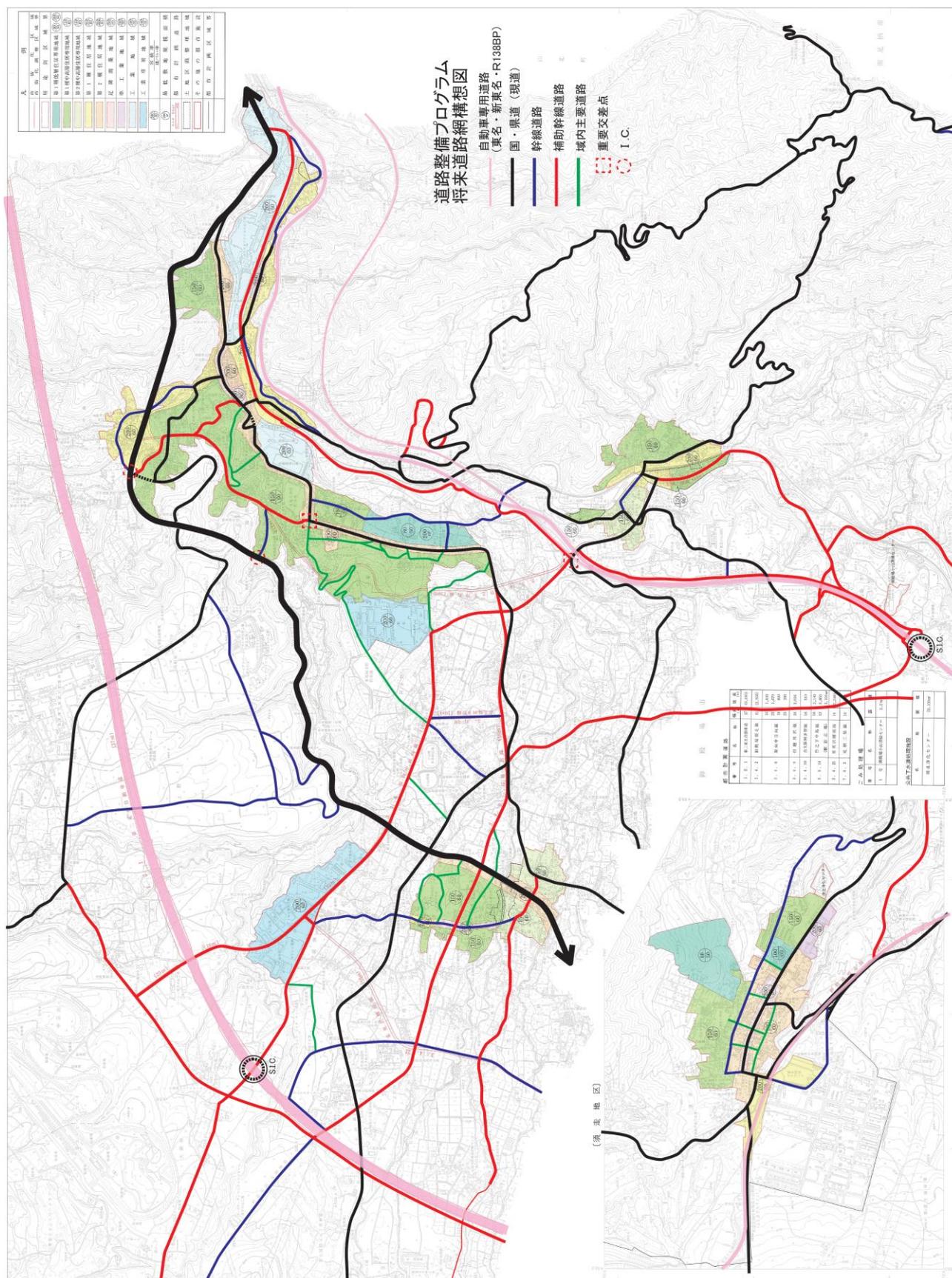


※ 『(1)土地利用の基本方針』を具現化する手法の一つである“小山町「内陸のフロンティア」を拓く取組に基づく将来土地利用構想図”を、参考資料①として添付します。また、『(2)－③－「ア 広域交通軸」及び「イ 地域内交通軸」』の詳細について、“道路整備プログラム将来道路網構想図”を、参考資料②として添付します。

参考資料① 小山町「内陸のフロンティア」を拓く取組に基づく将来土地利用構想図



参考資料② 道路整備プログラム将来道路網構想図



第3章 施策の大綱

将来像を「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」と定め、これを実現するため、4つの基本目標、37の基本施策を柱に個別の課題を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

1 『便利で快適なまち』（環境・都市基盤）

水や緑の豊かな自然環境を活かし、美しい景観や心地よい環境のあるまちづくりを進めるとともに、環境にやさしい暮らしづくりを進めます。また、本町と近隣市町や県内外の地域を結ぶ広域道路が整備される中、生活に身近な道路・公共交通や住宅、公園などが整備された利便性の高いまちづくりを進めます。

（1）恵まれた環境の保全〈環境保全・富士山〉

世界文化遺産富士山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、後世に伝えていくため、町民、事業者、来訪者及び行政の連携・協働により、小山町環境基本計画の推進に努めます。また、富士山をはじめとする豊かな自然環境等への愛着と誇りを高め、郷土愛を育み、後世へ引き継いでいきます。

（2）清らかで豊かな水資源の保全と活用〈水資源・水辺〉

本町の良質で豊富な地下水は、農産物をはじめ、工業用水や生活用水などに利用され、地域産業の発展に寄与してきました。水資源は貴重な自然資源であり、地域の財産でもあるため、採取と保全のバランスを取りながら、有効に活用していきます。また、自然を活かした潤いのある水辺づくりを進めます。

（3）ごみの減量化と適切な処理〈ごみ・環境衛生〉

環境負荷を軽減し、良好な環境を保全していくため、小山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量やリサイクルの促進、適正な廃棄物処理を進め、快適な生活環境の保全と持続可能な循環型社会の構築を目指します。

（4）人と自然が調和する景観の形成と環境美化の推進〈景観・環境美化〉

豊かな自然や歴史的な名所などの地域資源を積極的に保全・活用するとともに、環境美化清掃等、環境美化活動を推進します。また、小山町景観条例や景観計画に基づき、富士山や足柄峠、金時山、豊かな田園風景などを活かし、人と自然が調和する美しい町並みの保全・形成を図ります。

(5) 安全な水の安定供給<<上水道>>

安全で良質な水を安定的に確保するため、水質の管理や水道施設の維持管理を適切に行うとともに、企業誘致等に伴う水需要の増大に対応できるように、水源の確保や配水施設の整備を進めます。また、町民の節水意識の高揚を図ります。

(6) 適切な汚水処理の推進<<汚水処理>>

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、須走地区の公共下水道（須走浄化センター）の計画的な改修や適正な施設管理に努めるとともに、その他の地区においては、合併処理浄化槽設置に対する補助金の交付を通じ、汚水処理施設の整備を促進します。

(7) 活力ある土地利用の推進<<土地利用>>

町内4か所の市街化区域の地域特性を活かした土地利用を進めるとともに、東名高速道路や新東名高速道路へのスマートインターチェンジの設置などにより、周辺地区への産業拠点の集積や居住環境の整備、賑わいの創出が期待されていることから、小山町都市計画マスタープランに基づき、商業地、住宅地の形成や企業用地の活用を計画的に進めます。

(8) 便利で快適な道路網の整備<<道路網>>

新東名高速道路、国道246号の4車線化、国道138号須走道路など高規格幹線道路の整備に合わせ、都市計画道路を含めた交通ネットワークの確立を目指すとともに、新たに設置される東名高速道路や新東名高速道路へのスマートインターチェンジの有効活用により、効果的で効率的な道路整備を推進します。また、生活道路について、安心して快適な生活空間を確保するため、歩道や狹隘道路の整備を進めます。

(9) 公共交通の活性化<<公共交通>>

高齢化社会を迎え、公共交通機関の必要性が増加しているなか、本町ではコミュニティバスの運行や学生のための運行助成を行っています。公共交通機関を利用して快適な移動ができる環境を維持するため、まちづくりと一体となった、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスの推進を図ります。

(10) 良好な住環境の実現<<住環境>>

生活の拠点となる住宅の建築に対し、建築基準法に基づき、適正な指導を行うとともに、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震化への補助を通じ、耐震性の向上に努めます。また、町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の計画的な更新と適切な維持管理を進めます。

(11) 公園・緑地整備の推進<<公園・緑地>>

町民が潤いや安らぎを感じることができる身近な環境を確保するため、都市公園や農村公園の適切な維持管理を行うとともに、利便性の向上を図ります。また、公園の整備に当たっては、地域の活性化につながるよう、町民の意見を反映させるよう努めるとともに、利活用方策の検討を進めます。

2 『安心・安全なまち』（健康・福祉・危機管理）

誰もが健康で安心して住み続けることのできるまちづくりを目指し、町民の健康づくりを進めるとともに、高齢者や障がい者、子育て世代をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。また、災害対策や消防・救急対策の充実などにより、町民の安心・安全を確保します。

(1) 地域で支え合う福祉の推進<<地域福祉>>

町民一人ひとりが福祉を自らの課題として受け止め、地域福祉活動に参画できるよう、ボランティア活動の推進や、地域に密着した地域福祉活動の支援に取り組みます。また、地域包括支援センター等による相談の充実など、福祉の基盤づくりにも取り組み、地域住民がお互いに助け合い、安心して生活できるまちづくりを目指します。

(2) 町民主体の健康づくりと地域医療の推進<<健康づくり・地域医療>>

町民の健康づくりを促進するため、生活習慣病の予防や健康の啓発活動に努めるほか、健康づくり活動を行う人材の育成や食育の推進など、町民が主役の健康づくり活動を促進します。また、誰もが安心して医療を受けることができるよう、医療費の助成や医療機関との連携など、医療体制の充実を図ります。

(3) 高齢者福祉の推進<<高齢者福祉>>

高齢者が住み慣れた地域で、自立していきいきと生活できるよう、民生委員・児童委員との連携を図り、高齢者の実態把握に努めるほか、地域包括支援センターの活用等により地域支援ネットワークの構築に努めます。また、高齢者の就労支援や交流の場の創出等を通じて、高齢者の社会参加機会を促します。

(4) 介護予防事業と介護給付事業の充実<<介護保険>>

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を送れるよう、介護予防の取組を重点的に進めます。介護が必要になった場合でも、重度化を防ぎ、多様なニーズに応えるため、福祉サービスを充実させ、介護される人・する人の支援を地域で連携して取り組んでいきます。

(5) 障がい者福祉の充実<<障がい者(児)福祉>>

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、地域で支え合う総合的な支援体制の整備を図ります。特に、障がいのある方に対する相談体制の充実や就労支援等を通じ、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かなサービスを提供するよう努めます。

(6) 子ども・子育て支援の充実<<子ども・子育て支援>>

安心して子どもを産み育てることができるよう、ファミリー・サポート・センター*の充実や、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実・整備などを進め、子育てしやすい環境の整備に努めます。また、児童虐待を防止するため、広く人権の考え方を普及させるとともに、関係機関との連携によって相談体制の充実を推進します。

*ファミリー・サポート・センター：地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、有償で助け合う仕組み。設置運営は市町村が行っている。

(7) 災害に強いまちづくり<<災害対策・危機管理>>

災害から町民の生命、財産を守るため、町民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成等、防災体制の充実を図るほか、災害に強い森林づくりや防災拠点の充実・強化、さらには町内事業所や他の自治体との防災協定の締結などを通じ、災害に強いまちづくりを進めます。

(8) 交通事故・犯罪のないまちづくり<<交通安全・防犯>>

交通事故のないまちづくりを進めるため、幼児や高齢者等の交通弱者を対象とした交通安全教育の推進や、歩行者やドライバーなどのモラル向上を図るとともに、交差点の改良や道路標識の設置等により、地域の実情に応じた交通環境の整備に努めます。また、特殊詐欺や悪質商法への的確な対応を図るため、地域住民と連携した防犯体制の充実や町民への防犯情報の提供に努め、犯罪のないまちづくりを目指します。

(9) 消防・救急対策の推進<<消防・救急>>

火災の発生を予防し、火災被害の拡大を抑えるため、町民一人ひとりの防火意識を高めるとともに、消防団員の確保や消防施設の適正な維持管理を通じ、消防団の活動を支援します。また、消防・救急に携わる人材の育成や関連機関との連携によって、地域全体の消防力・救急力の強化に努めます。

(10) 消費者教育の推進<<消費生活>>

町民一人ひとりが消費生活に関する知識を高め、安心して生活できるよう、消費者教育を推進するほか、啓発パンフレット、広報おやま等を通じて、商品や契約などの的確な情報提供に努めます。また、消費生活トラブルの防止や早期解決のため、消費生活センターの充実と利用の促進を図ります。

3 『いきいきとしたまち』（教育・文化・産業）

子どもからお年寄りまで、誰もが生涯にわたって、文化やスポーツ、地域間交流など様々な場面で活躍できるまちづくりを進めていきます。また、このような取組を支えるためにも、元気な産業を育て、一人ひとりがいきいきと働けるまちづくりを進めていきます。

（１）心豊かな生涯学習の推進〈生涯学習〉

すべての町民が生涯にわたって、心身ともに健全で充実した生活を送ることができるよう、各種趣味教室や講演会の開催等により、生涯学習機会の充実を図ります。また、NPO法人をはじめとする各種団体の支援や人材育成に努めるほか、便利で使いやすい図書館運営を目指します。

（２）地域文化の振興と健全な青少年の育成〈地域文化・青少年〉

町民が地域文化に親しみ、地域への誇りや愛着を持てるよう、各地域で行う文化活動を支援するほか、町内の貴重な文化財の保全・活用に努めます。また、地域や学校などと連携し、青少年のボランティア活動や職場体験、多世代との交流等を進め、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

（３）スポーツ・レクリエーション活動の振興〈スポーツ・レクリエーション〉

町民が運動習慣を身につけ、心身ともに健康になることを目指し、各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催、スポーツ指導者の育成などを通じ、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを進めます。

（４）生きる力を育む学校教育の充実〈学校教育〉

子どもの生きる力を育むため、学校、家庭、地域が連携し、確かな学力を身につける教育、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。また、子どもの生活習慣の習得を図るため、幼児教育の充実や家庭教育の支援に取り組むとともに、子育てに悩む保護者等への相談体制の充実を図ります。

（５）地域間交流・国際交流の推進〈地域間交流・国際交流〉

姉妹都市の岡山県勝央町、観光友好都市の京都府福知山市をはじめ、災害支援協定を締結した茨城県北茨城市、兵庫県三木市及び長崎県島原市などとの地域間交流を推進します。また、国際姉妹都市のカナダ・ミッション市を中心に、行政間交流や中高生等のホームステイ等を通じ、国際交流の推進を図ります。これらの取組を通じて、相互理解を進め、子どもの文化意識の高揚や交流人口の拡大につなげます。

(6) 誰もが活躍できる男女共同参画の推進<<男女共同参画>>

あらゆる分野で女性と男性が平等に活躍できる社会を実現するため、講座や講演会、広報誌の発行等を通じ、男女共同参画への意識の高揚と啓発に努めるほか、様々な地域活動に男女問わず積極的に参加できる場の創出、男女の人権の尊重、男女がともに参画しやすい環境の整備などを推進します。

(7) 三来^{みらい}拠点事業の推進<<雇用創出・賑わい>>

静岡県が進める「内陸のフロンティア」を拓く取組に位置付けられた「三来^{みらい}拠点事業^{*}」を推進し、産業の集積や優良な居住環境の確保を図り、雇用の場の創出や賑わいづくりを進めるとともに、定住・移住の促進を目指します。また、優良企業の誘致やファルマバレープロジェクトの推進により、地元中小企業の活性化を図ります。

^{*}三来^{みらい}拠点事業：小山PA周辺、湯船原、足柄SA周辺、富士小山わさび平、南藤曲、駿河小山駅周辺地区において、産業拠点の集積や優良な住宅・団地等を整備する事業。

(8) 活気ある農業の振興<<農業>>

農業経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を進めるとともに、担い手への農地の集約や食育活動を通じた地産地消の推進、農産物の6次産業化等を図り、効率的で安定的な農業経営を推進します。また、鳥獣による農産物の被害を防除するため、地域ぐるみで広域的な鳥獣被害対策を推進します。

(9) 適切な森林整備を通じた林業の活性化<<林業>>

持続可能な森林の管理・経営の推進を通じて、水源の涵養^{かんよう}や地球温暖化防止などの森林のもつ多面的機能を十分に発揮させるため、間伐等の森林整備を推進するとともに、森林施業の効率化や「富士山－金時材」の流通促進、さらには森林整備の基盤となる路網整備の推進などにより、林業の成長産業化を目指します。

(10) 人が訪れ、消費が拡大する観光交流の振興<<観光交流>>

観光交流の拡大と消費の拡大を図るため、サイクルステーションや誓いの丘等、観光拠点の整備を進めるほか、富士山、富士箱根トレイル、道の駅、金太郎等の地域資源を活用した魅力の創出を図ります。さらに、周辺自治体との広域連携や、多言語表示板の整備や外国人観光客の受け入れ態勢の整備、フィルムコミッション事業の推進等により、観光交流人口の拡大を図ります。

(11) 賑わいと活気があふれる商工業の振興<<商工業>>

魅力ある買い物環境づくりや商店の経営力の強化、観光拠点施設の誘致などにより、商店街の賑わいを創出するとともに、道の駅での特産品販売やふるさと納税での返礼品を通じ、本町の特産品のPRと消費拡大を図ります。また、企業交流会の開催や、技術者の養成、利子補給金の交付を通じ、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

(12) 定住・移住の促進と婚活支援<<定住・移住>>

定住・移住希望者向けの情報発信や相談体制の充実、移住希望者の体験ツアーなどを実施するほか、U I J ターンの促進、子育て支援、宅地造成事業に取り組み、定住・移住の促進に努めます。また、若者に対し、出会いの場を提供する婚活支援事業を積極的に展開するとともに、結婚支援相談員の配置等を通じ、本町での婚活・結婚を支援します。

4 『計画の推進のために』（広域連携・行財政運営・協働）

大きく変化する社会情勢の中、行財政運営の効率化と住民サービスの向上を図ります。また、町民の参加・協働により、計画を推進します。

(1) 広域連携の推進<<広域連携>>

効率的な行政運営と住民サービスの向上を図るため、御殿場市・小山町広域行政組合で行う共同処理（常備消防、火葬場、ごみ処理場、し尿処理場）を継続するとともに、富士山ネットワーク会議等を通じ、広域連携の充実を目指します。

(2) 健全な財政運営の確立<<財政運営>>

長引く景気の低迷や社会保障関係費の増加などにより、町の財政運営は年々厳しくなっていることから、自主財源の確保や経費の削減、公債費の抑制などにより、財政基盤の強化を図り、健全な財政運営の確立を目指します。また、財政状況について町民にわかりやすい形で情報公開を行います。

(3) 効率的な行政運営の推進<<行政運営>>

限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ）の中で、行政サービスの向上を図るとともに、地方創生に向けた積極的な取組を進めるため、行政評価（施策評価・事務事業評価）の実施により、事務事業の見直しを図るとともに、時代に即応した組織改革や職員の人材育成などに取り組み、効率的な行政運営を推進します。

(4) 参加と協働によるまちづくり<<参加・協働・情報共有>>

地域コミュニティの活性化や公益的団体の支援、まちづくりのけん引役となる人材の育成等により、参加と協働の仕組みづくりを進めるほか、協働に向けた町民意識の醸成や情報の共有化などに取り組み、参加と協働によるまちづくりを推進し、元気で、明るく、豊かな地域社会の実現を目指します。

第3部 後期基本計画

序章 計画の基本構成と重点施策

1 基本施策（各ページ）の構成

基本施策の構成は、計画書のわかりやすさ、使いやすさ、評価のしやすさなどの観点から、以下の構成としています。

○目的

基本施策が何を目指して行われるものかを明確にするために、施策の目的をあらためて記述しています。

○現況・課題

国や県などの大きな視点から見た現状や、本町の特性に係る現状について、社会情勢や制度などの変化、町民ニーズなどの視点から記述し、基本施策として取り組むべき課題を記述しています。

○目標（指標）

目標（指標）は、施策の目的達成度を測る指標として記述しています。この指標により、施策の達成状況をわかりやすくするとともに、計画の適切な進行管理を行います。

○施策の方向

基本施策の目的を実現するために取り組んでいく、本町の具体的な活動方針です。

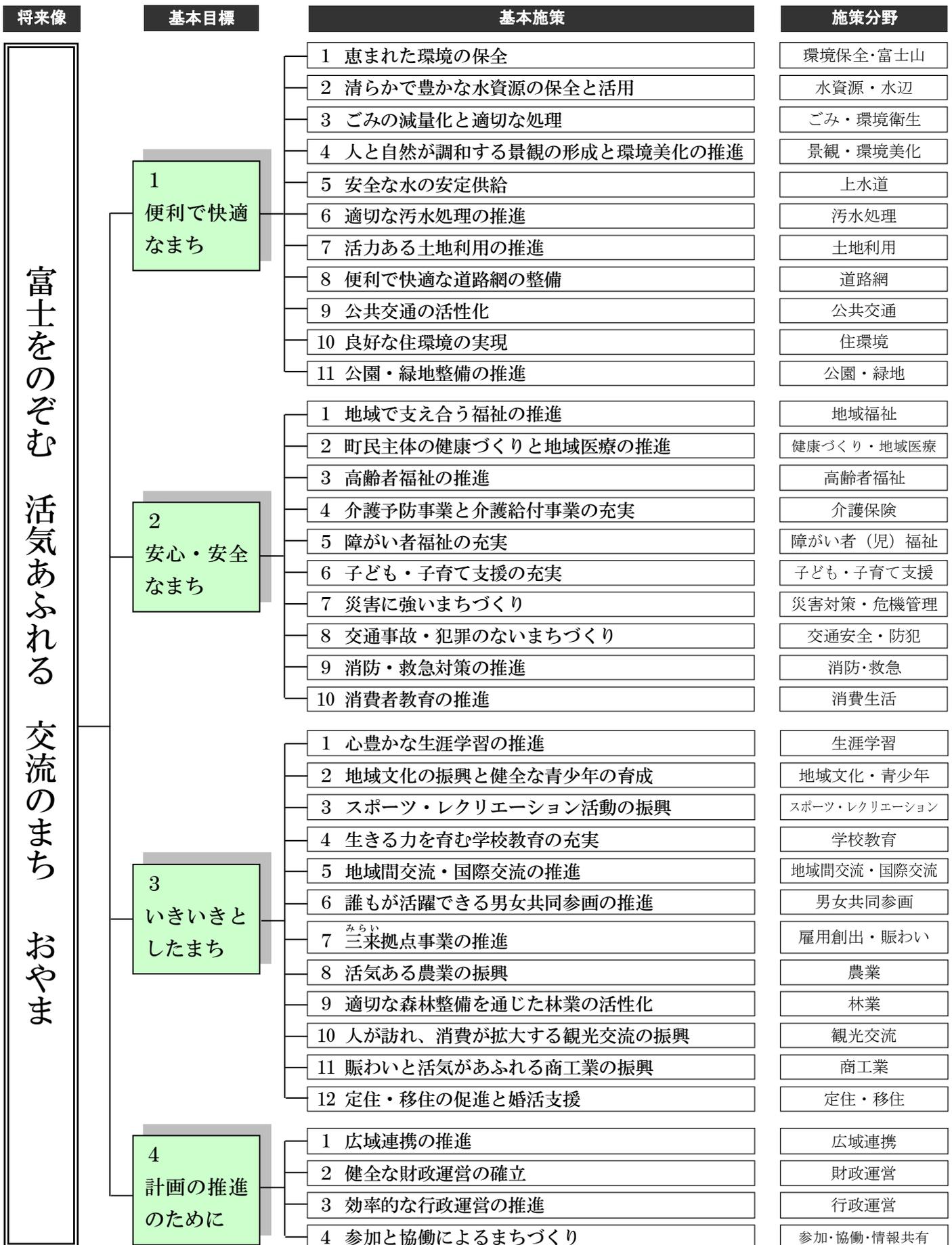
○主要事業

目標（指標）実現の要となり、予算配分への配慮や進行管理が必要な事業を取り上げて記述しています。

○互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

町民・事業所・地域・行政が目的の実現に向けて取り組んでいく姿勢や考え方を記述しています。記述の内容には、現在でも日常的に取り組んでいるものから、多くの担い手が地域を支えていく期待が込められているものも含まれています。

2 計画の基本構成（体系図）



3 重点施策

本町が直面している最も大きな課題である人口減少を克服し、地方創生を推進するため、「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた4つの基本目標に資する施策を重点施策とします。

これに加え、自治基本条例に基づき、参加と協働のまちづくりをこれまで以上に推進していく必要があることから、この取組も重点施策として位置付けます。

なお、これらの重点施策については、厳しい財政状況にあって、効率的・効果的に課題解決を図り、他の施策に優先して資源配分を行い、成果の向上を図るものとします。

区 分		重点施策
総合戦略の4つの基本目標	産業拠点の整備を中心とした多様な雇用機会の創出	3-7 三来拠点事業の推進 3-8 活気ある農業の振興 3-9 適切な森林整備を通じた林業の活性化 3-10 人が訪れ、消費が拡大する観光交流の振興 3-11 賑わいと活気あふれる商工業の振興
	居住環境の整備による定住・移住の促進	1-4 人と自然が調和する景観の形成と環境美化の推進 1-7 活力ある土地利用の推進 1-10 良好な住環境の実現 3-12 定住・移住の促進と婚活支援
	結婚・出産・子育て環境の整備	2-6 子ども・子育て支援の充実 3-2 地域文化の振興と健全な青少年の育成 3-4 生きる力を育む学校教育の充実 3-12 定住・移住の促進と婚活支援
	様々な世代の町民が元気に安心して暮らせる環境を整備	2-3 高齢者福祉の推進 2-7 災害に強いまちづくり 3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興
参加と協働の推進		4-4 参加と協働によるまちづくり

第1章 便利で快適なまち

1-1 恵まれた環境の保全 《環境保全・富士山》

1 目的

町民及び小山町を訪れる一人ひとりの環境への関心を高め、富士山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、後世に引き継いでいくことを目的とします。

2 現況・課題

- 便利で快適な暮らしは、生活にゆとりや潤いを与えてくれる一方で、環境負荷を増大させ、温暖化など地球規模の環境問題を引き起こしています。このため、環境負荷の少ない自然と調和したまちづくりを進めていくことが求められています。
- 良好な自然環境を守り、後世に伝えていくために、平成25年3月に小山町環境基本条例を制定し、平成26年3月には小山町環境基本計画を策定しました。この条例の基本理念の実現に向けて環境を保全し、より良い環境を創造していくためには、町、町民、事業者及び滞在者等が、相互に連携・協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められています。
- 富士山が世界文化遺産となり、本町では構成資産として富士浅間神社、構成要素として須走口登山道が登録されました。今後は、国、県、周辺市町村及び地域団体が連携して、更なる文化や自然環境の保全に取り組み、この貴重な財産を後世に引き継いでいくことが重要です。
- 前期基本計画では、環境教育や富士山学習会をはじめとする環境に関する取組を推進してきた結果、「自然環境が保全されている」と回答する町民の割合は1%増加し72%となり、満足度は高い水準を維持しています。今後は、環境基本計画アクションプログラムに基づき計画を推進し、町内全域の環境保全等の取組を推進していく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「自然環境が保全されている」と回答する町民の割合	72%	80%	町民アンケート
環境基準の達成率	99% (H25)	100%	光化学オキシダントを除く環境基準

4 施策の方向

小山町環境基本条例に定める基本理念の実現のため、環境基本計画を推進するアクションプログラムを策定し、具体的な施策に取り組んでいきます。

(1) 豊かな自然と快適な生活空間の創出

健全で豊かな環境の恵みを育み、人と自然が共存・共生する社会を目指します。

- ①町民が健全で豊かな環境の恵みを享受します。
- ②安全で快適な環境を将来に継承します。

(2) きれいな水と空気、安全な生活環境の形成

水と緑を守り、快適で安全・安心な暮らしを目指します。

- ①水と緑に象徴される自然環境に恵まれた町の特性を活かし湧水等の水資源の保全と森林の育成を推進します。
- ②町内河川の水環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

(3) 循環型の社会の構築

身近な暮らしと社会を見つめなおし、公平な役割分担のもとに循環型の社会を構築します。

- ①地球環境への負荷を可能な限り減らし、人と自然とが共生できる循環型社会を構築します。
- ②湯船原地区を中心に、再生可能エネルギーの地産地消を実現します。
- ③木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用促進やカーボン・オフセット^{※1}の取組を通じて温室効果ガスを削減します。

(4) 自ら学び・考え・行動する町民の育成

環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます。

- ①公平な役割分担の下に環境基本計画を推進します。
- ②環境の保全と創造を事業活動・日常生活において実践します。

(5) 富士山須走口マイカー規制の実施

- ①秩序ある登山を維持するため、マイカー規制を通して須走口の適正利用を推進します。
- ②静岡県や他の登山口と連携し、総合的に富士山の環境負荷を減らす方を推進します。

(6) 世界遺産富士山の環境保全活動の充実

- ①富士山世界遺産協議会^{※2}を通して富士山の保全を推進します。
- ②富士山をより深く学ぶ学習の機会を充実させます。
- ③ごみの持ち帰りの推進、登山マナーの啓発、エコツアーの呼び込みを推進します。

5 主要事業

事業名称	概要
環境保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画アクションプログラムに基づき計画を推進し、町内全域の環境保全に関する取組を推進する。 ・環境学習や環境保全のための地域活動を実践する。
富士山世界遺産事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産富士山の「保全」と「活用」の2つの観点から、構成資産をはじめとする「自然・歴史・文化」を後世に残すための取り組みを推進するとともに、更なる町のPR及び観光振興を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 日常生活や業務などの様々な場面で、エコドライブや地産地消の商品を購入するなど、できることから温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 環境分野に関連する団体のネットワークを活用し、環境保全活動に努めます。

^{※1}カーボン・オフセット：日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。イギリスを始めとした欧州、米国、豪州等での取組が活発であり、我が国でも民間での取組が拡がりつつあります。

^{※2}富士山世界遺産協議会：富士山の保存管理及び整備活用並びにその周辺環境の保全を推進するために、静岡・山梨両県及び富士山周辺の17市町等で構成されている。

1 目的

貴重な財産である水資源を保全し、適切に活用することを目的とします。

2 現況・課題

○本町には恵まれた水資源があり、農業や飲料水など様々な方面で利用されています。須川流域における須川湧水群など清らかな水の流れる環境は、本町の貴重な財産となっています。

○地下水は、古くから生活用水、農業用水、工業用水などに利用され、良質で豊富な地下水を有する本町では地下水を資源とした地域産業が発展してきました。一方、全国的には限られた地下水の過剰採取によるトラブルも多く、県では、「静岡県地下水の採取に関する条例」により、その利用を制限している地域もあります。

○いつまでも本町の水資源が清らかで豊かであるように、水資源について採取と保全のバランスを取りながら、地下水の採取に対する指導の強化や大規模開発などによる地下水への影響の監視、さらには、地下水涵養^{かんよう}に努める取組を進める必要があります。

○湧水のある豊かな環境などを活かし、本町の魅力を高めていくことも望まれています。

○前期基本計画では、町内河川や工場排水の水質検査を着実に実施し、結果を公表してきた結果、「清らかで豊かな水資源が守られている」と回答する町民の割合は3%増加し83%となり、満足度は高い水準を維持しています。今後も、引き続き水質検査の実施・結果公表に努めるとともに、地下水の保全と活用についての調査・研究の継続、また、水辺に親しめる活動の実施等に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「清らかで豊かな水資源が守られている」と回答する町民の割合	83%	90%	町民アンケート
水をテーマとした体験学習の回数	0回 (H26)	8回	湧水の流れや飲料水をテーマとした体験学習やウォーキングの開催回数

4 施策の方向

(1) 水資源の魅力の向上

- ①清らかな水の流れを子どもたちが楽しむことができるような水辺の保全と活用を図ります。
- ②清らかで豊かな水資源の情報発信や水に対する理解を深めるため、水をテーマとした体験学習などの開催や支援を行います。
- ③ホテルの里づくりを推進し、清らかで豊かな水資源を身近に体験できる環境の整備に取り組みます。

(2) 地下水資源の活用

- ①地下水を有効に活用していくための基本的な指針の策定に向けて、調査・研究を進めます。
- ②地下水をはじめとする町内の水・緑の環境の良さを活かして、新たな企業の誘致を進めます。
- ③大規模な開発を行う際、周辺への地下水の影響を調査、調整を行います。

(3) 地下水などの保全対策

- ①地下水を保全するため、地下水の採取について、適切な調査と指導を行います。

- ②町内の河川や工場排水の水質検査を定期的実施し、適切な指導を行うことで水質汚染を防止します。
- ③須川湧水群や阿多野用水などの湧水地について、地元関係者や支援団体との連携による保全活動を推進します。
- ④地下水及び湧水の定期観測を行い、地下水位と湧水量の変化を把握します。

(4) 地下水涵養対策

- ①森林の持つ水源の涵養機能を発揮させるために、間伐などを行い、針葉樹と広葉樹の混ざった自然に近い森林づくりを進めます。
- ②適切な土地利用指導により地下水涵養機能を維持します。

5 主要事業

事業名称	概要
公害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の水質（河川、工業排水、湧水等地下水）、大気（ダイオキシン）の分析調査測定を定期的実施し、水質や大気の状態（安全）を確認（監視）する。これにより町の水質や大気の状態を把握し、環境保全を図る。
ホタルの里づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里山にホタルが飛び交う「ホタルの里」づくりを推進するとともに、既存の「ホタルの里」の維持管理を継続する。 ・ホタル観賞会を実施する。
地下水保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小山町土地利用指導要綱に従い、地下水保全を目的とした適切な指導を行う。 ・地下水や湧水の継続的な観測を行うことで、地下水位と湧水量の変化を把握する。 ・地下水揚水施設設置を届け出た事業所などから年間の採水量の報告を受け、町内で利用されている地下水量を把握する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 森林管理者及び所有者の協力を得て、間伐や除伐などの適切な森林管理を行い、水源かん養保安林等の保全に努めます。
- 浸透性の高い舗装材料の使用など、水資源や水環境に配慮した整備に努めます。
- 湧水のある環境の大切さについて情報発信をし、水を大切にします。

1-3 ごみの減量化と適切な処理 《ごみ・環境衛生》

1 目的

町民や事業者との協力のもとごみの減量化や資源化を図り、持続可能な循環型社会を構築することを目的とします。

2 現況・課題

- 小山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみ減量の推進、リサイクルの推進、適正な廃棄物処理により、廃棄物を資源として有効利用し、環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築を目指すこととしていますが、ごみの排出量は減少傾向にあるものの、全国と比較して依然として高い水準にあります。
- 平成27年4月から家庭ごみの指定ごみ袋制度を導入し、排出抑制や減量、再資源化に向けた町民意識の向上、町民負担の公平化、最終処分場の延命化を図っています。
- 不法投棄の増加も問題となっています。そのため、ごみの分別排出を徹底していくとともに、ごみの減量化と資源としての再使用・再利用を図る3R運動*を広く展開していくことが望まれています。
- 町民一人ひとりがごみの減量について真剣に考え、行動し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を目指す必要があります。
- 不法投棄の未然防止、再発防止対策として、日頃から環境美化に努め、ごみが捨てられないような環境づくりを推進していく必要があります。
- 前期基本計画では、ごみ排出量の減少や資源リサイクル活動に取り組んできた結果、「ごみの減量化や資源化が進んでいる」と回答する町民の割合は11%増加し、47%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。また、ごみ排出量は、平成21年度の8020tから平成27年度に7620tまで引き下げる目標を掲げリサイクル活動に取り組んできた結果、平成25年度で7755tと265t減少することができました。今後も、持続可能な循環型社会を構築するため、引き続き取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「ごみの減量化や資源化が進んでいる」と回答する町民の割合	47%	70%	町民アンケート
ごみ排出量（t/年）	7,755 t (H25)	7,008 t (H38)	小山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中にあるごみ排出量の数値
資源リサイクル活動の回収量	308 t (H26)	339 t	資源リサイクル活動の回収量

4 施策の方向

(1) ごみ減量の推進

- ①ごみの種類や分別の区分を明確にすることにより、適切な分別収集を推進します。
- ②3R運動*の更なる推進により最終処分する廃棄物の減量を図ります。

(2) リサイクルの推進

- ①町民・事業者・行政でのリサイクル運動の推進を図ることで、限りある資源を大切にす町民意識の啓発に努めます。
- ②古着や食品トレイの拠点回収や小型家電の集積所回収など可能な限り再資源化を目的とした、資源物の収集を拡大していきます。
- ③区長会や学校、子ども会などの各種団体による資源リサイクル奨励事業を促進していきます。

(3) 適正な廃棄物処理の推進

- ①家電リサイクル法などのルールを徹底することで廃棄物の適正処理に努めます。
- ②巡回パトロールや監視カメラの設置などによる監視体制の強化を図り、不法投棄の抑止と防止に努めます。

5 主要事業

事業名称	概要
ごみ減量・リサイクル推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ゴミ袋の導入によるごみ分別収集の徹底や再利用（資源化）により、ごみの減量を図る。 ・古紙類やアルミ缶などを資源として回収する団体に集めた量に応じて奨励金を交付する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- ごみを限りなくゼロに近づける循環型社会の構築と MOTTAINAI 理念の徹底やマイバック運動の拡大に取り組みます。
- 区長会をはじめ、各地区の廃棄物減量等推進員などと連携し、ごみステーションの適切な維持管理に取り組みます。
- 適切にごみ分別に心がけ、3 R 運動を推進します。
- 公衆衛生への意識を高めます。
- 事業所排出ごみなどの適切な処理を促進します。

※ 3 R 運動：英語の Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字をとったもの。リデュースはゴミを減らすこと（排出抑制）。リユースは繰り返し使うこと（再使用）。リサイクルは資源として利用すること（再利用）。

1-4 人と自然が調和する景観の形成と環境美化の推進

《景観・環境美化》

1 目的

地域資源の保全・活用や積極的な環境美化活動を推進し、人と自然が調和する美しい町並みを保全・形成していくことを目的とします。

2 現況・課題

- 近年、町並みや景観への関心が高まり、効率性や利便性だけでなく、地域の特色に配慮したまちづくりを進めていくことが求められています。
- 本町は、富士山をはじめとした豊かな自然環境に加え、古くから東西を結ぶ交通の要衝の地として蓄積されてきた歴史・文化があり、こうした地域性から良好な景観を有しています。一方で、新東名高速道路の開通や三来拠点事業により、町内の景観は今後大きく変化していくことが予想されます。
- 優れた地域資源を積極的に保全・活用することによって、町民がおやまの町並みに愛着や誇りを持ち、また訪れる人が癒しを感じられるような、特色あるまちづくりを進めていく必要があります。
- 平成26年7月、本町は景観行政団体となり、平成27年には景観条例、景観計画を策定しました。今後は、条例、計画に基づく景観誘導や、届出制度による行為の制限を行うことにより、良好な景観の保全及び形成を推進していきます。
- 本町では春秋の年2回、地域の美化活動を行うことによって町民の環境美化意識の高揚を図っています。今後も、美化意識の高揚によるゴミの散乱防止に努めるとともに、町民が地域の空地や道路脇に花を植える活動を促進するなど、より一層の美化活動の拡大と景観に配慮したまちづくりの推進が望まれています。
- 前期基本計画では、春、秋の地域一斉清掃や富士山一斉清掃を実施し、また、景観条例の制定や景観計画の策定に取り組んできた結果、「富士山をはじめとした豊かな自然環境を活かした美しいまちづくりができています」と回答する町民の割合は8%増加し45%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。今後は、環境美化活動の一層の推進に取り組むとともに、景観計画に基づき、良好な景観を形成する取組を推進していく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「富士山をはじめとした豊かな自然環境を活かした美しいまちづくりができています」と回答する町民の割合	45%	70%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 地域固有の景観の創出

- ① 小山町景観計画により町固有の自然や歴史的な名所などの地域資源及び景観を積極的に保全・活用していきます。

- ②自然公園法の遵守により、国立公園などの良好な環境を維持・創出します。
- ③東富士リサーチパーク内等への宿泊施設の立地の推進にあたっては、景観の保全に配慮します。
- ④大規模な開発が見込まれる地域については、景観への影響が大きいことから、緑化や建築物等の景観誘導を推進するため、景観形成重点地区として位置付けていきます。

(2)環境美化の推進

- ①環境美化清掃の実施により、環境美化に対する地域住民の意識の醸成を図ります。
- ②「小山町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づき、清潔で美しい景観を保全し、快適な生活環境の確保に努めます。
- ③ペットの飼い主に対して適切な飼育指導を実施し、モラルの向上を促します。

5 主要事業

事業名称	概要
景観形成推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画及び景観条例に基づき、建築物等の形態や意匠を誘導することにより、美しい景観の保全及び形成を図り、町民の豊かで活力ある生活の実現及び魅力あるまちづくりに寄与する。
環境美化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域において、春、秋の一斉清掃を実施し、町民の環境美化に対する意識の醸成を図る。 ・ペットの適正飼育に努めてもらうように、広報紙等を活用し、マナーに対する意識を啓発する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 景観条例、景観計画の理念に基づき、良好な景観の保全・形成に努めます。
- 環境美化清掃の継続的な開催と積極的な参加、適切な支援に取り組みます。
- ペットの適正な飼育とマナーを守り、共生のできる社会を目指します。

1-5 安全な水の安定供給 《上水道》

1 目的

良質な水を安定的に供給することを目的とします。

2 現況・課題

- 上水道は、現代の生活に欠かすことのできないライフラインのひとつです。このため、平常時あるいは災害時に係わらず、安定した水道事業を展開していくことが望まれています。
- 本町の上水道は、豊富な水資源を活かし、町営上水道事業により運営されています。住民意向調査によると、町民の上水道への満足度は高い状況にあります。しかしながら、三来拠点事業や人口減少による水需要への対応や、水道施設の老朽化に伴う水道管の布設替えなどの課題が生じています。
- 利用者に対してより安全な水の安定供給を行えるよう、古い水道管の布設替えを推進するとともに、水質の保全と監視に努め、将来の水需要を的確に予測し、効率的に水道施設を整備していくことが望まれています。
- その他の専用水道については、上水道への統合を視野に入れて、対応を検討していく必要があります。
- 前期基本計画では、定期的な水質検査を着実にを行うとともに、配水管布設工事や管路耐震化工事に取り組んできた結果、「安全な水道水が安定供給されている」と回答する町民の割合は3%増加して93%となり、水道水に関する町民の満足度は非常に高い水準を維持しています。今後も、上水道施設整備の一層の推進を図り、安全な水の安定供給が行えるよう取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「安全な水道水が安定供給されている」と回答する町民の割合	93%	95%	町民アンケート
水道管耐震化率	21% (H26.4.1現在:19.7%)	25%	町内の水道管総延長に対する耐震性のある管の割合

4 施策の方向

小山町上水道事業基本計画及び小山町水道ビジョンにより、水道を取り巻く社会情勢の変化・動向を視野に入れ、町の実状に即した施策の具現化を目指します。

(1) 水源の確保と水質の適正管理

- ①継続的な水需要に応じていくために地下水保全に努めていくとともに、老朽化した取水ポンプの交換など施設の整備を進めます。
- ②原水、浄水や給水の水質検査を定期的実施します。

(2) 水の安定供給

- ①老朽化して補修が必要となった水道管の布設替えを計画的に実施し、漏水を防止します。
- ②水道施設の定期的な点検や改修を実施するなど維持管理の体制を強化します。

③災害時における給配水機能の低下を最小限とするため、水道基幹管路や水道施設の更新・耐震化を図ります。

(3) 水道料金の適正化

①上水道事業の運営は水道料金収入による独立採算制であることから、将来の給水量予測を的確に見据えた水道料金の適正化に努めます。

②水道にかかる費用の節減や経営の合理化など、健全な水道事業の運営に努めます。

(4) 節水意識の高揚

①広報活動や学校を通じた節水教育などにより、町民の節水意識の高揚を図ります。

②各世帯などの平均的使用水量から漏水の有無のチェックをしていきます。

(5) 三来拠点事業への対応

①事業規模・使用水量等の情報を得ながら、事業費用、水道料金等の採算性を考慮し、具体的な対応について検討していきます。

5 主要事業

事業名称	概要
上水道資本的事業	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な上水道水源施設の整備及び上水道第6期拡張事業に伴う配水施設の整備を行い、安全な水の安定供給に努める。 ・耐震継手を有する水道管の採用を行い、耐震化率の向上を目指す。また経年管（老朽管）の更新を行い、安全な水の安定供給を図る。 ・震災時の避難箇所や病院等への給水を最優先した計画的な事業推進を行い、安全な水の安定供給を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○水の無駄遣いをなくす節水を心がけます。

○給水装置の適正な維持管理に取り組みます。

1-6 適切な汚水処理の推進 《汚水処理》

1 目的

適切な汚水処理を行い、水質浄化を図ることを目的とします。

2 現況・課題

- 河川・海の水質保全や自然災害への対策、良好な水辺空間の創出など、下水道の果たすべき役割は増大しています。
- 本町は豊かな水資源に恵まれています。企業の事業活動に伴う排水や、生活排水の放流により水質汚濁が懸念されます。
- これまで、下水道事業計画をもとに、須走地区に下水道処理施設を設置し、須走地区以外の地区には設置補助金を交付して合併処理浄化槽の設置を推進してきました。今後、下水道事業については、須走浄化センター長寿命化計画に基づき、センターの効果的で経済的な処理方法による施設整備を進めていきます。
- 特に、下水道処理施設設置区域外では、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の設置を地区の状況に応じて進めていく必要があります。
- 前期基本計画では、須走浄化センター長寿命化計画に基づく事業や合併浄化槽設置補助金交付事業などに取り組んできた結果、「汚水（下水）が適切に処理されている」と回答する町民の割合は8%増加し62%となりましたが、目標とした70%には届きませんでした。今後も、既設の下水道施設の適切な維持管理及び合併処理浄化槽設置の推進に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「汚水（下水）が適切に処理されている」と回答する町民の割合	62%	70%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 公共下水道事業の推進

- ① 須走浄化センター長寿命化計画に基づき、施設の計画的、効率的な整備を行います。また、浄化センターのランニングコストの削減を図っていきます。
- ② 下水管やポンプ場及び処理施設の計画的な点検と検査、修繕などの実施により、下水道の適正な維持管理を行います。
- ③ 未接続世帯の調査を行い、電話及び戸別訪問による水洗化指導を強化し、併せて、利子補給を行うなど、公共下水道への早期切り替えを促進します。

(2) 下水道未整備地区の汚水処理の推進

- ① 浄化槽設置奨励事業補助金により、公共下水道事業認可区域（須走地区）以外の地域において、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ② 環境衛生自治推進協議会の浄化槽指導点検などにより、浄化槽法に基づいて合併処理浄化槽の保守点検や維持管理の徹底を図ります。

5 主要事業

事業名称	概要
公共下水道事業	・須走浄化センター長寿命化計画に基づき、処理施設の計画的な改修を行うことにより、安定した汚水処理及びライフサイクルコストの最小化を図る。
浄化槽設置推進事業	・下水道処理施設設置区域外において合併処理浄化槽を設置する者に対し、浄化槽設置奨励事業補助金を交付して、適切な汚水処理を推進する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○生活雑排水を適切に処理して排水することに心がけます。

1-7 活力ある土地利用の推進 《土地利用》

1 目的

地域の特性を活かし、計画的で効率的な土地利用へ誘導することを目的とします。

2 現況・課題

- 国土利用計画法に定められた基本理念に即し、小山町の町域における国土の利用に関して必要な事項を定める計画として、平成27年3月に「第2次小山町国土利用計画」を策定し、本町における土地利用行政の指針としています。
- 人口が減少しライフスタイルが多様化する中、魅力的で快適なまちづくりを持続的に進めていくためには、適切な土地利用を図っていく必要があります。本町においても、都市計画マスタープランの実現により、土地の有効活用や質的な向上を図っていくことが求められています。
- 町内4箇所の市街地において、かつての賑いを取り戻すため各地域の特性を活かした土地利用を図ることが求められています。また、様々な都市機能を集積させることによって、商業地や住宅地を計画的に配置していくことが課題となっています。
- 今後予定されている新東名高速道路の（仮称）小山PAのスマートICなど交通拠点の整備に伴い、周辺地域においては拠点（商工業・観光施設等）の集積や賑いの創出が期待されています。このため、企業誘致や居住環境の整備が不可欠であり、これを実現する土地利用の推進が必要とされています。
- 前期基本計画では、都市計画マスタープランの改定にあわせて地元協議会の開催などに取り組んできた結果、「計画的な土地利用が行われている」と回答する町民の割合は8%増加し25%となりましたが、目標とした30%には届きませんでした。今後は、都市計画マスタープラン等の構想に沿った土地利用の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「計画的な土地利用が行われている」と回答する町民の割合	25%	50%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 計画的・合理的な土地利用の推進

- ①都市計画基礎調査データを活用し、合理的な土地利用を進めます。
- ②定住人口の拡大に向け、民間活力を含めた秩序ある土地利用の推進に努めます。
- ③地籍調査の計画的な実施に取り組みます。

(2) 市街地内の有効活用

- ①市街化区域内の未利用地を定期的に把握し、有効活用に結び付けます。
- ②市街化区域内の土地利用に際して、町道を有効に整備します。
- ③市街地の形成に民間活力の適正な利活用を進めます。
- ④鉄道駅・道の駅などの拠点機能を中心として、地域の特性を活かしたまちづくりを進めます。

(3) 都市計画マスタープランの推進

①計画的で効率的な都市づくりを進めるため、都市計画マスタープランに沿って事業を進めます。

(4) 既存施設の再整備

①都市計画法第 29 条による開発区域において、許可を受けている予定建築物の用途変更により、遊休地の有効利用を推進します。

②都市計画法第 34 条第 2 号による観光資源及び当該観光資源の有効な利用上必要な建築物の取扱基準を定め、既存施設の有効利用と新規施設の誘導を促進します。

③地区計画制度を活用し、市街化調整区域内の既存集落環境を活かした住居・商業系の土地利用を図ります。

(5) 交通拠点施設の整備と活用

①新東名高速道路（仮称）小山 P A のスマート I C の整備を推進するとともに、小山 P A のスマート I C を活用した地域産業集積事業及び再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業を進めます。

②足柄 S A のスマート I C 化を推進し、足柄 S A 周辺及び足柄駅周辺の土地利用を促進します。

5 主要事業

事業名称	概要
都市計画事業	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画や都市計画マスタープラン等との整合性を図り、現在の社会情勢等を踏まえた上で将来の都市像を明確に示すことにより定住人口の拡大、町の活性化に寄与する。 ・市街化調整区域内の開発済の土地の有効利用を図り、町の活性化に寄与する。 ・都市計画マスタープランに基づき、近年の社会情勢に併せた計画推進を図る。 ・スマート I C を活用した土地利用を計画的に進める。
足柄地区 拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・足柄支所と駅舎等の複合施設の整備を推進し拠点整備を行うことで、足柄地域の活性化を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○計画策定や土地利用検討組織などへの参加機会の提供と積極的な参加・検討に取り組みます。

○都市計画マスタープランに沿ったまちづくりに向けて、事業の実施と協力に取り組みます。

1-8 便利で快適な道路網の整備 《道路網》

1 目的

便利で安全に通行できる道路ネットワークを形成することを目的とします。

2 現況・課題

- 近年、交通量増大に伴う交通渋滞や、生活道路への通過車両の進入などによる生活環境の悪化が問題となっています。
- 本町では、新東名高速道路、国道246号の4車線化、国道138号須走道路など、高規格幹線道路の整備計画が進みつつあります。そのため、都市計画道路を含めた道路ネットワークの確立や、新東名高速道路に計画されているスマートICの有効活用などにより、効果的で効率的な道路整備を推進することが求められています。
- 生活道路においては、歩道や狹隘道路の整備などにより、安心して快適な生活空間を確保する必要があります。
- 前期基本計画では、国道246号へのアクセスの改善や通学路の安全確保などに取り組んできましたが、「道路網が便利で快適である」と回答する町民の割合は1%減少し29%となりました。今後は、これまで以上に、主要路線の計画的な整備を推進するとともに、道路を健全に管理し、誰もが安心して利用できるように取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「道路網が便利で快適である」と回答する町民の割合	29%	50%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 生活道路の整備

- ①都市公園、緑地帯など生活空間に配慮した生活道路の整備を進めます。
- ②通学路や歩道が安全に確保できる道路整備を進めます。
- ③狹隘道路の拡幅整備及び未舗装道路の舗装整備を推進します。
- ④道路パトロールを行い、損傷路面の整備を進めます。

(2) 幹線道路の整備

- ①新東名高速道路の早期整備に向けてNEXCO中日本※との連携・調整を図ります。
- ②国道138号須走道路の早期整備に向けて国との連携・調整を図ります。
- ③新東名高速道路の機能を補完するため、周辺町道の整備を推進します。

(3) 効果的な都市計画道路の整備

- ①既決している計画路線を再検証し、現在の社会情勢に適応した効果的な都市計画道路の整備を推進します。
- ②大胡田用沢線など都市計画道路の整備を促進します。

(4) スマートIC周辺の道路網整備

- ①新東名PA、スマートICの整備を促進するとともに周辺の道路整備を進めます。
- ②足柄SAのスマートIC化を推進し、利便性の向上を図ります。

(5)安全なみちづくりの促進

- ①道路交通危険箇所を把握し、危険箇所の削減に努めます。
- ②橋梁など道路施設の安全確保と長寿命化を推進します。

(6)道の駅の管理と活用

- ①秩序ある駐車場利用や適切な施設利用のための管理を行います。
- ②地域活性化に向けた施設の有効利用を推進します。

5 主要事業

事業名称	概要
公共施設 地区対応事業	・各地区からの要望に対し、現場確認のうえ優先順位をつけ、対応できる事業を実施する。また、道路パトロールの実施や住民からの連絡においても迅速かつ適切な対応をする。
新東名関連 町道整備事業	・新東名小山スマートICの設置に合わせたアクセス道路の整備により、周辺地区の土地開発の推進、地域産業・観光振興・救急活動の迅速化の支援を図り「内陸フロンティア構想」を推進する。
東名足柄関連 町道整備事業	・東名足柄スマートICの設置に合わせたアクセス道路の整備により、周辺地区の土地開発の推進、地域産業・観光振興・救急活動の迅速化の支援を図り「内陸フロンティア構想」を推進する。
町道整備事業	・地域道路交通網を計画的に整備し、生活利便性の向上を図り、安全・安心につながる町道整備事業を進める。
公共道路 整備事業	・生活拠点となる小・中学校周辺の道路整備を計画的に推進するとともに、三来拠点事業に合せた「街づくり」の展開として主要路線の整備事業を推進する。
都市計画道路 整備事業	・都市計画道路の整備事業を進めるとともに、再検証業務の結果を基に都市計画道路の一部区間の見直しを行う。
防衛施設道路 整備事業	・国道138号へ交差している町道3866号線舗装補修工事を推進し、通行車両及び歩行者の安全を確保する。
道路構造物 長寿命化事業	・道路構造物長寿命化修繕計画に基づき、橋梁等の長寿命化を推進するとともに、維持管理の軽減を図り、道路構造物の健全度を確保する。
工業団地アクセス道路 整備事業	・国道246号から湯船原地区内の工業団地へのアクセス道路の整備により、企業活動の利便性を図るとともに、周辺地区の土地開発の推進、地域産業・観光振興・救急活動の迅速化の支援を図り「内陸フロンティア構想」を推進する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○道路の危険箇所についての情報共有と修繕などに取り組みます。

※NEXCO中日本（中日本高速道路株式会社）：道路関係4公団の民営化に伴い、平成17年10月に設立された特殊会社。中部日本地域の高速道路、自動車専用道路などの改築・維持・修繕といった管理運営事業や、新規道路建設事業を行う。

1-9 公共交通の活性化 《公共交通》

1 目的

まちづくり等の地域戦略の一環として、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成することを目的とします。

2 現況・課題

- 全国的なモータリゼーションの進展、人口減少、少子高齢化に伴う通勤、通学の利用者の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が進み、公共交通利用者はさらに減少しています。地域公共交通の維持・改善は、まちづくり、観光、健康、福祉、教育環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすものと期待されています。
- 町内においては、JR御殿場線、路線バス、小山町コミュニティバス（自主運行バス）、高速バス、富士登山バス、ハイキングバス等が運行されています。しかし、今後の人口減少により、バス路線の維持はさらに困難となることが予想されます。
- JR御殿場線は、通勤・通学・観光交流施設利用者等にとって依然として重要な公共交通機関です。しかし、少子化、人口減少等により駿河小山駅、足柄駅の利用者は減少し続けており、無人駅となっています。駅の利用促進に向け、まちづくり、観光、バス交通と一体となった取組を推進する必要があります。
- 住民意向調査において、生活交通に対する利便性の向上が重要な施策として求められています。地域公共交通の維持・改善を図るため、交通政策基本法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、まちづくりと一体となった公共交通の活性化に主体的に取り組む必要があります。
- 前期基本計画では、小山町地域公共交通会議において金太郎公共交通計画の策定・実施に取り組んできた結果、「快適な公共交通の整備に取り組んでいる」と回答する町民の割合は3%増加し18%となりましたが、目標とした30%には届きませんでした。今後も、金太郎公共交通計画の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
町が「快適な公共交通の整備に取り組んでいる」と回答する町民の割合	18%	50%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 駿河小山駅、足柄駅の利用促進と利便性向上

- ① JR御殿場線全駅のICカード化の促進及びJRの所管エリアを^{また}いで広域的に利用できる環境の整備などJR御殿場線の利便性の向上について引き続き要望します。
- ② 路線バス、コミュニティバス、タクシー等と連携し、駿河小山駅、足柄駅の利用を促進します。
- ③ 各種イベント、観光交流施設、企業との連携により、駿河小山駅、足柄駅の利用を促進します。

(2) まちづくりと一体となった公共交通の活性化

- ① 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会として「小山町地域公共交通会議」を引き続き設置し、金太郎公共交通計画の実施、見直しだけでなく、地域公共交通の活性化に向けた取組を進めます。

- ②都市計画マスタープラン等のまちづくりに関する計画と調和の取れた公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
- ③単独維持困難な路線バスについては、生活確保維持路線として公的支援を実施するほか、利用の促進に努めます。
- ④小山町コミュニティバス（自主運行バス）は、路線バスの河口湖線・駿河小山線、JR 御殿場線、高速バスと連携し、町内及び高齢化の著しい地域内の移動手段を確保します。
- ⑤路線バス事業者による高齢者バス定期券を引き続き小山町コミュニティバスにおいて利用可能とし、高齢者のバス利用の促進を図ります。
- ⑥通学における公共交通の利用を支援します
- ⑦地域における公共交通の取組を支援します。
- ⑧これからの企業誘致・定住促進や観光拠点整備の動向も踏まえながら、通学・通勤や観光に便利な公共交通網の形成に取り組みます。

(3) 公共交通結節点の環境整備

- ①駿河小山駅、足柄駅、東名足柄、生涯学習センター、須走地区のバス停等の乗継拠点においては、乗継機能・情報提供の充実及び案内の多言語化等バリア解消事業を推進します。
- ②新東名高速道路（仮称）小山PAを活用した高速バス乗継拠点の整備を検討します。
- ③小田急線新松田駅を利用した通勤通学等を支援するため、パークアンドライドのための駐車場を引き続き設置します。

5 主要事業

事業名称	概要
地域公共交通 活性化事業	・金太郎公共交通計画に基づき、「自主運行バスの運行」「生活確保維持路線に対する補助の実施」「JR 御殿場線の利用促進」等を実施し、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスの推進を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 町民や交通事業者等の関係機関により構成される「小山町地域公共交通会議」に参加し、金太郎公共交通計画の推進、事業評価、見直しを行います。

1-10 良好な住環境の実現 《住環境》

1 目的

社会の変化やライフスタイルの多様化に対応した良好な住まいを確保することを目的とします。

2 現況・課題

- 県では、静岡県住宅マスタープラン（平成 23～32 年）に基づき、プロジェクト「TOUKA I-0」※に代表される木造住宅の耐震化や環境への配慮などの取組を進めています。平成 28 年度以降も継続して既存木造住宅の耐震化率向上に努め、大規模地震時においても倒壊家屋ゼロを目指すとともに、良好な住環境の整備を進めます。
- 本町が建築基準法の適用区域となった都市計画区域適用時期は、早いところで昭和 25 年であり、古い住宅や集落が数多く存在します。昭和 20 年代当町は車両の通行も少なかったことから、道路も狭く場所によっては道路が無いところもあります。こうした土地では、現在の建築基準法では建替えが難しいところも数多ありますが、住宅の建替え等ができるようにしていくことが課題となっています。
- 本町の土地の多くは山間部に位置しているため、がけ地に面している場所も多く、このような場所において住宅を建築するためには、関係機関と調整し、建築基準法に基づく適切な指導をしていく必要があります。
- 町では平成 25 年 3 月に小山町営住宅等長寿命化計画を策定し、これに基づき町営住宅の用途廃止や個別改善を行ってきました。本町の公営住宅については、平成 28 年 3 月末現在、町営住宅管理戸数が 14 団地、県営住宅が 2 団地あります。
- 前期基本計画では、建築指導や住宅の耐震化推進事業や町営住宅統廃合事業などに取り組んできましたが、「誰もが住みやすい住環境が整っている」と回答する町民の割合は 1%減少し 23%となりました。一方、住宅の耐震化事業に取り組んだ結果、住宅耐震化率は 8%増加し 77%となりました。今後は、これまで以上に、適切な建築指導の実施と住宅の耐震改修の推進を図るとともに、小山町営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な維持管理に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「誰もが住みやすい住環境が整っている」と回答する町民の割合	23%	50%	町民アンケート
住宅耐震化率	77% (H26)	90%	町内の住宅数に対する耐震性の確保された住宅数の割合

4 施策の方向

(1) 良質な住まいづくりの推進

- ①生活の拠点となる良好な住宅の建築に対し、接道、高さ制限及びがけ地の扱いなど、定住促進につながる適切な建築指導を行います。

②小山町営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止及び新規住宅の建設、存続させていく住宅の計画的な大規模修繕に加え、日々の管理において適正な個別修繕を実施し誰もが住みやすい住宅管理を行います。

③町営住宅の入居基準などにおいて、入居者の現状にあった適正な運用を行います。

(2)誰もが安心して住める住まいづくり

①既存木造住宅の耐震性を向上するため、耐震化や耐震診断の実施を支援します。

②がけ地に近接し、災害時に危険になる住宅を対象とする住宅移転を推進します。

③町民が安心して利用（使用）できるよう、町有施設の建築・修繕に関し適切な監理と指導を行います。

5 主要事業

事業名称	概要
建築指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準以前に施工された木造住宅の耐震診断・計画・補強工事に対して費用の一部を助成する。 ・住宅等建設時の接道及び高さ制限等、建築基準法に関する指導を行うとともに、違法建築物を抑止する。 ・町有施設の建築工事、改修工事に関する施工監理を行い、工期内の施工完了、不正防止に努める。
町営住宅維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小山町営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の管理、用途廃止及び建替えを実施する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○町営住宅施策についての適切な事業化と施策への協力に取り組みます。

※TOUKAI-0：既存木造住宅の耐震化促進を目的とした施策。耐震基準以下の住宅に耐震補強工事を行う場合、工事費の一部を県や市町が補助をする。

1 目的

町民の生活に多面的な機能を果たす公園・緑地の整備を進めることを目的とします。

2 現況・課題

- 公園・緑地には、都市生活に潤いや安らぎをもたらすレクリエーション・コミュニケーションの場、防災の拠点、生態系の保全、景観の形成などの役割があります。
- 町内には、都市公園、都市緑地、児童公園、農村公園があり、健康・レクリエーション空間として町民に利用されています。
- 町民アンケートによれば、子どもの遊び場や公園に対する満足度は42.1%。とりわけ、30歳代、50歳代で不満の割合が高くなっており、子どもとのふれあいの場所や地域住民が交流する場所としての公園ニーズが高まっていると考えられます。公園・緑地の維持・管理や都市緑化について、地域住民の意向を反映したものとなるように配慮するとともに、都市環境の質の向上と豊かな自然の活用を図っていく必要があります。
- 都市公園は、地域住民と連携を図りつつ安全・安心に利用できる公園を目指しており、緊急時の避難地など防災上重要な役割を担うことから、それらに向け適切に保全・活用しオープンスペースを確保する必要があります。町内には災害時の避難地としての防災に資する公園もありますが、多くは宅地造成などに伴って建設された小規模の公園であるため、その利活用が課題となっています。
- 都市公園の維持管理のうち除草などについては、その多くを地域住民に委ねていますが、少子高齢社会の進行に伴い、地域住民による管理が難しくなっています。その反面、都市公園に関する関心は高く、施設に関する要望が増加している中、厳しい財政下で安全・安心に利用していただける公園の維持管理が課題となっています。
- 前期基本計画では、既設公園の遊具等の修繕や農村公園の利用促進などに取り組んできた結果、「公園・緑地が確保されている」と回答する町民の割合は6%増加し42%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。また、都市公園面積は0.3㎡/人増加し、5.6㎡/人となりました。今後も、公園の適切な維持管理を行うとともに、管理体制も含めた新たな活用方法の検討などに取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「公園・緑地が確保されている」と回答する町民の割合	42%	50%	町民アンケート
都市公園面積	5.6㎡/人 (H26)	5.8㎡/人	町民一人当たりの都市公園面積

4 施策の方向

(1)公園・緑地の整備

- ①安全で快適な公園・緑地・広場の整備と維持管理を推進します。
- ②住民の意見を反映した、既存の公園・緑地の適切な保全と機能の向上を図ります。

- ③豊かな自然を生かした都市環境の質の向上を図ります。
- ④地域の特性を生かした水と緑の環境の保全と活用を図ります。
- ⑤金時公園及び豊門公園の再整備計画の検討を進めます。
- ⑥公園については、子どもと遊べる身近で安全な場を子育て中の親子と協働で整備するとともに、高齢者のボランティア等を活用して見守りができるような環境の構築を推進します。

(2)維持管理体制の強化

- ①地域の住民が愛着と親しみを持って、有効に活用できるよう、地域や有志による公園の維持管理体制づくりを推進します。
- ②公園の修繕・整備に際して、周囲の環境、防災面などを考慮した手法を取り入れ、機能や公園環境の向上を図ります。

5 主要事業

事業名称	概要
都市公園維持管理事業	・都市公園における遊具、休憩所、運動施設など多様な公園施設の経年劣化に対応した改築・更新を行う。
農村公園管理事業	・農村公園における休憩所、運動施設など多様な公園施設の経年劣化に対応した修繕・更新を行い、利便性を向上させる。 ・多目的広場等公園施設の活用方法について見直し、必要な整備を進めて利用の拡大を図る。
豊門公園整備事業	・豊門公園の再整備や、豊門会館及び西洋館の耐震工事、内外装の補修等を実施し、地域活性化の拠点としての活用を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 公園管理などにおけるボランティアなどへの参加・活動と活動支援に取り組みます。
- 創意工夫による住民参画の公園づくり活動と活動支援に取り組みます。

第2章 安心・安全なまち

2-1 地域で支え合う福祉の推進 <<地域福祉>>

1 目的

誰もが安心して暮らせるよう、地域で互いに支え合うことを目的とします。

2 現況・課題

- 少子高齢化の進行や長引く景気の低迷、家庭や地域の連帯感の希薄化などにより、福祉支援を必要とする人々の生活は一層厳しい状況に置かれています。また、自殺やホームレス、DV^{*1}、虐待、引きこもりなどが依然として社会問題となっています。誰もが地域の中で、自分らしい安心で充実した生活を送ることのできる福祉を推進する必要があります。
- 「小山町地域福祉計画及び小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、町民、行政、関係機関などが連携し、福祉の人づくり、共生の地域づくり、福祉の基盤づくりに取り組んでいます。
- 福祉サービスの提供を行政に頼るだけでなく、町民一人ひとりが福祉の課題を自らの課題として受け止め、地域福祉活動に参画できる体制づくりを進めていく必要があります。
- 前期基本計画では、民生委員・児童委員による活動の活性化やボランティア講座の開催などに取り組んできた結果、「町民が地域で互いに支え合って暮らしている」と回答する町民の割合は4%増加し59%となり、目標とした60%に近づくことができました。今後も、町民ボランティア等の人材育成など、地域福祉の基盤づくりに取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「町民が地域で互いに支え合って暮らしている」と回答する町民の割合	59%	65%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 福祉の人づくり

- ①町、地域、学校、社会福祉協議会等が協働で、地域の中で共生していこうという思いやりの心を育てます。
- ②情報提供や担い手の発掘・育成等、効果的なコーディネート体制を構築し、ボランティアの輪を広げます。
- ③相互扶助機能を有するコミュニティを築き、住民参加の活動を支えます。

(2) 共生の地域づくり

- ①地域に密着した地域福祉活動組織を支援し、地域の実情に応じた取組を進めます。
- ②地域ぐるみの子育て、防災、防犯活動など、人にやさしい地域環境を整えます。
- ③「ふれあい茶論^{#1}※2」をより気軽に参加できて楽しめるものにします。また、区と連携して、ひとり暮らし高齢者も参加できるように呼びかける体制づくりを進めます。
- ④健康マイレージ制度を活用し、ボランティア活動や子どもの見守りなど、地域活動とリンクさせた様々なメニューを用意し、健康や介護予防につながる活動を行う高齢者を増やすことで、地域コミュニティの活性化につなげ、地域で支え合う体制づくりを構築します。

(3) 福祉の基盤づくり

- ①地域包括支援センター^{*3}や障害者相談支援事業所による相談等を充実させ、福祉サービスを利用しやすい仕組みをつくりまします。

- ②地域を構成する様々な団体と情報交換を行い、地域福祉の組織化を進めます。
- ③住民参加型福祉サービスを展開し、サービス提供力を高めます。
- ④社会福祉協議会と連携した取組を積極的に推進し、協議会の基盤強化を図ります。

5 主要事業

事業名称	概要
社会福祉総務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小山町地域福祉計画の推進により、啓発広報活動や地域福祉ボランティア養成講座等の事業を展開する。 ・社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるものとする。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動への積極的な参加やボランティア団体への協力に取り組みます。
- 交流の場を設け、障がいについての理解を深めます。
- 誰もが安心して幸せに生きる福祉社会づくりに取り組みます。

※¹ DV：英語の「Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)」の略称。配偶者や家族、交際相手などの身内から受ける身体・精神・経済的な暴力を指す。

※² ふれあい茶論^{チャロン}：家の中で過ごしがちな高齢者が公民館等で気軽に集い、ふれあいを通して生きがいつくり、仲間づくりの輪を広げる活動。

※³ 地域包括支援センター：地域で暮らす高齢者の皆さんを介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支える機関のこと。主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などがチームを組み、高齢者や家族の支援を行っている。

2-2 町民主体の健康づくりと地域医療の推進

《健康づくり・地域医療》

1 目的

町民が心身ともに健康であること、安心して医療を受けることができることを目的とします。

2 現況・課題

- 平成25年3月に第3次小山町保健計画を策定し、町民の健康ニーズに的確に対応するための健康づくりのあり方や、少子化に伴う母子保健対策、高齢化に伴う高齢者の健康対策などを推進する体制の確保・充実を目指しています。
- 少子高齢化の進行、疾病構造や国民意識の変化、医師の不足や偏在など、医療を取り巻く環境は大きな変化に直面しています。診療科の休廃止や救急医療体制の弱体化など、最低限必要な医療の確保が困難になりつつあり、早急の対策が求められています。
- 本町の地域医療体制については、小学校区ごとの医療機関を継続して確保するとともに、御殿場市救急医療センターで実施されている休日・夜間の一次救急^{※1}の継続的な確保を行っています。しかしながら産婦人科や総合病院・救急病院が遠いことなどの課題もあることから、二次^{※2}・三次救急^{※3}についても、医師会など関係機関の協力のもと広域医療連携の充実を図り、さらなる医療環境の充実が求められています。
- 国民健康保険被保険者を対象とした「小山町特定健康診査等実施計画」に基づき、効果的な予防事業を実施し、疾病予防や重症化の防止に努めています。
- 一次予防として特定健康診査・がん検診などの受診率の向上や生活習慣改善の相談・教育を充実し、地域の各種団体・組織への働きかけによる新たなネットワークづくりと環境整備により、ソーシャルキャピタル^{※4}を活かした健康づくりの意識を高めていくことが大切となっています。
- 特定健康診査の結果やレセプトデータ等の分析を行い、引き続き医療費の適正化等に努めます。
- 前期基本計画では、おやま健康フェスタや特定健診・がん検診受診率向上キャンペーン等による健康啓発、各種団体や組織からの要望に応じた出張けんこう講座の実施、及び食と農の関係団体等が協力して5歳児の食育に携わるレッツ5食育事業や健康づくりの自主活動グループの育成を通して、町民の自助、共助による健康増進活動の推進に取り組んできた結果、「みんなが主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合は5%増加し33%となりましたが、目標とした35%には届きませんでした。一方、地域医療体制の充実に取り組んできた結果、「必要な時に適切な医療が受けられる」と回答する町民の割合は7%増加して46%となり、目標とした45%を上回ることができました。また、がん検診受診率は0.8%減少し34.2%となった一方で、分煙・喫煙対策をしている事業所の割合は11.5%増加して53.3%となりました。今後も、保健事業の充実、各種健(検)診の受診勧奨、地域医療体制の更なる充実、お達者度の向上や分煙・喫煙対策等に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「みんなが主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	33%	50%	町民アンケート

「必要な時に適切な医療が受けられる」と回答する町民の割合	46%	60%	町民アンケート
がん検診受診率	平均 34.2% (H26)	平均 50%	肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの平均受診率
分煙、喫煙対策をしている事業所の割合	53.3%	60%	町内事業所における分煙・禁煙アンケート調査結果において、受動喫煙防止対策を講じている事業所の割合
特定健康診査の実施率	50.6% (H26)	60% (H29)	40歳以上の国民健康保険被保険者に係る健診を受診した割合
特定保健指導の実施率	47.7% (H26)	60% (H29)	国民健康保険被保険者に係る保健指導に参加した割合

4 施策の方向

(1) 保健予防活動の充実

- ①生活習慣病予防のための相談・教育・支援体制の充実を図ります。
- ②予防接種の適正実施や新型の感染症に対し啓発や予防対策を推進します。
- ③出張けんこう講座を通じて自分自身の健康に関心を持つよう啓発活動に努めます。
- ④婦人会、老人会、商工会などの町内各種団体と連携協働した取組を促進します。

(2) 町民が主役の健康づくり活動の促進

- ①健康づくりのリーダーやボランティアなどの人材を育成します。
- ②食育に関わる人材の輪を広げ、町民参加の食育を推進します。
- ③おやま健康マイレージ事業^{*5}を通じて個々の生活習慣の改善や社会参加を促し、さらにボランティア活動や子どもの見守りなど、地域活動とリンクさせた様々なメニューを用意し、健康や介護予防につながる活動を行う高齢者を増やすとともに、地域コミュニティの活性化にもつなげます。
- ④ICTを活用した健康増進事業を検討します。
- ⑤健康福祉会館を、若者や子育て層から高齢者、障がいのある人まで、多世代の健康づくりの場として活用していきます。

(3) 安心を感じる地域医療体制の充実

- ①かかりつけ医を持つことの推進など、適切な医療受診を行うための情報提供や啓発を行います。
- ②小学校区ごとの医療機関を継続して確保し、誰もが安心して医療を受けられる環境を維持します。
- ③御殿場市救急医療センターによる休日・夜間の一次救急の継続的な確保と、二次救急医療体制の確保のために、医師会など関係機関の協力のもと駿東地域における連携協働による広域救急医療体制の充実を目指します。
- ④休日歯科対策について、今後も継続して推進していきます。

(4) 医療費の適正化

- ①診療報酬明細書点検の拡充、医療費通知などの発送を通して医療費の適正化を図ります。
- ②小山町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、医療費の適正化に努めます。

(5) 国民健康保険税の適正な課税と収納率の向上

- ①資格取得・喪失の届出を促進します。
- ②退職者医療制度被保険者の把握に努めます。
- ③軽減・減免の適正な運用を図ります。
- ④悪質滞納者を滞納整理機構へ移管するなど徴収対策を講じます。

第2章 安心・安全なまち

(6) 特定健診・特定保健指導を中心とした保健事業

- ①国民健康保険の特定健診・特定保健指導、後期高齢者医療制度の健康診査の受診を促進します。
- ②国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に特定健診などの受診を条件に、頭部MRI、頭部MRA及び頸部MRAを検査項目とする脳ドック受診への助成を行います。
- ③国民健康保険被保険者の属する世帯を対象に、健康冊子配布などの生活習慣病予防広報活動を行います。
- ④「健診受診率アップキャンペーン」をより一層推進し、特定健康診査受診率をアップさせます。

5 主要事業

事業名称	概要
生活習慣病予防事業	・元気にいきいきと生きることを町民自ら意識できるように、各種検診を活かし、生活習慣病の予防を自主的に行うことができるきような支援事業を推進する。
健康増進事業	・各種健康づくり教室、メンタルヘルスケア、食育等を通じた健康づくりを積極的に推進する。 ・若年者の喫煙防止の啓発及び教育と禁煙支援を積極的に推進するとともに、受動喫煙を防止するため禁煙、分煙の環境整備を推進する。 ・運動習慣推進事業を実施し、町民の健康増進を図る。
健康マイレージ事業	・町民の健康づくりや社会参加を目的として、健康マイレージ事業を実施する。
保健衛生管理事業	・小学校区ごとの医療機関を継続して確保する。
救急医療対策事業	・御殿場市救急医療センターによる休日夜間の一次救急の継続的な確保と、二次救急医療体制確保のために、医師会など関係機関協力のもと駿東地域における連携協働による広域救急体制の充実を図る。 ・駿東歯科医師会と連携し、休日の歯科診療を継続的に確保する。
特定健康診査等事業	・小山町国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診・特定保健指導を積極的に実施し、生活習慣病の重症化予防及び医療費適正化に努める。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 運動不足の解消や健全な食生活などによる自らの健康づくりに取り組みます。
- 町民ネットワークを活かした健康づくり活動を推進します。
- おやま健康フェスタの企画・運営とイベントへの参加に取り組みます。
- 疾病の早期発見・早期治療の意識を地域ぐるみで高めます。
- おやま健康マイレージ事業への参加に取り組みます。

※1 一次救急：入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療。

※2 二次救急：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。

※3 三次救急：二次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療。

※4 ソーシャルキャピタル：人間関係・グループ間の信頼関係や規範・ネットワークを意味している。

※5 健康マイレージ事業：対象は18歳以上の町民と町内在勤者。健康づくり（事業参加や自己申告）、ボランティア活動、催しなどへ参加し、健康マイレージポイントカードに30ポイントを貯めると賞品獲得や特典が得られる。

2-3 高齢者福祉の推進 《高齢者福祉》

1 目的

高齢者が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らすことができることを目的とします。

2 現況・課題

○町の人口は昭和 35（1960）年の約 29,000 人をピークに減少を続け、平成 27 年現在では約 19,300 人となっています。その一方で、介護保険の第 1 号被保険者数は、平成 37 年度まで年々増加し、高齢化が今後も一層進むことが見込まれています。

○高齢者保健福祉計画の基本理念である「ゆったり すこやか まごころあふれる郷づくり」を目指し、健康づくりの推進や高齢者がはつらつと輝きながら活躍できる環境整備、介護予防や疾病予防の充実、さらに介護が必要になった場合でも安心できるサービス供給体制の充実、町民がみんなで支え合う地域づくりなど、総合的な施策を町民と行政が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らすことができるような地域社会づくりを推進していきます。

○平成 25 年度の高齢者実態調査によると、「今後やってみたいこと」の上位に「趣味の活動」や「働くこと」が挙げられており、多様なニーズに対応した生きがいや就労対策が必要とされています。

○高齢者を地域で支えていくためには、福祉教育やボランティアの育成が必要なことから、今後、社会福祉協議会や学校、地域などの様々な場で、意識の啓発や活動の促進、人材育成などを図っていくことが求められています。

○県では、本県の健康寿命が男性 71.68 年、女性 75.32 年であることを踏まえ、高齢化社会に対する前向きなイメージの醸成や社会参加の促進を図るため、平成 27 年 6 月に新たな人生区分として『ふじのくに型「人生区分」』^{*1}を提示しました。本町においても、老人クラブの愛称を「シニアクラブ」として普及啓発し、クラブのイメージアップを図っています。

○前期基本計画では、シルバー人材センター及び老人クラブへの支援などに取り組んできた結果、「高齢者が自立していきいきと暮らしている」と回答する町民の割合は 3%増加し 36%となりましたが、目標とした 40%には届きませんでした。また、シルバー人材センター会員数は、平成 26 年度までに 20 人減少し 214 人となりました。今後も、シルバー人材センター及び老人クラブへの支援などに取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「高齢者が自立していきいきと暮らしている」と思う町民の割合	36%	50%	町民アンケート
シルバー人材センター会員数	214 人 (H26)	280 人	高齢者の就労場所のひとつであるシルバー人材センターに登録している会員数
訪問理美容の実施件数	0 件 (H26)	1,500 件	在宅高齢者向けの訪問理美容サービスの実施件数

オシャレ講座参加者数	0人 (H26)	192人	在宅高齢者の外出を促すオシャレ講座への参加者数
------------	-------------	------	-------------------------

4 施策の方向

(1) 地域支援ネットワークづくり

- ① 民生委員・児童委員との連携により、高齢者の実態把握に努めます。
- ② 軽度生活援助事業・緊急通報体制整備事業などの制度の周知を図ります。
- ③ 地域包括支援センターを活用して高齢者福祉の体制強化を図り、高齢者が安心できるような地域で支える体制づくりを進めます。
- ④ マイレージ制度を活用し、ボランティア活動や子どもの見守りなど、地域活動とリンクさせた様々なメニューを用意し、健康や介護予防につながる活動を行う高齢者を増やすことで、地域コミュニティの活性化につなげ、地域で支え合う体制づくりを構築します。

(2) 高齢者の生きがい活動の促進

- ① シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労活動の拡大に努めます。
- ② 老人クラブの文化事業や健康づくり事業について支援を行い、より多くの高齢者が交流の場に参加し、生きがいが見出せるよう支援します。

(3) すべての人にやさしいまちづくりの推進

- ① 養護老人ホームや介護保険施設において、小中学校や文化連盟加盟団体などの慰問活動の拡大に努めることで、福祉のこころを育成します。
- ② 高齢者が交流の場に参加し、生きがいが見出せるよう、利用しやすい交通手段を確保します。
- ③ 参加と協働による元気なまちづくりの一環として、町内の理美容師と協働し、高齢者向けの訪問理美容の推進やオシャレ講座を開催し、高齢者の元気や生きがいの創出を図ります。

5 主要事業

事業名称	概要
高齢者福祉推進事業	・ 各種サービス事業や生活援助事業を推進し、高齢者の元気と生きがいの創出に寄与するとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会を支援し、連携することで、高齢者の社会参加機会の充実を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- シルバー人材センターへの積極的な登録・参加と状況に応じた適切な協力、支援に取り組みます。
- 老人クラブへの加入を促進するとともに、老人クラブ連合会との連携による高齢者の社会参加機会の充実、多くの参加及び関係者の拡大に取り組みます。
- 社会福祉協議会と連携し、緊急通報体制の整備事業やふれあい茶論を通じ、高齢者の孤立化防止に取り組むとともに、介護予防を図ります。
- 小山町高齢者見守りネットワーク^{※2}により、事業所や商店と連携し高齢者の異変に迅速に対応できる体制を強化します。

^{※1} ふじのくに型「人生区分」：0歳～5歳まで幼年、6歳～17歳まで少年、18歳～45歳まで青年、46歳～76歳まで壮年、77歳以上が老年とする人生区分。さらに壮年は、壮年初期(46-55)・壮年盛期(56-65)・壮年熟期(66-76)に、また老年は、初老(77-80)・中老(81-87)・長老(88-99)・百寿者(100～)に細分化されている。

^{※2} 小山町高齢者見守りネットワーク：地域の住民等が普段の生活の中で、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見する等、地域社会全体で高齢者を見守る活動。

2-4 介護予防事業と介護給付事業の充実 <<介護保険>>

1 目的

元気な高齢者にあっては、いつまでも自立した生活ができるよう適切な支援・指導を行い、介護が必要な人にあっては、適切な支援やサービスを提供することで、要介護状態が悪化しないようにすることを目的とします。

2 現況・課題

- 介護保険の第1号被保険者数は、平成37年度まで年々増加し、高齢化が今後も一層進むことが見込まれています。
- 平成24年では15.2%であった要介護認定率は、平成29年では18.8%に上昇するものと見込まれ、平成29年度の65歳以上の認定者数は952人、40～64歳の第2号被保険者を含む認定者数は979人と想定されます。
- 高齢化の進行とともに認知症高齢者も増加することが見込まれることから、特別養護老人ホームなどの計画的整備を進めるとともに、ホームヘルパーやデイサービスなどの介護に係る人材の確保と質の向上を図る必要があります。
- 住み慣れた地域で介護が必要な高齢者が安心して暮らしていけるよう、また、要支援・要介護状態の改善や重度化予防につながるよう、訪問、通所・入所など多様な介護保険サービスの充実に努めます。そのため、事業者への情報提供や指導体制を充実し、介護サービスに携わる人材の育成と資質向上を図るとともに、制度の周知に努め、介護や医療的ケアが必要になっても安心して暮らしていけるサービス基盤の充実に努めます。
- お達者度向上のため、各種健診受診率の向上と、運動習慣の定着を図る必要があります。
- 前期基本計画では、地域包括支援センター等との連携強化などに取り組んできた結果、「介護が必要な状態になった場合、適切な公的サービスを受けることができる」と回答する町民の割合は9%増加し37%となり、目標とした40%に近づくことができました。また、介護予防ボランティア受講者数は69人増加し、240人となりました。今後も、地域包括支援センター等と連携し、高齢者の健康づくりをはじめとした介護予防事業の推進と、介護保険サービスの充実に努めていく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「介護が必要な状態になった場合、適切な公的サービスを受けることができる」と回答する町民の割合	37%	50%	町民アンケート
介護予防ボランティア受講者数	240人 (H26)	500人	はつらつ元気サポーター養成講座受講者、実践研修者の累計数
お達者度	男 16.56年 女 19.59年 (H24)	男 17.12年 女 20.64年 (H31)	65歳から元気で自立して暮らせる期間(要介護2～5の認定を受けていない期間)
認知症サポーター	1,508人 (H26)	2,000人	認知症サポーターの人数 目標は人口の1割

ふれあい茶論 ^{サロン}	2,841人 (H26)	3,500人	ふれあい茶論 ^{サロン} の延べ参加人数
-----------------------	-----------------	--------	-------------------------------

4 施策の方向

(1) 地域包括ケアの推進

- ① 小山町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域ケア会議の充実、総合的な相談支援の実施等、地域包括ケアのネットワーク^{*1}づくりを推進します。
- ② 認知症サポーターの養成や認知症相談の実施とともに、認知症ケアパス^{*2}の作成・運用、認知症初期集中支援チームによる支援の実施等、認知症施策を推進します。
- ③ 在宅医療・介護連携事業を推進します。

(2) 予防に重点を置いた健康づくりの推進

- ① 住み慣れた地域で支援を受けながら自立した生活が送れるよう介護予防、認知症予防事業を開催し、予防に重点を置いた健康づくりを推進します。
- ② 身近な場所にいつでも集える「通いの場」づくりを進めるなど、介護予防事業を推進します。
- ③ 「お達者度測定」や、測定結果に基づいた運動の支援をより充実させていきます。
- ④ 「ふれあい茶論^{サロン}」を、より気軽に参加できて楽しめるものにします。また、区と連携して、ひとり暮らし高齢者も参加できるように呼びかける体制づくりを進めます。

(3) 介護保険サービスの充実

- ① はつらつ元気サポーター養成講座などを行い、介護予防ボランティアの育成を推進します。
- ② 生活支援サービス、家族介護への支援の充実を図ります。
- ③ 訪問、通所、入所など、多様な介護保険サービスを充実させ、介護状態の改善や重度化予防に繋がります。

5 主要事業

事業名称	概要
地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が抱える個別の課題や地域の課題を拾い出し、解決策を検討し、生活支援コーディネーター^{*3}を中心に地域住民や各種団体、ボランティア等と協働で問題解決を図る。 ・ 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために、ふれあい茶論^{サロン}、はつらつ元気サポーター養成講座、介護予防教室、相談会等を実施する。 ・ 認知症地域支援推進員を置き、認知症サポーターの養成や認知症予防教室等を実施する。 ・ お達者度測定会や公民館単位での運動教室を開催し、お達者度向上を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 各種プログラムへの参加を拡大するとともに、地域において介護予防の啓発に取り組みます。
- 介護ボランティア養成講座への参加を拡大し、介護に対する地域全体の理解と支援を高めます。
- 地域包括支援センターや介護事業者等と連携して事業を実施し、介護予防への取組を推進します。
- 認知症サポーター養成講座を実施し、地域全体で認知症の方や家族を支える環境づくりに取り組みます。

^{*1} 地域包括ケアのネットワーク：高齢者が住み慣れた場所で安心して長く暮らし続けられるよう、多様な職種間で情報共有及び提携、協働により高齢者を支援する仕組み。

^{*2} 認知症ケアパス：認知症が疑われる場合、誰が、いつ、どこで、何をしたらよいか等、医療や介護などの提供の流れを示すもの。

^{*3} 生活支援コーディネーター：地域の人材や団体等、様々な機関とのネットワークを構築し、生活支援等の推進を図る人。

第2章 安心・安全なまち

2-5 障がい者福祉の充実 《障がい者（児）福祉》

1 目的

障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らせることを目的とします。

2 現況・課題

- 「障害者基本計画」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指しています。また、障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが推進されています。
- 県では「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、共生する社会の実現・その人らしい自立生活を送ることができる社会の実現・安心安全に暮らすことのできる社会の実現を基本理念として取り組んでいます。
- 本町では、「小山町障害者計画」及び「小山町障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーション*の理念のもと、障がいのある人もない人も地域の中で生きがいのある生活を送れるよう、より一層の支援を進めています。
- 多様化する障がいのある人のニーズに応えるため、地域の関係機関と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していく必要があります。
- 前期基本計画では、第4期小山町障害福祉計画の策定や御殿場・小山障害者自立支援協議会の支援などに取り組んできた結果、「障がいのある人が社会参加し、自立している」と回答する町民の割合は4%増加し22%となりましたが、目標とした25%には届きませんでした。今後も、ノーマライゼーションの理念に基づく啓発・広報活動や、障がいのある人の支援に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「障がいのある人が社会参加し、自立している」と回答する町民の割合	22%	50%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 理解と交流の促進

- ① ノーマライゼーション等の正しい知識や情報を提供する等、啓発・広報活動の充実を図ります。
- ② ボランティア情報の提供と講座の充実等によりボランティア参加者の拡大を図ります。
- ③ ふれあい広場等、障がいのある人の参加型行事の充実を図り、交流活動を推進します。

(2) 生活環境の整備

- ① 公共施設等のバリアフリー化を推進し、外出支援の充実を図ります。
- ② 自主防災組織と連携し、障がいのある人等の支援を充実させ、安全・安心対策の充実を図ります。

(3) 福祉サービスの充実

- ① 民生委員・児童委員、障害者相談員、障害者相談支援事業所等と連携し、相談体制の充実を図ります。
- ② ホームヘルパー研修費の助成等、人材の確保・育成に努め、障がいのある人の支援を推進します。

- ③手話奉仕員養成講座や手話通訳者派遣等、在宅福祉サービスの向上を図ります。
- ④役場本庁舎の「町民食堂ごちそうさん」や「カフェ・ポム」で、障がいのある人がこれからも継続して働けるよう、町民の方々にも利用を呼びかけます。

5 主要事業

事業名称	概要
障害福祉総務事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人を総合的に支援するため、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定する。 相談体制の充実を図るため、障害者相談員を配置する。
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援体制を充実するため、御殿場・小山障害者自立支援協議会の体制及び活動の充実を図る。 障がいを持っている方に対する相談体制を強化する。 町内の企業等を訪問し、授産所のPRや、障がいのある人の雇用の協力依頼を行う。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 障がいのある人への理解を深め、地域社会全体で誰もが安心して暮らせる社会を築きます。
- 小山町役場、民間企業ともに、障がい者の雇用促進に取り組みます。
- 社会福祉協議会などの協力による総合相談窓口の設置により、就労支援等障がいのある人が不安のない生活を送れるように努めます。
- 地域全体で授産製品の販売場所の提供や購入を拡大することにより、授産所との交流を深めます。

*ノーマライゼーション：障がいのある人や高齢者も健常者と同じように、助け合いながら同じ地域で生活するのが当然であるとする考え方。

2-6 子ども・子育て支援の充実 《子ども・子育て支援》

1 目的

安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを進めることを目的とします。

2 現況・課題

- 近年、家族形態の多様化や、地域社会の変化、就労環境の変化等により、子どもとその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、少子高齢化の急速な進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。
 こうした中、国は更なる少子化対策を進めるため、子どもを産み、育てやすい社会の創設を目指して、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。
- 本町においても、少子化対策は喫緊の課題となっており、また、就学前からの子どもの保育・教育は、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要であることから、子育ては、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」ことを基本としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築していく必要があるため、平成27年3月「小山町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。
- 子育て経験の乏しい保護者が悩みを抱え、孤立しないためにも、相談や保健指導体制の充実を図るとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支援する環境を整えていく必要があります。
- 本町の児童虐待通告件数は増加傾向にあることから、要保護児童連絡協議会の充実、DV防止ネットワークなどの設置を進め、当事者や周辺からの相談・通告に対応できる体制づくりが望まれています。
- 「ファミリーサポートセンター」の充実などの子育て支援策をより一層推進し、家庭、地域、行政が協働して、子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを図っていく必要があります。
- 前期基本計画では、ファミリーサポートセンター事業やぺんぎんランド^{*1}の開催などに取り組んできた結果、「安心して子どもを生き育てる環境が整っている」と回答する町民の割合は4%増加し42%となり、目標とした40%を上回ることができました。また、保育園待機児童数も0人を維持しています。今後も、施設型保育を維持するとともに、地域型保育の充実などに取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「安心して子どもを生き育てる環境が整っている」と回答する町民の割合	42%	50%	町民アンケート
保育園待機児童数	0人	0人	保育所入所申請を出しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入所できない状態にある児童の人数

家庭教育支援員による子育て講座及び教育相談の参加者数	0人 (H26)	380人	家庭教育支援員による子育て講座及び教育相談の参加者数
ぺんぎんランド参加者数	2,945人 (H26)	5,000人	—
放課後子ども教室箇所数	1箇所 (H26)	5箇所	—
子育てサービス利用件数	0件 (H26)	100件	民間事業者と連携し、地域資源を活かして実施する子育てサービスの利用件数

4 施策の方向

(1) 子育てしやすい環境の整備

- ①家庭、地域、学校が連携して様々な教育活動に取り組みます。また、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域社会全体で家庭教育を支援します。
- ②「保育園待機児童なし」を継続していきます。
- ③保育ニーズの増加への対応のため、ファミリーサポートセンター事業を推進するとともに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備を推進します。
- ④子育て支援センターの拡充により、保護者も子どもも安心して遊べ、交流できる場を充実します。
- ⑤園舎の整備などを通じて保育園児童の安全の確保に努めます。
- ⑥新たな幼児教育のあり方について国の動向を踏まえ取組を進めます。
- ⑦安心して子どもを産み育てることができるよう、保健センター・幼稚園・保育園・こども園による情報共有を行うとともに、助産師、こども相談員等による相談体制の充実を図ります。
- ⑧子育てに関する経済的負担の軽減のため、諸手当や支援制度を周知し、活用の促進を図ります。
- ⑨子育て家庭に配慮した住まいの確保や住宅の取得に関する経済的支援などを行い、子育て世帯の定住を促進します。
- ⑩民間事業者と連携し、子育てにやさしい自治体としてのPRに努めるとともに、子育てサービスを実施します。
- ⑪高齢出産のリスクなど、妊娠出産等に関する正しい知識を持ってもらうため、高校生や若者に対する教育・啓発活動を推進します。

(2) 児童虐待防止の啓発や働きかけ・相談体制の強化

- ①広報による町民への啓発、関係機関への通告強化による関係職員の意識改革など、児童虐待問題に関する一層の意識高揚に努めます。
- ②日常的に関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。
- ③乳幼児全戸訪問や乳幼児健診・相談により、健全育成と支援の必要な児の早期発見に努めます。

第2章 安心・安全なまち

5 主要事業

事業名称	概要
子ども子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none">・小山町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業を行う。・定期的に「子ども・子育て会議」を開催し計画実施の検証を行う。・「ファミリーサポートセンター」事業を実施する。・「わくわくランド^{※2}」事業を実施する。
子育て支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none">・町内保育園・こども園で運営している地域子育て支援センター（ぺんぎんランド）利用者及び未就学児の支援を行う。・子育て支援を目的とした子育て支援拠点センター「きんたろうひろば」の運営、土曜・休日保育の実施を検討する。
こども園整備事業	<ul style="list-style-type: none">・町内全域におけるこども園化を推進し、幼児施設の環境整備を図る。
放課後児童クラブ施設整備事業	<ul style="list-style-type: none">・足柄小放課後児童クラブの施設整備を推進する。
児童福祉対策事業	<ul style="list-style-type: none">・電話・窓口など相談体制の強化・充実を図る。・要保護児童対策地域協議会のもと、要保護児童等の支援に努める。
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none">・妊娠中から出産後の子育てまで、切れ目のない相談・支援体制の強化を図る。・乳幼児全戸訪問事業、乳幼児健診・相談等による児の健康管理と健全育成を推進し、また支援の必要な児の早期発見体制の充実を図る。
こども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none">・子どもが病気やケガをした時、経済的負担を心配せず、安心して適切な医療を受けることができるよう、中学3年生までの医療費の無料化を継続して実施する。
保育料助成事業	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園に通園する第2子以降の保育料を無料とする。 (年齢制限はなし)・保育園に通園する第2子の保育料を半額とし、第3子以降の保育料を無料とする。 (年齢制限はなし)

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○地域ぐるみで子育てを支えていく意識を深め合います。

○虐待などを早期発見、早期解決するために、関係する機関・団体等と情報共有や連携強化に努めます。

※1 ぺんぎんランド： 保育園、こども園、文化会館遊戯室において、未就園児の子ども達に安全な遊び場と保護者の情報交換の場の提供を目的として、子育て講座やお楽しみ会の開催などを実施。

※2 わくわくランド： 幼稚園において未就園児の親子に園を開放し、在園児と交流したり遊具で遊んだり、幼稚園教諭に子育ての悩み相談を実施。

2-7 災害に強いまちづくり 《災害対策・危機管理》

1 目的

災害から町民の生命、財産の安全確保を図ることを目的とします。

2 現況・課題

○我が国では、毎年のように発生する自然災害によって多くの人命や財産が失われてきています。特に、平成23年度以降については、東日本大震災による地震・津波、風水害、火山及び雪害などの自然災害による人的被害や物的被害が増加しています。

また、近年、局地的豪雨や豪雪の頻発及び火山活動の活発化など、これまでの想定を超えた新たな防災上の課題が生じてきています。

○県では、近い将来に発生が危惧される南海トラフ沿いの巨大地震や相模トラフ沿いの最大級クラスの地震を想定した「第4次地震被害想定」を策定するとともに、「地震・津波対策アクションプログラム」を策定し、具体的な指標を明確にした防災体制の強化を図っています。

○本町では、平成26年に「小山町地域防災計画」を合冊方式から巻編方式に修正し、災害に対する一般対策、第4次地震被害想定を踏まえた地震災害対策、風水害、火山災害、大火災及び大事故対策に区分した計画を定めています。しかしながら、土砂災害等の危険個所の把握や情報共有は十分ではなく、平成26年8月に広島県で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害の危険がある箇所の把握、地域住民への情報提供のため、土砂災害ハザードマップを作成・配布しました。また、間伐等の森林整備の遅れによる森林荒廃等により、土砂災害防止などの国土保全機能の低下がみられることから、「小山町山地強靱化総合対策協議会」を設置し、国、県、町、地域住民が一体となって災害に強い森林づくりを目指しています。

○一方、地震から命を守るための建物の耐震化については、引き続き、公共建築物の耐震化を進めるとともに、住宅及び民間建築物についても、耐震化の促進を図る必要があります。

○本町に大規模な被害をもたらした平成22年台風9号による豪雨災害や平成26年の大雪災害の教訓を活かし、町民一人ひとりの防災意識の高揚、自主防災組織の一層の充実強化を図り、各種災害に備えた防災訓練の実施や資機材の充実など、地域の特性にあった防災体制の強化を図る必要があります。

○本町では、災害発生時に被災傷病患者に対する処置が適切に行えるよう、御殿場市医師会、歯科医師会、北駿薬剤師会と医療救護活動に関する協定を締結しています。今後も医療救護計画に基づき、医療救護訓練の実施と、人員・資機材両面での、より一層の体制強化を図っていきます。

○前期基本計画では、地域防災計画の見直しや防災訓練の実施などに取り組んできた結果、「地域に安心できる防災の仕組みがある」と回答する町民の割合は3%増加し51%となりましたが、目標とした60%には届きませんでした。今後も、地域防災計画等に基づき、防災体制の充実を図るほか、防災インフラの整備や危機管理の充実に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「地域に安心できる防災の仕組みがある」と回答する町民の割合	51%	60%	町民アンケート
1人以上の防災士を配置する行政区数	18区 (H26)	40区	—
地域防災訓練参加者数	6,900人 (H26)	7,300人	—

4 施策の方向

(1) 防災体制の充実

- ①災害危険箇所の的確な把握に努め、地域防災計画の見直し・充実を図ります。
- ②地域での防災活動を担う自主防災組織や社会福祉協議会と連携し災害ボランティアコーディネーターなど人材の育成を図ります。
- ③災害時に必要な資機材の更新・整備を行います。
- ④広報活動や各種防災訓練により、自助・共助を中心とした普段から災害に対する備えをしてもらうよう防災意識の啓発を行います。
- ⑤災害時に特に配慮を要する災害時要配慮者のうち、避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者の名簿の更新を適切に行うとともに、自主防災組織における個別計画等の作成を支援します。
- ⑥食料や避難場所、輸送能力の確保、要配慮者への支援など、防災・災害対策を補強する観点から、さらなる広域にわたる外部機関、事業所等との協定締結を進めます。
- ⑦観光地として観光客の安全を確保するため、外国人も含めた観光客に対応した避難訓練を広域連携により実施していくことを検討します。

(2) 防災インフラの整備

- ①災害に強い森林づくりを進めるとともに、森林と清流の保全を踏まえた計画的な治山治水事業を進めます。また、県及び町の要望を踏まえ、特に大規模な事業実施が見込まれる須走地区、北郷地区において、当地域における早期の復旧整備が図られるよう、国による民有林直轄治山事業が実施されます。
- ②急傾斜地における土砂災害対策を推進します。
- ③主要交通路等の整備を進めるとともに、指定避難所などの避難施設を充実します。
- ④公共施設のさらなる耐震化を図るとともに、民間の建物については、引き続き耐震に関する補助を行い、耐震化の促進を図ります。
- ⑤防災拠点として指定した道の駅の充実・強化のため、マンホールトイレや備蓄倉庫の設置、情報伝達機能等の充実を含めた駐車場の拡大について、引き続き国に要望していきます。
- ⑥再生可能エネルギーを災害・非常時の対応に活用できるような体制づくりを検討します。

(3) 危機管理の充実

- ①庁内の危機管理組織において、危機管理体制の継続的な見直しを行い、充実・強化を図ります。
- ②全国瞬時警報システム（Jアラート）やデジタル行政無線の効率的な運用及び、メール機能を利用した適時・適切な情報発信などにより、危機管理体制の充実・強化を図ります。
- ③「防災日本一のまちづくり」を進める観点から「地域防災計画」、「業務継続計画」、「富士山噴火に対する避難計画」を毎年見直し改善していきます。
- ④医療救護計画や災害時健康支援マニュアルを見直し、適切な活動が展開できるよう関係機関相互の連携を図るとともに、医療従事者等の研修や訓練、及び住民に対する医療救護体制の周知や応急手当等の普及啓発を図っていきます。

5 主要事業

事業名称	概要
水防事業	・河川の洪水等による水害を警戒・防御し、これによる被害の軽減及び町民の生命・財産を保護するため、地域防災計画及び水防計画に基づき、水防協議会の運営、水防計画の見直し及び水防訓練を実施して、防災力の強化を図る。
地震対策事業	・防災会議を開催し、静岡県が制定した第4次地震被害想定に対応した地域防災計画の見直しや、町民の生命・財産を保護するための防災訓練（富士山噴火を想定した避難訓練を含む）や家庭内防災対策事業の実施、防災用品の購入等により災害に強い町づくりを推進する。
自主防災推進事業	・地域防災計画に基づき、地域の防災力向上を図るための自主防災組織の意義を強調し、地域の実情に応じた組織を育成するとともに防災資機材等の整備について助成を行う。
普通河川維持管理事業	・町管理である普通河川における清流の保全を図るため、計画的な維持管理事業を実施する。
急傾斜地崩壊防止事業	・急傾斜地指定区域の保全を踏まえた計画的な崩壊防止対策事業を行う。
治山事業総務事業	・森林と清流の保全を踏まえた計画的な治山治水整備を行う。
災害時医療救護対策事業	・県が実施する訓練への参加や、関係機関と連携した医療救護訓練を実施する。 ・災害に備え、医療救護関係資機材の点検・補充及び充実を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 災害に備え、日頃から自ら命を守る行動、各家庭や地域でできる防災対策に取り組めます。
- 防災士、防災リーダーを育成し、地域防災力の向上を目指します。
- 社会福祉協議会と連携し災害ボランティアコーディネーターを育成するとともに、災害ボランティアの組織体制づくりを強化します。
- 自主防災会・事業所・消防団・自衛隊・消防署・警察署・医師会・災害時救護病院・町が相互に連携し、災害時に備え、より充実した防災訓練を実施します。

2-8 交通事故・犯罪のないまちづくり 《交通安全・防犯》

1 目的

町民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを展開することを目的とします。

2 現況・課題

○我が国の刑法犯認知件数や交通事故の発生件数は、近年減少傾向にありますが、振り込め詐欺や悪質商法、食品の偽装などの日常生活の中で誰もが巻き込まれる可能性のある犯罪が増えています。

○県では、平成22年度から平成25年度まで「防犯まちづくり行動計画」による防犯対策を行いましたが、平成24年度実施の県政世論調査によると、犯罪被害に遭うかもしれないという不安感を依然として多くの人が抱いている状況です。窃盗などの犯罪に加え、振り込め詐欺やその他の特殊詐欺が依然として頻発している状況であり、さらなる対策が望まれています。

○本町では、「小山町生活安全のまちづくり条例」に基づき、小山町生活安全のまちづくり推進協議会を設置し、町民・地区防犯団体・警察などとの連携を図っています。また、県内の交通事故の発生件数は、交通環境の整備や交通安全県民運動の展開などにより年々減少傾向にありますが、高齢者の係わる事故は増加傾向にあり、さらなる対策が望まれています。

○防犯灯や道路標識の設置などのハード面の整備に加え、地域住民と連携した防犯体制の充実や防犯情報の提供、交通安全運動の啓発活動などソフト面の充実を図っていく必要があります。

○空家等の現状を把握し、空家等の対策を図ります。

○前期基本計画では、生活安全相談員によるパトロールや防犯灯設置交付金などに取り組んできた結果、「交通事故や犯罪が少なく、安全で安心して生活ができる」と回答する町民の割合は6%増加して72%となりましたが、目標とした80%には届きませんでした。今後も、防犯体制の充実や交通安全の推進などに取り組むほか、空き家対策などに取り組み、町民の安心・安全を確保していく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「交通事故や犯罪が少なく、安全で安心して生活ができる」と回答する町民の割合	72%	80%	町民アンケート
防犯情報メール配信登録者数	0人	1,000人	—

4 施策の方向

(1) 地域住民との連携

- ① 小山町生活安全のまちづくり推進協議会の活動を支援するとともに、町民や各種団体と協働で安全対策に努めます。
- ② 御殿場市・小山町暴力追放推進協議会の活動を支援し、安心・安全大会などの活動を通じて、町民総ぐるみによる暴力のない安全なまちの実現に取り組めます。
- ③ 管理されていない空き家、空き地などの所有者に対して、倒壊等の事故、犯罪、火災等の未然防止に向けた適正管理を指導します。

(2) 情報提供

- ① 広報紙・同報無線の活用による交通安全や特殊詐欺情報発信の推進を図ります。
- ② 防犯情報メールの配信による情報発信に努めます。

(3) 交通安全・防犯意識の高揚

- ① 幼児から高齢者の各層に応じた交通安全教育の充実に努めます。
- ② 交通安全運動を推進し、運転手や歩行者などの交通モラルの向上など交通安全意識の向上に努めます。
- ③ 交通指導員や地域交通安全協会委員などと連携して、街頭等における直接指導を実施します。
- ④ 町外のドライバーに対する交通安全の啓発活動を実施します。

(4) 交通安全・防犯環境の整備

- ① 地域の実情に対応した交差点の改良や歩道の設置、道路標識やカーブミラーなどの交通安全施設に対し、高齢者、障がいのある人などの通行に配慮したバリアフリー化を考慮し、整備を推進します。
- ② 町外からの流入車両に対し、道路標識の設置など視覚的な啓発を実施します。

(5) 交通事故被害者対策の充実

- ① 駿東地区交通災害共済組合への加入促進により、被害者の援助を推進します。
- ② 交通事故相談業務を継続します。

5 主要事業

事業名称	概要
防犯推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全環境の整備や指導に努める。 ・ 暴力を追放するための必要な措置、町民等に対する支援を行う。 ・ 危険な空き家等の所有者等に対し、助言・指導、勧告、支援、命令、公表、代執行を行う。 ・ 区長会と連携を図り防犯灯のLED化を進め、夜間の犯罪を未然に防止するとともに、経費の節減を図る。
交通安全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全意識啓発事業として、警察、区長会などと連携し、町民や町外ドライバーに対する啓発活動を実施する。また、特に幼児や高齢者に対する交通安全教育の充実に努める。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 防犯メール配信システムの充実や受信登録者拡大に取り組みます。
- 交通安全施設の状態に気を配り、老朽化や障害物等に関する適切な対応に取り組みます。

2-9 消防・救急対策の推進 《消防・救急》

1 目的

町民が安全で快適に生活することができるよう、町民一人ひとりが消防機関等と連携し、自助・公助・共助で消防・救急体制の充実を図ることを目的とします。

2 現況・課題

- 町では、ここ数年火災の発生件数に変動はありませんが、今後とも消防署・消防団との連携のもと、一般住宅や高齢者宅を訪問し、地域に密着した防火指導を継続して実施することで、火災の発生予防や災害による被害拡大の防止に取り組んでいます。
- 地域防災の要となる消防団が、町内外で目覚ましい活躍を見せる一方、消防団員の数は減少傾向にあり、団員確保は喫緊の課題となっています。
- 町民に対する応急手当の普及啓発活動を推進するため、事業所の管理者及び従業員を対象にした救命講習の受講を促し、急病や不慮の事故などに迅速で確実に対応できる応急救護体制の維持・整備が必要となっています。一方で、救急医療が適切に機能するよう、緊急性のない安易な救急外来の受診を控えるなど、町民のモラルの育成を図ることも重要となっています。
- 町民の安全で快適な生活を確保するためには、町民一人ひとりの消防・救急に対する意識の醸成が必要になっています。
- 前期基本計画では、御殿場市・小山町広域行政組合における体制強化などに取り組んできましたが、「消防・救急体制が整っている」と回答する町民の割合は平成22年度と同じ70%で、目標とした80%には届きませんでした。また、年間の救命講習受講者数は、平成21年度の1081人に比べ673人と大きく減少していますが、これは既受講者数の増加に伴い減少したものと考えられます。今後も、消防署と連携し事業を推進していくとともに、消防団員の確保や、消防団の安全装備品や資機材の整備などに一層取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「消防・救急体制が整っている」と回答する町民の割合	70%	80%	町民アンケート
救命講習受講者数	673人 (H26)	700人	一年を通じて行われた救命講習会に参加した事業所を含む町民の数
一般住宅や高齢者単独世帯の防火指導	77% (H26)	100%	年2回重点実施地区の全世帯を訪問して、防火・防災指導を展開した実施率
住宅用火災警報器設置割合	59% (H21)	100%	一般世帯数に対する住宅用火災警報器を設置している家庭の割合
消防団員の確保	86.2% (H27.4.1)	100%	近年、減少傾向にある地域の防災力量といわれる消防団員数の充足率

4 施策の方向

(1) 消防団員の活躍による町民の防火意識の高揚

- ①地域防災に寄与する消防団員の確保に努めます。
- ②消防団員が災害出動時に迅速な活動体制を確保できるよう、安全装備品や資機材の整備を行います。
- ③町内の子ども達に、防火パレードや地域防災訓練への参加の機会を与え、幼少年期からの防火教育の充実を図ります。また、消防団員による火災予防・地域防災に関する広報啓発活動を実施し、町民の防災意識の醸成を図ります。
- ④女性消防団員の確保に努めるとともに、女性ならではのきめ細やかな指導によるAED^{*}講習等を推進し、いざという時に行動できる町民の人材育成に努めます。
- ⑤消防団員の消防・救急に対する知識をさらに高めるため、訓練や研修を定期的実施します。
- ⑥現役消防団員の福利厚生や、退職消防団員の補償を確保します。

(2) 消防団消防施設の維持管理

- ①消防ポンプ車と消防団車庫の更新について検討を行い、定期的な更新を図ります。
- ②消防団消防施設の適正な管理を推進するため、毎年度備品点検や必要に応じた修繕を行います。

(3) 消防施設の設置及び維持管理

- ①町内の耐震性貯水槽について、計画的に新設や修繕を実施していきます。

5 主要事業

事業名称	概要
消防団運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の安全装備品や資機材の整備を行う。 ・駿東支部消防操法大会への参加を支援する。 ・消防団による出動（放水訓練・警戒出動・災害出動）等費用弁償、各種交付金・負担金の支払いを行う。 ・消防団員による火災予防・地域防災に関する広報啓発活動を推進し、活動に必要な被服等を貸与する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 消防団員が勤務時間中に発生した火災などの災害に出動できるよう、消防団協力事業所の拡大を推進します。
- 火災に備え、日頃から各家庭や事業所などでできる火災対策に取り組めます。
- 救急車の適正利用に取り組めます。
- 救命救急の講習会に参加します。
- 消防団員活性化委員会で、団員の処遇改善に取り組めます。

^{*}AED：Automated External Defibrillatorの頭文字を並べたもので、自動体外式除細動器のこと。不整脈が起きた際、心臓に電気的なショックを一瞬与え、心臓の機能を正常な状態に戻す装置。

2-10 消費者教育の推進 《消費生活》

1 目的

消費者教育を通じて、町民一人ひとりが消費生活に関する知識を高め、安心して消費生活を送ることができることを目的とします。

2 現況・課題

- 消費者庁は、地方の消費者行政を活性化するため、地方消費者行政活性化基金を創設し、地方公共団体における消費生活センターの開設・整備を支援してきました。今後は、より一層消費生活センターを拠点として、町教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携のもとに、町の状況に応じた施策を講じていく必要があります。
- 県においては、東部県民生活センターなど県内4か所にて相談体制をとっており、消費生活全般についての相談業務を実施するとともに、「静岡県消費者教育推進計画」を平成26年3月に策定し、消費者教育推進地域協議会の設立、消費者市民社会の普及、啓発などの取組を推進しています。
- 本町では、平成21年4月に小山町消費生活センターを開設し、消費生活相談によりトラブルの解決を図るとともに、被害防止のための啓発活動や情報の提供に努めています。
- 消費者の被害を未然に防ぐため、地域や学校、高齢者への消費生活に関する教育の推進と体制づくりが必要です。
- 消費生活相談員の質の向上及び地域と学校をつなぐコーディネーターの育成、活用が課題となっています。
- 前期基本計画では、消費生活に関する相談及び苦情に適切に対処してきた結果、「消費生活のトラブルが少なく、安心して生活ができる」と回答する町民の割合は9%増加し66%となりましたが、目標とした70%には届きませんでした。今後も、消費生活センターの充実や広報などに取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「消費生活のトラブルが少なく、安心して生活ができる」と回答する町民の割合	66%	80%	町民アンケート
小山町消費生活センターへの相談及び情報提供件数	98件 (H26)	200件	小山町消費生活センターの周知及び未然防止の啓発活動を行うことで、町民が気軽に相談できる体制の整った度合いを相談件数として示す

4 施策の方向

(1) 消費生活センターの充実

- ①相談員の育成を図るとともに、消費生活センターの充実を図ります。
- ②国民生活センター・東部県民センターとの連絡・連携を密に行い、相談解決に取り組めます。

(2) 被害防止のための啓発活動

- ①啓発パンフレットの配布、広報紙・同報無線など、情報発信による意識の啓発の強化に努めます。

(3) 消費者教育推進計画の策定等

- ①消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設立に努めます。

5 主要事業

事業名称	概要
消費者行政事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の育成強化を通して相談体制の質の向上と消費生活センターの充実を図る。(消費生活センター充実事業) ・消費者の安全、安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため国からの交付金を活用する。(地方消費者行政推進事業) ・町民が消費者被害にあわないために小山町消費生活センターの出前講座などにより、消費者教育の推進を図る。(消費者教育の推進事業)

6 互いに取り組む協働の姿(町民・事業所・地域・行政)

- 消費者一人ひとりが自己責任の考え方に立って自主的で合理的な消費行動のできる「主体性のある消費者」についての情報提供と自己啓発に取り組めます。
- 消費者被害にあう確率の高い一人暮らしの高齢者などに対し、地域ぐるみで「見守り」ができるように取り組めます。
- 魅力的な出前講座づくりと講座への積極的な参加に取り組めます。
- 消費者教育推進を図るため地域協議会を設立し、地域、行政、事業所、学校との連携を強化します。

第3章 いきいきとしたまち

3-1 心豊かな生涯学習の推進 《生涯学習》

1 目的

町民の主体的な学習により、心身ともに健全で充実した生活を送ることができることを目的とします。

2 現況・課題

- 生涯学習は、人々が生涯にわたり主体的に続ける学習活動のことです。趣味や娯楽の他、ライフワークとして新しいものを学び続けたり、ボランティアとして地域に貢献したりすることは、豊かで充実した人生を送ることにつながっています。
- 町民の誰もが心身ともに健全で、充実した生活を送ることのできるよう、生涯学習施策を推進するとともに、生涯学習関連団体の支援をしていくことが望まれています。
- 平成 27 年度から生涯学習施設が指定管理者制度に移行しましたが、これに伴い住民サービスの向上や生涯学習施設を活用した民間の発想による各種事業の更なる充実が期待されています。
- 前期基本計画では、ボランティア支援センターの活動の充実や町民文化祭の開催などに取り組んできた結果、「生涯学習活動の機会や場が充実している」と回答する町民の割合は3%増加し44%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。一方、図書館ボランティアによる読み聞かせ事業などに取り組みましたが、「図書館が便利で使いやすい」と回答する町民の割合は42%で、増減はありませんでした。今後は、学校応援ボランティアを活用した事業の推進や、図書館サービス機能の充実などに取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「生涯学習活動の機会や場が充実している」と回答する町民の割合	44%	50%	町民アンケート
「図書館が便利で使いやすい」と回答する町民の割合	42%	50%	町民アンケート
学校応援ボランティア*利用回数	5回 (H26)	26回	—

4 施策の方向

(1) 生涯学習の推進

- ①町教育委員会の基本的な方針である「小山町教育振興基本計画」の下、生涯学習の推進を図ります。
- ②コミュニティ施設、図書館など地域施設の連携や社会教育指導員を配置するなど、生涯学習推進体制の確立を促進します。
- ③地域団体やNPO、起業家などの学ぶニーズに応じたプログラムを生涯学習メニューに組み込む仕組みを構築します。

(2) 学習機会の提供

- ①各種趣味教室、講演会、体験学習の充実など学習機会の提供を促進します。
- ②生涯学習関連団体の連携を推進するとともに、町民文化祭、生涯学習フェスティバルなど様々な場を活用した学習成果発表の場を充実します。

③総合文化会館に学びの場としての機能の充実を推進します。

(3) 図書館サービス機能の充実

①小山町子ども読書活動推進計画に基づいた事業を推進します。

②利用しやすく、地域や町民に役に立つ図書館づくりを推進します。

③おはなしの会など読書に触れ合う機会を提供し、読書機会の充実を図り、読書人口の拡大に努めます。

(4) 人材の活用・育成

①学校応援ボランティアの育成や確保を進めます。

②各種文化団体、サークルなどの活動の支援や育成を行います。

③姉妹町等との交流対象を文化団体や経済団体などに広げ、様々な交流を推進します。

(5) 生涯学習環境の整備

①学びの場である生涯学習施設の整備を進めるとともに、多様な学習の場としての施設の活用を促進します。

(6) 情報提供と町民ニーズの反映

①ホームページや情報誌の発行など生涯学習情報の収集と提供を充実します。

②定期的なアンケートを行うなど、町民ニーズを反映できるよう努めます。

5 主要事業

事業名称	概要
社会教育総務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援ボランティア事業の推進を図る。 ・NPO支援室により、各種団体等の活動支援や育成を行う。 ・社会教育委員、社会教育指導員、学校支援活動等コーディネーターを置き、社会教育の推進を図る。
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携し、町民ニーズに応えた多彩な事業を実施する。 ・各種教室、講演会、発表会等の生涯学習機会の充実を図る。
図書館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものころから読書の習慣を身に付けるよう、おはなしの会などを充実させるとともに、ブックスタート、セカンドブック事業を実施する。 ・町に関係する蔵書の充実を図る。 ・読書機会の提供を進め、読書人口の拡大に努める。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○芸術文化事業等の選定にあたり、町民の意向を取り入れるためのシステムを構築し、町民の意向を反映した自主事業を開催します。

○おはなしの会の充実と図書館ボランティアへの登録の拡大に取り組みます。

○文化連盟との協働により、文化芸術の活動者に発表の場を提供するなどの支援を行います。

○指定管理者との協働により、生涯学習の推進を行います。

○学校応援ボランティアを活用した事業を推進し、ボランティア利用事業の拡充に取り組みます。

*学校応援ボランティア：地域住民等の参画により、学校等の教育活動を支援する組織であり、様々な学校支援活動を実施している。

3-2 地域文化の振興と健全な青少年の育成 《地域文化・青少年》

1 目的

町民が地域文化に親しみ、豊かな心を持つこと、また、伝統文化を継承し、郷土愛を醸成することを目的とします。

また、地域社会全体で健全な青少年の育成を目指すことを目的とします。

2 現況・課題

○本町では、総合学習や地域の団体が実施する文化財学習の機会が増加していることから、町民の地域文化への関心が高まっていることが伺えます。

○小山町らしいまちづくりを進めるためには、地域の歴史や文化を伝承していくとともに、若者をはじめとしたすべての町民が、地域に対する誇りや愛着を持てるまちを目指していく必要があります。

○貴重な文化財の調査・保全・活用を進めるとともに、世界文化遺産である富士山、小山町で生まれた金太郎を活用し、地域文化を活かした特色のあるまちづくりを推進していく必要があります。

○青少年が明るい未来を切り拓いていく力を、人間形成に大きな影響力を持つ家庭・地域・学校が一体となって育てていくことが求められています。

○前期基本計画では、文化財に関する教養講座の開催などに取り組んできた結果、「伝統文化や郷土を大切にしている」と回答する町民の割合は22%増加し65%となり、目標とした50%を上回ることができました。一方、中学生ボランティア事業などに取り組んできた結果、「次世代を担う子どもたちが健やかに成長している」と回答する町民の割合は1%増加し64%となりましたが、目標とした70%には届きませんでした。今後も、文化財の保全・活用に努めるとともに、中学生等のボランティア活動や職場体験事業の推進に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「伝統文化や郷土を大切にしている」と回答する町民の割合	65%	70%	町民アンケート
「次世代を担う子どもたちが健やかに成長している」と回答する町民の割合	64%	70%	町民アンケート
通学合宿等参加者数	123人 (H26)	250人	—
全中学生数に占めるボランティア登録数の割合	32% (H26)	60%	—

4 施策の方向

(1) 地域文化活動の推進

- ①各地域で行う文化活動を推進します。
- ②無形文化財の保全と継承を推進します。

(2) 郷土資源・文化財の活用

- ①文化財の調査を進めるとともに、文化財の周知、活用及び保全を推進します。
- ②町内の文化財をPRするために、文化財マップや案内を充実します。
- ③文化財の理解を深めるために、文化財の学習や郷土の学習を推進します。
- ④地域のおばさん、おばあさんたちとの料理教室等の触れ合いを通じ、家庭料理を学び味わうことのできる機会を充実し、男女問わず自炊できる子どもの育成を促進します。

(3) 家庭・地域社会における青少年の育成

- ①年齢、世代、地域を超えた交流などを通して、社会性の習得力、コミュニケーション能力の向上に努めます。
- ②子どもたちが郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、小山町の自然環境、歴史、文化等を学ぶ機会を提供します。
- ③指導力と教育力を兼ね備えた青少年指導者を、団体活動などの青少年とのかかわりの中で育成します。
- ④中学生のボランティア活動の充実を図るとともに、まちのイベントや地域団体・NPOの活動など、多世代との交流に取り組みます。
- ⑤中学生の職場体験等を通じ、キャリア教育の推進に取り組みます。
- ⑥子どもに社会性をしっかりと身につけさせるため、通学合宿を各地域の様々な団体と連携してより充実したものにしていきます。
- ⑦成人式などを利用して、小山町の学生など若者を対象とした就活や定住促進事業等のPR・情報発信を実施します。

5 主要事業

事業名称	概要
文化財事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財的な価値のあるものを調査し、町指定文化財などへ指定し文化財の周知、活用及び保全を推進する。 ・文化財や伝統文化に関する事業を開催し、文化財等への関心を高める。
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種機関と連携し、健全な青少年の育成を図るため、地域活動への参加等の情報提供や各種支援を行うとともに、職場体験などの各種事業を推進する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 青少年が地域活動に参加できるよう取り組みます。
- 町民と行政が連携し、豊門会館、森村橋など文化財の保全と活用を進めます。
- 町民などから文化財に関する情報提供を受け、文化財調査・指定などを通じて、その価値を共有します。
- 地域や学校などと連携し、街頭指導など地域ぐるみで、青少年健全育成活動に取り組みます。

3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興

《スポーツ・レクリエーション》

1 目的

町民が運動習慣を身につけ、心身ともに健康になることを目的とします。

2 現況・課題

- 近年、健康増進、体力づくりや余暇活動の一環として、スポーツに対する町民意識は高まる傾向にあり、スポーツの果たす役割は大きくなっています。また、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境が求められています。
- スポーツ行政の充実を図るため、NPO法人小山町体育協会の組織力強化が求められています。
- スポーツ・レクリエーションを通じて、町民の心身が健康になり、安らかな生活を送ることができるようになるとともに、地域の一体感や活力の向上につながっていくことが期待されます。
- 生涯学習施設が指定管理者制度に移行したことに伴い、住民サービスの向上や生涯学習施設を活用した各種事業の充実が期待されています。
- 前期基本計画では、各種スポーツ教室や大会の開催などに取り組んできた結果、「みんなが気軽にスポーツを楽しめる環境が整っている」と回答する町民の割合は8%増加し37%となりましたが、目標とした40%には届きませんでした。今後も、スポーツ推進委員の活動や各種大会の充実等を通じ、町民が気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を進めていく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「みんなが気軽にスポーツを楽しめる環境が整っている」と回答する町民の割合	37%	50%	町民アンケート
体育施設利用者数	48,796人 (H26)	80,000人	総合体育館、多目的広場、小山球場、小山道場、弓道場、パークゴルフ場、夜間照明施設の利用者数

4 施策の方向

(1) 指導者・団体の育成

- ①スポーツ推進委員の活動を充実します。
- ②各種スポーツ関係団体、サークルなどの活動の支援や育成を行います。
- ③NPO法人小山町体育協会の活動を支援します。

(2) スポーツ・レクリエーションの推進

- ①町民が気軽にスポーツに親しめるよう各種スポーツ大会など町民参加型のイベントを充実します。
- ②ニュースポーツの振興を進めます。
- ③近隣市町と、スポーツ・レクリエーション分野における広域連携を推進します。
- ④観光、健康、福祉、文化団体などと連携し、スポーツ・レクリエーションを通じた新たなイベント、交流事業を行い、体育との融合を進めます。

⑤スポーツ・レクリエーション環境の充実に努めます。

(3) 情報提供の推進

- ①体育施設の空き状況や利用団体情報をホームページで公表し、スポーツ・レクリエーション環境の充実に努め、利用促進を図ります。
- ②体育施設利用者に対する定期的なアンケートを行うなど、町民ニーズを反映できるようなシステムを構築します。

5 主要事業

事業名称	概要
社会体育振興事業	・NPO法人小山町体育協会、指定管理者と連携し、町民のニーズに応えたスポーツ教室・大会等を開催し、町民の健康増進を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- NPO法人小山町体育協会、指定管理者との協働により、スポーツ大会などの誘致・拡充及びスポーツ人材の育成に取り組めます。
- 地区体育・スポーツ振興会と連携しスポーツ大会を開催します。
- 町民と協働し、スポーツを通じて健康な身体づくりに取り組めます。

3-4 生きる力を育む学校教育の充実 《学校教育》

1 目的

確かな学力や豊かな心、健やかな体を磨くことにより、子どもたちの生きる力を育むことを目的とします。

2 現況・課題

- 国際化・情報化の進展、少子化の進行、価値観の多様化といった大きな時代の変化の中、学校教育を取り巻く課題も、一層複雑化しています。こうした変化の激しい社会を主体的に生きるためには、知・徳・体をバランスよく育てる教育が必要であり、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を磨き、「生きる力」を育む教育が求められています。
- 家庭や地域に開かれた「信頼される学校づくり」が求められています。
- 歴史や郷土、富士山を活かした学習や体験学習の充実、学習活動への地域の人材の活用など、学校と地域が連携した教育が求められています。また、幅広い教育分野で、学校や家庭のみでなく地域ぐるみで子どもを育てていく取組が求められています。
- 前期基本計画では、授業アドバイザーによる教師力の向上などに取り組んできた結果、「生きる力を育む学校教育が行われている」と回答する町民の割合は5%増加し44%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。また、子育てに悩む保護者からの相談対応などに取り組んできた結果、「子どもの教育について、学校・家庭・地域の連携が取れている」と回答する町民の割合は7%増加し51%となりましたが、目標とした55%には届きませんでした。今後、小山町教育振興基本計画を策定し、引き続き学校教育の充実を図っていく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「生きる力を育む学校教育が行われている」と回答する町民の割合	44%	50%	町民アンケート
「子どもの教育について、学校・家庭・地域の連携が取れている」と回答する町民の割合	51%	55%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 確かな学力を身につける教育の推進

- ①一人ひとりを大切にした基礎基本の充実を図ります。
- ②授業力アップのための教師力向上支援の充実を図ります。
- ③障がいや発達に課題のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育支援を行います。
- ④地域の大人と共に活動ができる体制を作ることにより、地域と連携した特色ある教育を推進します。
- ⑤朝読書の取組など読書活動を推進します。
- ⑥小中学校へのALT^{*1}の配置や、中学生への英検・TOEIC^{*2}の受験支援を通じ、子どもの語学力を育成し、グローバル人材の育成を図ります。
- ⑦ICTの活用など、時代に即応した教育環境の整備を推進します。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ①一人ひとりの個性を大切にした教育を推進します。
- ②道徳教育や人権教育等により、心の教育の充実を図ります。また、「いじめを許さない」環境の醸成と命を大切にする教育を推進します。
- ③健康な体を作る学校体育の取組を推進します。
- ④望ましい食習慣や食生活が身につくよう、食育の推進を図ります。
- ⑤一人ひとりを丁寧に見取り、各機関や地域と連携しながら、生徒指導の充実を図ります。
- ⑥こども相談員の配置、適応指導教室の設置をし、個の課題に応じた支援の充実を図ります。
- ⑦まちに誇りを持ち、小山町の未来を担う若者を育成するため、子どもが地域の様々な職場で頑張っている方々の話を聞くなど、その現場に触れられる機会を増やします。

(3) 家庭教育、幼児教育の推進、生活習慣の育成

- ①あいさつを交わす町の推進を図ります。
- ②生涯にわたる人間形成基礎を培う幼児教育の充実に努めます。
- ③朝食をとる事や早寝、早起きなどの基本的な生活習慣の育成を図ります。
- ④幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校・高等学校の連携の推進を図ります。
- ⑤就学前教育への支援を推進します。

(4) 信頼のある安心な学びの場の整備の推進

- ①施設、教材、図書の充実や遊具、体育器具の保守など学校施設の充実と安全点検の徹底を図ります。
- ②地域との連携をとりながら、開かれた学校づくりを推進します。
- ③学校給食用食品の安全確保、衛生管理の徹底を図るとともに、地元の食材を取り入れながら、魅力ある学校給食を推進します。
- ④ボランティア支援センターを活用し、地域との連携を図り、地域を大切にする学校運営を推進します。
- ⑤優良な生徒で経済的理由により修学が困難な学生に対して、育英奨学制度の利用について周知していきます。
- ⑥防災・防犯教育や、交通安全教育を徹底します。

5 主要事業

事業名称	概要
事務局事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小山町教育振興基本計画に基づき、一人ひとりの個性を大切にした教育を推進するとともに、児童生徒の学力向上のため、教職員に対し、授業アドバイザー・専門監・指導主事の指導を推進する。 ・学校施設の長寿命化計画を策定する。
こども相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに悩む保護者等に対し、相談体制の充実を図る。 ・こども相談員を2人配置し、小中学校を巡回し、児童及び生徒の状態を把握するとともに、保護者等からの相談を受け、適切な指導を行う。
特別支援教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実を図る。 ・就学指導員を配置し、特別支援のケースなどに対応する。

第3章 いきいきとしたまち

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 学校行事への地域参加を高め、地域とともに魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 子どもたちが地域で安心して暮らせるように地域ぐるみの見守りに取り組みます。
- 特別支援教育について保護者や関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った取組を進めます。

^{※1}ALT：Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

^{※2}TOEIC：Test of English for International Communication の略。国際コミュニケーション英語能力テスト。英語を母語としない人を対象とする。

3-5 地域間交流・国際交流の推進 《地域間交流・国際交流》

1 目的

地域間交流・国際交流を通して友好を深め、さらなる相互理解により、次世代を担う子どもの教育や文化意識の高揚及び交流人口の拡大を図ることを目的とします。

2 現況・課題

- 県境に位置する本町では、神奈川県西部及び山梨県富士北麓地域との交流、富士山を取り巻く静岡県側の市町との連携により、地域力を高めています。また、金太郎ゆかりの地である姉妹都市の岡山県勝央町、観光友好都市の京都府福知山市（旧：大江町）との地域間交流を進めています。さらには、平成25年5月に「災害時における支援協力に関する協定」を茨城県北茨城市と、また、平成27年4月に兵庫県三木市と、平成28年1月に長崎県島原市と結びました。近年は、農業体験を通じて東京都港区の小学校との交流が進められており、今後も継続的な取組にしていくために交流活動の充実や新たな交流が求められています。
- 国際姉妹都市のカナダ・ミッション市を中心に、行政間交流や訪問団の相互派遣、中高生を中心としたホームステイによる交流を積極的に行っています。国際化に対応した町であるために、国際交流人口の拡大を図るとともに、町民一人ひとりの国際理解を促していく必要があります。
- 国際交流の推進にあっては、外国との交流だけでなく、外国出身で町内に住んでいる人たちとの交流の機会を持つなど、多文化共生を推進する必要があります。
- 前期基本計画では、姉妹都市との富士登山交流や国際友好協会、日中友好協会への助成に取り組んできた結果、「地域間交流や国際交流が活発に行われている」と回答する町民の割合は4%増加し27%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。今後は、より一層、国際交流に取り組むとともに、姉妹都市との様々な交流活動等を通じ、多様な地域や人との交流ネットワークづくりに取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「地域間交流や国際交流が活発に行われている」と回答する町民の割合	27%	50%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 地域間交流の推進

- ①現在交流のある、神奈川県南足柄市、岡山県勝央町、京都府福知山市、茨城県北茨城市、兵庫県三木市、長崎県島原市などと町民レベルの交流をさらに推進します。
- ②災害時の応援に関する体制の整備をさらに進めます。
- ③スポーツ交流、教育交流、産業交流など、多様な地域や人との交流ネットワークづくりを進めます。

(2) 国際姉妹都市、友好交流都市との文化・経済的交流

- ①官民協働による国際交流を推進し、町民の国際理解や国際感覚のある人材の育成に努めます。

- ②小山町国際友好協会、小山町日中友好協会と連携し、国際姉妹都市、友好交流都市と継続的な交流を推進します。
- ③台湾等新たな交流都市との様々な交流を推進し、交流人口の拡大を図ります。

(3) 国際理解の推進

- ①町内中学生を海外に派遣する事業を継続し、互いの文化を認識することで、国際理解の推進を図ります。
- ②外国語英語指導助手(A L T)を町内各小・中学校に派遣し、外国の文化や英語に親しむ体験を行うことで、小・中学生に語学習得の意欲を増進させ、国際的視野を広げられるようにします。
- ③外国文化の相互理解を深めるため、親子を対象にした国際交流活動や既存の外国語講座の充実を図るとともに、新規講座の開設を推進します。
- ④国際交流団体やボランティアを育成するなど、外国人を受け入れ、交流するための基盤づくりに努めます。

5 主要事業

事業名称	概要
国際交流・姉妹都市交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国際姉妹都市との交流を深めることにより、国際的視野を持てる子どもたちの語学力等の向上を図る。 ・姉妹都市との交流活動等を行うことにより、文化・観光交流等を促進・展開する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 小山町国際友好協会、小山町日中友好協会との連携により交流活動の拡充と積極的な参加に取り組めます。
- 国際交流活動への参加を通じて交流意識の拡大に取り組めます。
- ホームステイに対する受け入れ体制の拡充に取り組めます。
- 町づくりに関連する民間団体同士の交流を深めます。

3-6 誰もが活躍できる男女共同参画の推進 《男女共同参画》

1 目的

あらゆる分野で女性と男性が平等に活躍できる社会を実現することを目的とします。

2 現況・課題

- 男女共同参画社会基本法の前文には、「男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。」と明記されています。また、同法第2条では、「男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことである。」と定義されています。
- 本町では、「小山町男女共同参画社会づくり行動計画」に基づき、講座・講演会の実施、広報紙の発行などを行い、男女共同参画社会に対する意識の高揚と啓発に努めています。今後も、計画の進捗状況や男女共同参画の現状等を十分に把握し、計画を定期的に見直ししながら、より一層、男女共同参画社会の実現を図っていくことが望まれています。
- 前期基本計画では、男女共同参画講演会の開催や啓発活動などに取り組んできた結果、「普段の生活の中で、男女が平等である」と回答する町民の割合は8%増加し46%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。また、男女共同参画社会づくり宣言を行う事業所数は、1事業所に留まっています。今後も、小山町男女共同参画社会づくり行動計画に基づき、町民をはじめ、企業、団体等の意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「普段の生活の中で、男女が平等である」と回答する町民の割合	46%	55%	町民アンケート
男女共同参画社会づくり宣言を行う事業所数	1事業所 (H26)	6事業所	男女共同参画社会づくりへ取り組むことを宣言する企業や団体等の数

4 施策の方向

(1) お互いを尊重することによる男女共同参画の推進

- ①各種委員会や審議会等への女性の参画をすすめ、政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりを進めます。
- ②様々な地域活動（自治会の活動、趣味・スポーツの活動（サークル）、ボランティア活動等）に、男女問わず積極的に参加できる場の創出を図ります。また、防災、防犯活動における男女共同参画の促進のため、女性消防団員や女性防災リーダーへの参加を呼びかけます。

(2) 男女の人権の尊重と自立意識の促進

- ①男女共同参画のための意識づくりを進めます。
- ②男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図ります。

③男女間の暴力の根絶を目指します。

(3) 男女が共に参画しやすい環境の整備

①男女が共に能力を発揮できる就業環境づくりを進めます。

②仕事と家庭の両立支援やひとり親家庭等への支援、母子の健康支援など、女性が安心して活躍できる環境の整備に努めます。

③講演会の開催や広報・啓発活動を通じ、町民をはじめ企業、各種団体の男女共同参画に対する意識の高揚を図ります。

(4) 小山町男女共同参画社会づくり行動計画の着実な推進

①庁内推進体制を整備し、小山町男女共同参画社会づくり行動計画のP D C Aを確立し、計画の推進を図ります。

5 主要事業

事業名称	概要
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくり行動計画を、町民や時代のニーズ等に則した内容で改定・推進することで、町民の男女共同参画に対する意識の醸成を図る。 ・講演会、研修会を開催し、男女共同参画の推進を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○男女共同参画の啓発を目的としたイベントの開催と積極的な参加に取り組みます。

○男女共同参画を積極的に推進している団体・企業の視察・意見交換などを行います。

3-7 ^{みらい} 三来拠点事業の推進 《雇用創出・賑わい》

1 目的

静岡県が進める「内陸のフロンティア」を拓く取組^{※1}へ参画し、町の将来土地利用構想である^{みらい}三来拠点事業を推進することにより企業の誘致を行い、雇用の場を創出することで、定住人口、交流人口の増加につなげ、まちの活性化を図ることを目的とします。

2 現況・課題

- 東日本大震災の津波災害の教訓により、内陸・高台部における事前復興の受入先の整備と、東名高速道路、新東名高速道路の併用によるリスク分散として、相互に連絡するインフラ整備が求められています。
- 平成32年度に予定されている御殿場ジャンクションと神奈川県海老名南ジャンクション間の新東名高速道路の開通に合わせ、町内の大御神地先に（仮称）小山PAが設置され、スマートICが併設される予定です。これにより首都圏へのアクセスの時間短縮が図られることから、交通アクセスの優位性を活かしたまちづくりが期待されています。
- 首都圏から東名高速道路を利用して、多くの観光客が富士山・箱根・伊豆方面へ訪れていますが、小山町へ滞在する観光客は少ないことから、平成30年度に予定されている足柄SAスマートICの設置に合わせて足柄SA周辺地区に滞在観光型の施設を誘致し、観光、交流人口の増加を図ることとしています。
- 今後整備される予定の工業団地等へ多くの企業が進出することにより、若年層や女性を中心に就労機会が増大し、町外からの従事者も多く見込まれることから、職住近接型のまちづくりが求められています。
- すでに整備されている東富士リサーチパークや、既存の工業団地などの維持・充実を推進することが必要です。
- TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）により農産物の一部に関税撤廃の流れがある中で、食の安全性、付加価値化、安定供給等の取組と、6次産業化の推進が求められています。
- 前期基本計画では、静岡県の「内陸のフロンティア」を拓く取組の推進区域の指定などに取り組んできた結果、「企業誘致を活発に進めている」と回答する町民の割合は12%増加し30%となりましたが、目標とした40%には届きませんでした。今後も^{みらい}三来拠点事業を柱に、積極的な企業誘致に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「企業誘致を活発に進めている」と回答する町民の割合	30%	50%	町民アンケート
新規企業の立地件数（累計）	0件	10件	施策の影響により町内進出が決まった（進出が前向きに検討されている）企業の数
雇用創出数（累計）	0人	500人	施策の影響により町内進出が決まった（進出が前向きに検討されている）企業の数からの雇用想定数

4 施策の方向

(1) 三来^{みらい}拠点事業の推進

- ① 小山PA周辺地区での土地利用構想事業（新東名高速道路小山パーキングエリア・スマートインターチェンジを活用した地域産業集積事業）を推進します。
- ② 湯船原地区での土地利用構想事業（再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業）を推進します。
- ③ 足柄SA周辺地区での土地利用構想事業（東名高速道路足柄サービスエリア周辺を広域都市交流拠点とした土地利用事業）を推進します。
- ④ 自然と調和した職住近接型の住宅用地を供給する定住促進事業を推進します。
- ⑤ 賑わいの創出を図る事業を推進します。
- ⑥ 工業団地等の企業誘致により、雇用の場を創出し、定住人口の増加を図ります。
- ⑦ 進出する企業と災害時の支援協定を結び、有事の際の防災機能の充実を図ります。

(2) 企業誘致の推進

- ① 新規進出企業に対する補助制度の活用により、優良企業の誘致を促進します。
- ② ファルマバレープロジェクト^{※2}を推進し、地元中小企業の活性化を図ります。

5 主要事業

事業名称	概要
企業立地推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業誘致の推進にあたり、労働力の確保等、企業が抱える課題に的確に対応する。 ・ 企業立地に際し、用地取得に要した経費の一部を補助する小山町地域産業立地支援事業を実施する。 ・ 町内企業への情報提供、及びビジネスマッチング・コーディネイトの促進を目的とする富士山麓ビジネスマッチング促進事業を推進する。
未来拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふじのくにフロンティア推進区域の事業早期完了に向け、各推進区域の円滑な事業実施を図る。 ・ 推進区域事業を持続的かつ効果的な取組とするため、関係機関及び地域住民等との連絡調整並びに施策間連携を推進する。
新産業集積エリア造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ^{みらい}三来拠点事業における湯船原地区のうち、新産業集積エリアにおいて町の工業団地造成事業を実施する。
上野工業団地造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ^{みらい}三来拠点事業における湯船原地区のうち、上野工業団地において町の工業団地造成事業を実施する。
木質バイオマス発電事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマス発電事業による再生可能エネルギーの利用促進を図る。
小山PA周辺開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ モータースポーツ関連産業の集積等を行い、町の玄関口にふさわしい整備を推進する。

第3章 いきいきとしたまち

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 産官学金労言との協働により、方向性や具体案について関係者の意見を反映したまちづくりを進めます。
- 各事業における協議会との連携により事業の推進を図ります。

※¹「内陸のフロンティア」を拓く取組：東日本大震災以降の防災減災に対応した国土利用が求められる中、新東名高速道路網の充実により、災害に強い安全、安心を確保し、地域として発展が継続する取組。小山町は取組の3つの戦略中、「内陸・高台部のイノベーション（革新）」において、沿岸部の事前復興の受入先として、有事と平時の機能を併せ持つ災害に強く魅力ある地域の創出を目指す。

※²ファルマバレープロジェクト：富士山麓における医薬品、医療機器などの既存産業を踏まえ、県立静岡がんセンターを中核に、医療からウエルネスまで広がる健康関連産業の集積を図るプロジェクト。

3-8 活気ある農業の振興 《農業》

1 目的

農業者が農産物などの地域資源を活用して、経営・所得の安定を目指すことを目的とします。

2 現況・課題

- 担い手への水田集積は増加傾向にあるものの、小規模な水田が多く、面的集積も進んでいないのが現状です。面的集積や農地の有効利用を図り、効率的で生産性の高い農業を目指す必要があります。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足が進行しています。そのため、次代を担う農業者を育成していくことが求められています。
- 水稲については、各種米コンテストの上位入賞など「うまい米づくり」への取組が広がり、作付面積は増加傾向にあります。米価や米の消費については下落傾向にあります。
- 農産物直売所の売上高は年々増加していますが、需要が供給を上回り、品不足の状態となっています。今後は、消費者の要求に応えられる野菜などの生産体制を整える必要があります。
- 鳥獣による農作物の被害が年々増加しており、個人ではなく広域的に連携した対策が求められています。
- 農地を町民の憩いの場や学習の場、また都市住民との交流の場として活用していく必要があります。
- 前期基本計画では、農業生産基盤施設の整備や、効率的で安定的な農業経営の支援に取り組んできた結果、「小山町が農林業の活性化に取り組んでいる」と回答する町民の割合は9%増加し24%となりましたが、目標とした30%には届きませんでした。また、水田の有効活用率は91%で、平成21年度から増減はありませんでした。今後も、農地の面的集積や農地の有効利用を図るとともに、次代を担う農業者の育成に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「小山町が農業の活性化に取り組んでいる」と回答する町民の割合	24% (参考値)	50%	町民アンケート (現状値は「小山町が“農林業”の活性化に取り組んでいる」と回答する町民の割合です。)
水田の有効活用率((水稲作付面積+転作面積)/農地面積)	91% (H26)	95%	水田が農作物等に活用されている割合(耕作放棄地の防止)
餅米「峰の雪もち」を使った餅の売上額	1,700万円 (H26)	2,500万円	—
6次産業化された商品の件数(累計)	3件 (H26)	9件	—
農業・林業体験等参加者数	100人 (H26)	250人	—

4 施策の方向

(1) 農業生産基盤整備の推進

- ① 農業生産基盤の整備を進め、効率的で生産性の高い農業を推進します。
- ② 老朽化した土地改良施設の改修や、適正な維持管理を推進します。

(2) 効率的で安定的な農業経営の推進

- ①農地中間管理事業の活用など、担い手への農地の面的な集積を促進するとともに、担い手の育成・支援を行い、効率的で生産性の高い農業を推進します。
- ②農産物直売所の支援や学校給食への食材の提供、食育活動を通じて、町内農産物の地産地消を推進します。
- ③小山町産の峰の雪もち、金太郎トマト等の特産品化を支援して売り込むなど、道の駅や農村活性化センター（ふじあざみ）を活用した6次産業化の取組を充実させます。
- ④農作業体験などグリーン・ツーリズムを推進し、農村地域の活性化を図るとともに、豊かな自然や美しい景観を保全します。

(3) 地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進

- ①小山町鳥獣被害防止計画に基づき、小山町鳥獣被害防止対策協議会を中心に、イノシシ、シカなどの鳥獣による農作物被害の防除に取り組みます。
- ②獣害に対する理解を深め、防御と捕獲の組み合わせや環境の整備など、地域ぐるみの対策を進めます。
- ③鳥獣捕獲に従事する者の育成とともに、関係機関と連携し、鳥獣被害防止体制を整備します。

5 主要事業

事業名称	概要
土地改良施設 維持管理事業	・老朽化した土地改良施設の改修及び適正な維持管理を行い、施設の機能保全と長寿命化を図る。
中山間地域 総合整備事業	・生産性の高い農業推進のため、基盤整備事業（ほ場整備、農道、用排水路整備等）を促進する。 ・県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区及び北郷南西部地区の事業促進を図るとともに、新規地区採択に向けた調査を実施する。
経営体育成 基盤整備事業	・ほ場整備事業の実施と併せて農地の利用集積を推進し、農地の有効利用と生産性の向上を図る。
農業振興事業	・各種協議会への助成や負担金の交付を行い、担い手の育成や支援、担い手への農地利用集積や遊休農地の解消など農地の有効活用を進める。 ・町内農産物の加工・販売などの6次産業化の取組や地産地消を推進するとともに、農作業体験などのグリーン・ツーリズムを推進することにより、農家所得の向上と農業の活性化を図る。
有害鳥獣対策事業	・小山町鳥獣被害防止計画に基づき、行政、部農会、農協、農業共済、猟友会からなる「小山町鳥獣被害防止対策協議会」を中心に、広域的な被害防除を行う。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 農家と一体となって農村環境を守ります。
- 直売所の利用などにより、積極的に地産地消に取り組みます。
- 農村活性化センター（ふじあざみ）の有効活用について検討し、農業者や販売業者と農作物の販売促進を図ります。
- 農商工連携により、小山町特産の農作物の6次産業化に取り組みます。
- 農作業体験・森林作業体験を通じた都市住民との交流に取り組みます。
- 異なる年代の子どもたちが共同で農業・林業等の体験をすることで、生きる力を身に付ける「小山町自然塾（仮称）」をNPO法人等との連携のもと創設します。

3-9 適切な森林整備を通じた林業の活性化 《林業》

1 目的

森林の適切な整備を通じて豊富な森林資源を循環利用することにより、林業の成長産業化を目指します。

2 現況・課題

- 林業は、外国産木材の流入による木材価格の低迷、森林所有者の高齢化などを背景として、林業活動は衰退し、森林の荒廃が顕著になっています。森林の持つ多面的な機能の低下により、人々の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念されています。
- 森林施業の効率化や木材需要の創出を通じた林業の成長産業化により、雇用の創出など地域経済の活性化を図るため、充実した森林資源の循環利用を進める必要があります。
- 林業の活性化のためには、林業従事者を育成・確保する必要があります。
- 伐採後の再生林や間伐等の森林整備を確実に実施し、持続可能な森林の管理・経営を推進するとともに、地球温暖化対策を進める必要があります。
- 主伐期を迎える中、効率的な森林整備を進めるためには、再生林の低コスト化が必要です。
- 国土の保全や水源の涵養といった森林の持つ多面的機能を継続的に発揮するためには、林業者のみならず地域住民と協働して森林の整備等に取り組む必要があります。
- 町民の憩いの場や学習の場、都市住民との交流の場として、森林を活用していく必要があります。
- 前期基本計画では、森林経営計画の策定による施策の集約化や、木材流通・加工施設への支援などに取り組んできた結果、「小山町が農林業の活性化に取り組んでいる」と回答する町民の割合は9%増加し24%となりましたが、目標とした30%には届きませんでした。また、年間の間伐面積は22ha/年(H26)と低迷しましたが、これは29haを翌年度(H27)に繰り越したことによるものです。今後も、森林資源の循環利用による林業の成長産業化や林業従事者の育成・確保に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「小山町が林業の活性化に取り組んでいる」と回答する町民の割合	24% (参考値)	50%	町民アンケート (現状値は「小山町が“農林業”の活性化に取り組んでいる」と回答する町民の割合です。)
年間間伐面積	22ha/年 (H26)	50ha/年	町内の森林において、1年間に間伐をする面積
静東原木流通センターの原木取扱量	8,574 m ³ (H26)	37,600 m ³	—
農業・林業体験等参加者数	100人 (H26)	250人	—

4 施策の方向

(1) 持続可能な森林の管理・経営の推進

- ① 持続可能な森林の管理・経営や木材の流通過程を認定する森林認証（FM認証）・CoC認証の取得を目指します。また、地球温暖化防止対策推進のため、二酸化炭素吸収量クレジットの取得を目指します。

- ②間伐材等の有効活用のため、木質燃料ストーブの導入や再生可能エネルギーを普及する取組を推進します。
- ③林業事業者等と協力し、林業に興味のある者へ林業を学ぶ場を提供するなど、林業従事者育成のための取組を推進します。

(2) 多面的機能発揮のための森林施業を通じた林業の成長産業化の推進

- ①水源の涵養や地球温暖化の防止など森林の持つ多面的機能を高めるため、間伐等の森林整備を推進するとともに、木材の有効利用に向けた搬出間伐を推進します。
- ②森林施業の効率化に向けて、森林経営計画の策定を推進します。
- ③小山町の木材ブランド「富士山一金時材」の普及と販売促進に取り組み、需要の拡大を図ります。
- ④シカ等の誘因捕獲など森林における鳥獣害対策を推進することで、再生林の低コスト化等を図ります。

(3) 森林整備の基盤となる路網整備の推進

- ①効率的な森林整備、生産性の向上等のため、林道・作業道等の基盤整備を進めます。
- ②近年の豪雨の増加に伴い林道被害も増加傾向にある中、補修等により適切な維持管理を図ります。また、小規模な補修については、地域住民との協働による取組を推進します。
- ③避難路・迂回路となる林道の適切な維持管理により、地域の防災・減災に寄与します。

(4) その他の取組

- ①原木調達等を進めるため、民有林と国有林が連携する「民国連携」を国に要望します。
- ②全伐による原木調達や収穫サイクル短縮による再生林の効率化など、新たな林業システムを検討します。
- ③木造の中高層建築を可能にする新しい建築資材として注目されるCLT^{*1}等の木材加工工場の誘致を推進します。

5 主要事業

事業名称	概要
林業総務事業	・再生可能エネルギーの利用促進や地球温暖化防止対策等を通じて、持続可能な森林の管理・経営に向けた取組を行う。
森林整備事業	・森林の持つ多面的機能の発揮のため、森林施業の効率化に向けた取組を推進するとともに、間伐等の森林整備を実施する。
林道整備事業	・効率的な森林整備、生産性の向上等のため、林道等の路網整備及び改良事業を実施する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 木質ペレット^{*2}の導入など、間伐材の積極的な利活用を促進します。
- 山地強靱化総合対策協議会等を通じ、町や地域住民が協働のもと、町内森林の保全等を推進します。
- 官民一体となって、他地域の原木調達に取り組みます。
- 異なる年代の子どもたちが共同で農業・林業等の体験をすることで、生きる力を身に付ける「小山町自然塾（仮称）」をNPO法人等との連携のもと創設します。

^{*1}CLT:クロス・ラミネーティッド・ティンバー(Cross-Laminated-Timber)の略。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。

^{*2}木質ペレット:丸太、樹皮、枝葉などの製材端材廃材や間伐材を原料にした小粒状の固形燃料。粉碎しただけのチップやおが粉よりも熱量が大きいのが特徴。

1 目的

訪れる人が、小山町ならではの豊かな自然、歴史・文化を心から満喫できる観光サービスを提供し、観光交流の増大と消費の拡大を図ることを目的とします。

2 現況・課題

- 県では、富士山静岡空港を活用し、県内への誘客を積極的に展開しています。
- 本町における平成 26 年度の観光交流人口は約 415 万人であり、増加傾向となっています。今後は、旅行消費額の向上を図るため、観光客のニーズに合わせた観光商品づくりなどが必要とされています。
- 町の観光振興の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「小山町観光振興計画」に基づき町民、事業者、町が一体となった取組が求められます。
- 総延長約 43km の縦走を可能にした富士箱根トレイルが開通し、地域資源を活用した観光交流を推進していますが、トイレや駐車場の設置など、利用者へのサービスの充実などが課題となっています。
- 「金太郎」を観光資源としたさらなる活用が望まれています。
- フィルムコミッション事業による交流人口の拡大や、経済効果などに期待が高まっています。
- 町民は、本町の誇る豊かな自然環境の保全が最重要であると考えており、自然環境そのものがメインとなるような、観光施策を推進していくとともに、今後、観光客の受け入れ体制の整備や小山町の魅力を発信できる人材の育成が求められています。
- 年間を通じてサイクルイベントが開催され、サイクルステーション等の整備や町民との協働によるイベントの開催など「サイクリストが集うまち」への取組に期待が寄せられています。
- 前期基本計画では、地域資源を活用した各種イベントやフィルムコミッション事業の推進等に取り組んできた結果、年間観光交流客数は平成 21 年度の 222 万人から 193 万人増加し、平成 26 年度には 415 万人となりました。今後も、観光振興計画に基づき、更なる観光誘客を推進していく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
観光交流客数	415 万人 (H26)	500 万人	—
観光サイトアクセス数	8,273 件 (H26)	50,000 件	—
モニターツアーの参加者（社）数	0 者 (H26)	5 者	—
サイクルイベント参加者数	4,165 人 (H26)	5,000 人	—
国際観光ホテルの施設数 (累計)	1 施設 (H27)	4 施設	

4 施策の方向

(1) 観光拠点などの整備

- ①統一されたデザイン性のある案内板の整備やパンフレットの多国語表記などを進めます。
- ②富士箱根トレイル上にある必要な施設の整備や運営基盤の構築などにより、利用を促進します。
- ③観光拠点の案内人及び観光サービス業従事者のおもてなし教育を進めます。
- ④サイクルステーションを足柄駅前、道の駅ふじおやま及び道の駅すばしりに設置します。
- ⑤道の駅すばしりのサイクルステーションにレンタサイクルを導入すると同時に、自転車メーカーのショップ誘致を図ります。
- ⑥サイクリストがわかりやすく安全にツーリングができるよう、案内誘導・注意喚起の看板等を設置します。
- ⑦富士山須走口五合目におけるビジターセンターの整備を目指し、国と協議を進め、駐車場の再整備や駐車場から登山口までの動線の改善に取り組みます。
- ⑧「金太郎のふるさとづくり」を目的に金太郎生誕の地にふさわしい環境を整備し、大人も子どもも楽しめる賑わいのある場として、金時公園の再整備計画の検討を進めます。
- ⑨誓いの丘等、富士山のビューポイントを整備します。

(2) 地域資源を活用した魅力の創出

- ①富士山や富士箱根トレイルを中心とした地域資源を把握し、地域独自の魅力として再構築します。
- ②資源の活用方法を関係者の参画により確立し、資源と施設を連携させた観光ツアーのコーディネートを進めるとともに、小山町ならではの着地型の観光メニューとして情報発信します。
- ③自転車関連レースなど既存のイベントを充実させるとともに、町民と協働で新たな自転車レースイベントを開催し、地域資源を活用した新たなイベントの創設を行います。
- ④観光客のニーズにあわせた町の特産品及び商品の開発を行います。
- ⑤道の駅「ふじおやま」・道の駅「すばしり」を観光拠点として、地域振興及び町民と都市住民との交流の拡大を図ります。
- ⑥町のシンボルである金太郎と富士山を、観光資源として更なる活用を進めます。
- ⑦マウンテンバイク愛好家と協働で、マウンテンバイクロードの開拓を進めます。
- ⑧東京オリンピックを見据え、町内のゴルフ場事業者や関係機関及び旅行代理店等と連携し、ゴルフツアー、教育旅行等を企画し、海外からの合宿誘致に取り組みます。

(3) 観光の推進体制の確立

- ①観光振興計画に基づき、町の観光振興の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- ②飲食・宿泊・レジャー施設など関係機関と連携を図り、来訪者へのおもてなしの心を広めます。
- ③富士山や名所など町の魅力をPR、案内できる人材を育成し、様々な場面での活動を推進します。
- ④メディア関係者や旅行代理店、外国人観光客などを対象としたモニターツアーを企画・実施します。合わせて、そこで得られた声を観光政策に活かしていく仕組みを導入します。
- ⑤観光地として観光客の安全を確保するため、外国人も含めた観光客に対応した避難訓練を広域連携により実施していくことを検討します。

(4) 観光ネットワークの活用と情報発信

- ①周辺自治体との広域連携を進め、広域観光モデルコースの開発等を通じ、魅力ある観光地の形成を目指します。
- ②町のホームページの観光サイト等を活用し、町内外において積極的に情報を発信します。

(5) フィルムコミッション事業の推進

- ①エキストラ、ロケ支援スタッフなどの人材を育成するとともに、町民の参加を促し、町民が主体となったフィルムコミッション事業を展開します。
- ②近隣市町と連携を図り、さらなる誘致活動を進めるとともに、ロケ地めぐりツアーなどロケ地のPRによる観光交流を進めます。

第3章 いきいきとしたまち

- ③ロケに活用できる地域資源の掘り起こしやロケ用のスタジオ建設を誘導するなど、フィルムコミッション支援の体制を強化します。
- ④町民と協働で、小山町で撮影された映画や番組の上映会等の取組を進めることで、観光客の増大に寄与します。

5 主要事業

事業名称	概要
観光振興事業	<ul style="list-style-type: none">・地域資源を活用したイベントや、魅力的な富士山金太郎まつりを開催し、観光交流人口の拡大を図る。・本町の魅力をPRできる観光ボランティアガイドを育成し、町内外からの来訪者への対応の充実を図る。・観光振興計画のアクションプランを作成し、観光振興に関する施策を計画的に推進する。
富士山観光事業	<ul style="list-style-type: none">・観光客・登山客の利便向上と安全対策を図るため、五合目駐車場周辺及び下山道の整備を推進する。また、五合目ビジターセンター設置や駐車場再整備などの計画について関係機関と調整の上、事業を推進する。・富士山の自然環境を保全するため、富士あざみラインのマイカー規制を毎年実施する。
交流人口拡大事業	<ul style="list-style-type: none">・各種自転車イベントを開催することによりサイクリスト及び観光客増加を図る。・県内外に小山町の魅力をアピールし、観光客数の増加を図る。・近隣の市町や観光施設と連携し、観光プロモーションや魅力のある商品企画及び整備を行う。
富士箱根トレイル等維持管理事業	<ul style="list-style-type: none">・恵まれた本町の自然環境を活かし、富士箱根トレイルをはじめとするハイキングコースのPRと維持管理を行い、観光交流人口の拡大を図る。
観光施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none">・観光施設の整備や維持管理を推進し、魅力ある観光スポットを充実させることで、観光交流人口の拡大を図る。
スタジオタウン小山構築事業	<ul style="list-style-type: none">・町を映像制作のメッカとすることを目指すスタジオタウン小山の構築を図るため、民間と連携した積極的なロケ誘致を推進するとともに、映像制作の将来を担う人材育成と、町内外への情報発信を強化する。・小山フィルムファクトリーの有効活用と、NPO法人への支援により、他に例のないロケ支援の体制づくりを進める。・フィルムコミッション事業の各種効果により、観光交流の増大を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 富士箱根トレイル活用団体への参加と組織化、新たな観光産業への育成に取り組みます。
- 地域資源を活用した観光商品の開発を協働して行います。
- 観光客に対するおもてなしの心の醸成など、受け入れ体制を整備します。
- フィルムコミッションに対する理解と参加を進めます。

3-1-1 賑わいと活気があふれる商工業の振興 《商工業》

1 目的

商店街の賑わいを創出し、中小企業の経営基盤を強化することで、商工業の振興を図ります。

2 現況・課題

- 静岡県は、第2次産業の割合が高く、全国有数の「ものづくり県」として知られていて、地域産業を支える戦略として人材の確保や養成に重点を置いて取り組んでいます。
- 本町では、まちの形成の経緯から4つの地域ごとに商店街を含む市街地を形成してきましたが、郊外型店舗などの進出により、町内の商店街から魅力や活力が失われつつあります。
- 町民の多くは長年にわたり小山町に居住し、今後も住み続けたいという思いを持っていますが、公共交通が不十分で、買い物の利便性が低いことから、必要なサービスや商品が町内では確保できないことへの不満を示しています。
- 町では、県が行う地域商業パワーアップ事業を活用し、タウンマネージャーを配置するなどして、個店魅力アップ支援事業などの地域商業環境づくりに対する支援を行ってきましたが、こうした支援は今後も継続していく必要があります。
- 魅力ある個店の発掘を行い、その集積が魅力ある商店街につながるとの視点に立って、商業環境の改善に取り組んでいくことが求められています。
- 小規模企業振興基本法に基づき、地域の実情にあった小規模企業の支援が求められています。
- 前期基本計画では、商店街活性化のためのタウンマネージャーを配置するなどの事業に取り組みましたが、「賑わいのある商業地づくりを行っている」と回答する町民の割合は6%と1%の増加に留まりました。一方、小山町優良ブランド品認定件数は13件増加し、32件となりました。今後も、魅力ある買物環境づくりや買物難民に対応した施策にも取り組むほか、販路開拓や企業支援などにも取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「賑わいのある商業地づくりを行っている」と回答する町民の割合	6%	50%	町民アンケート
小山町優良ブランド品認定件数	32件	50件	小山町優良ブランド品に認定された商品数
新規創業数	0件	5件	新規に創業した企業数

4 施策の方向

(1) 魅力ある買物環境づくり

- ① 個店の魅力発見を行います。
- ② 商店街の持続的な発展が図られるよう支援します。
- ③ 中規模なスーパーマーケット等が入った賑わいの拠点施設の建設を誘導します。
- ④ コンビニやスーパー等の小売店と連携した買物難民対策を検討します。

(2) 経営力の強化

- ① 各事業者間の情報交換と交流の機会を増やし、事業の共同化を促進します。

- ②国・県の中小企業融資制度をPRし、経営の安定化と、経営指導の充実を図ります。
- ③商工会などとの連携のもと、若年商業経営者に対する研修を充実させるなど商業後継者の育成に努めます。

(3) 「いつでも・どこでも」情報のネットワーク化と多様なサービスの拡大による小山町特産品の販売促進

- ①二つの道の駅の利用者調査により、独創的で専門的な商品を求める消費者ニーズを把握します。
- ②各個店商品の品質向上や地場産品を活用した農商工の連携による新商品開発を支援します。
- ③魅力ある商品を小山町優良ブランド品として認定し、付加価値を高める情報発信を行います。
- ④道の駅などの交流拠点を活用し、町外に向けての商品の販売活動を推進します。
- ⑤商工会の組織力を活用し、町内個店商品の情報収集を行います。
- ⑥まちのホームページ等を活用し、ふるさと納税の返礼品を通じ小山町特産品のPRと販売促進を図ります。
- ⑦町民の日常的で普遍的なニーズに対し、「いつでも・どこでも」対応できる、宅配サービスを町内全域で利用できるようにします。

(4) 既存企業への支援

- ①企業交流会を通じ、立地企業と中小企業との交流を促進し、相互連携の強化を図ります。
- ②小口資金利子補給交付金の交付により、中小企業を支援します。
- ③技能功労者表彰や優良従業員表彰を行う事で、中小企業に欠かせない人材の育成に寄与します。
- ④県や関係機関と連携し、地域の産業を担う技術者の養成に努めます。
- ⑤広報などを通じて町内に立地する企業の紹介や展示を積極的に行います。
- ⑥ふるさと納税に伴う返礼品事業による、町内商工業の活性化を図ります。

(5) 起業活動の支援

- ①起業、創業を目指す方を対象としたビジネスセミナーの開催や、創業の場となる空き店舗の情報提供等により、ソーシャルビジネスや魅力ある個店などの創業を促します。
- ②創業者を対象とした、経営・財務・税務・労務などの専門知識の指導を行います。
- ③創業を目指す人材と企業とのマッチングを進めるとともに、相互連携のシステムを構築します。
- ④空き店舗等を活用し、町民の買物ニーズに応える生活密着型の起業を支援する制度を構築します。

5 主要事業

事業名称	概要
商工業振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の賑わいを創出するため、空き店舗の有効活用、創業・起業の支援を行う。 ・地場産品を活用した品質向上、新商品や「小山町優良ブランド品」の開発支援を行う。 ・地域住民を対象とした職業訓練事業の支援や、中小企業勤労者の福利厚生支援を行う。
ふるさと振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会等と連携し魅力ある返礼品を充実させ、地域産業の活性化を図る。 ・ポータルサイト等を活用し、本町及び返礼品のPRを積極的に行い、寄附者の確保に努める。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 地元特産品の魅力を再認識し積極的な消費・PRに取り組みます。
- 小山町優良ブランド品の販売促進と新たなブランドの開発に取り組みます。
- 軽トラ市や移動販売車の活用など、協働で推進できる事業を検討していきます。

3-12 定住・移住の促進と婚活支援 《定住・移住》

1 目的

魅力ある暮らし環境を実現し、町外からの転入を促進し、町外への転出を食い止め、人口増加を目指すことを目的とします。

2 現況・課題

- 町の人口は昭和 35（1960）年の約 29,000 人をピークに減少を続け、現在約 19,300 人となっています。こうした中、平成 24 年 5 月から、定住助成金事業を開始し、住宅・宅地の購入、賃貸、北駿材使用住宅に対する補助を行い、町外からの転入促進、町内からの転出を食い止める施策を実施しています。また、民間による宅地開発を誘導し、町の活性化に寄与するため、平成 26 年 2 月から宅地開発事業補助金制度を実施しています。
- 空き家、空き地対策の一環として、平成 24 年 5 月から「不動産バンク」を開始し、小山町を含む周辺市町の不動産業者や個人のお客様から物件情報をいただいて情報発信をすることで、町内の不動産流通の活性化に努めています。
- 平成 27 年 4 月から、「おやまで暮らそう課」を発足し、町外からの移住者の受入れを専門としており、移住希望者個々の要望に合わせた対応（町内案内、物件紹介など）を行っています。また、同じく平成 27 年 4 月から県が東京に設置した「静岡県移住相談センター」と連携し、首都圏の移住希望者への情報発信を強化しています。
- 平成 27 年 6 月から、小山町婚活支援事業「おやま出逢い大社」を開始し、イベント・セミナーの企画・運営と、結婚支援相談員によるマンツーマンの個別相談を実施しています。
- 今後増加が想定される定住者・移住者のため、仕事情報、不動産情報の拡充や、宅地の提供、婚活支援・子育て支援の活性化など、さらなる強化が必要です。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
人口の社会増減	△218 人 (H26)	0 人	転入者数－転出者数
定住・移住総合案内サイトのアクセス数	0 件 (H26)	50,000 件	—
不動産バンクの登録件数（累計）	20 件 (H26)	150 件	—
移住体験ツアー対応件数	0 件 (H26)	24 件	—
定住促進事業助成金利用件数	59 件 (H26)	100 件	—
町による宅地分譲数 ※26 年度からの累計	8 区画 (H26)	103 区画	—
合計特殊出生率	1.50 (H20～24)	1.72	—
子育て支援に関する満足度	42% (H26)	50%	—
結婚に前向きになったとする割合	0% (H26)	70%	—

4 施策の方向

(1) 定住・移住の推進

- ①定住・移住希望者の支援、U I J ターン促進、子育て支援強化等、町外からの転入者を増やし、町外への流出を防ぎます。
- ②移住者受け入れ態勢の構築（静岡県移住相談センター等との連携強化、移住者対応の窓口設置等）を確立し、移住希望者への個別対応や体験ツアーの実施を推進します。
- ③定住者・移住者向けの情報発信（情報サイト構築、交流の場づくり等）を推進します。
- ④各種補助金制度の創設・実施により、小山町への定住・移住を推進します。
- ⑤若者のU I J ターン就職を支援するため、小山町内及び小山町から通勤圏内の仕事情報の収集、企業とのマッチング等を推進します。
- ⑥小山町での生活を魅力あるものにするための環境づくり（地域資源の再発見・活用、起業・創業支援による事業者の増加・雇用創出等）を推進します。

(2) 宅地造成事業による定住者の確保

- ①小山町の特性を生かした良質な宅地を供給し、町外からの転入者を増やすとともに、町民の町外への流出を防ぎます。

(3) 結婚支援事業の充実

- ①若者に出逢いの場（婚活パーティー、体験型イベントなど）を提供し、結婚支援を行い、少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、町への定住、移住を促進します。

5 主要事業

事業名称	概要
定住促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就活生を中心としたU I J ターン促進施策を実施する。 ・地域資源活用ビジネスモデル構築のための調査・分析を行う。 ・起業・創業支援の仕組み作りを行う。 ・民間企業との連携による移住を目的とした定住促進施策を実施する。
宅地造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・用沢宅地造成事業及び優良田園住宅に基づく富士小山わさび平宅地造成事業を実施する。
結婚支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活支援事業「おやま出逢い大社」の会員増を図る。 ・結婚支援相談員によるマンツーマンの相談や、仲介等のきめ細かな支援を実施する。 ・町ならではの地域資源を生かしたイベントや、若者のスキルアップ等を学ぶセミナーを実施する。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 移住者と町民が交流できる場づくりに取り組みます。
- 空き家調査を請け負う民間企業設立を支援し、町民の協力を得ながら空き家対策に取り組みます。

第4章 計画の推進のために

4-1 広域連携の推進 《広域連携》

1 目的

広域連携を推進し、効率的な行政運営と住民サービスが向上することを目的とするとともに、近隣市町と観光等の分野での広域連携を強化し、まちの活性化を図ります。

2 現況・課題

- 日常生活圏の拡大や、生活様式の変化に伴う行政ニーズの多様化・高度化、加えて自治体の厳しい財政状況などにより、行政運営においても広域的な対応が求められています。
- 効率的な行政運営や住民サービスの向上を図るため、広域連携による取組が求められています。
- 本町では、常備消防・火葬場・ごみ処理場・し尿処理場の事務を、御殿場市・小山町広域行政組合の共同処理する事務として定め運営しています。
- 戸籍・住民票・印鑑証明を広域窓口サービスとして取得できるよう、御殿場市等近隣市町と協定を結んでいます。また、御殿場市と介護保険の介護認定審査会を共同設置するなど、様々な広域連携による取組を推進しています。
- 近隣市町により構成される「富士山ネットワーク会議^{*1}」や「2市1町広域行政懇話会（連携研究会）^{*2}」などにおいて、更なる広域連携の可能性について、積極的に研究を進めています。また、「富士箱根伊豆交流圏（SKY圏）市町村ネットワーク^{*3}」により、県を越えた広域連携の可能性についても研究を進めています。
- 本町は3県の県境に位置していることから、小山町民の日常生活圏を意識し、静岡県内の近隣市町だけでなく、神奈川県及び山梨県の県境市町村との広域連携についても、検討及び研究をしていく必要があります。
- 前期基本計画では、富士山ネットワーク会議や富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議への参加・交流、ウルトラトレイルマウントフジなどの広域での観光交流振興などに取り組んできた結果、「周辺市町村との連携が進んでいる」と回答する町民の割合は5%増加し23%となりましたが、目標とした30%には届きませんでした。今後も、富士山ネットワーク会議など広域での観光交流振興などに取り組むとともに、近隣市町における事務の共同処理などについて検討を進めていく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「周辺市町村との連携が進んでいる」と回答する町民の割合	23%	50%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 広域行政体制の充実・強化

- ① 広域組織を構成する市町との連携を強化し、広域行政体制の充実・強化を図ります。

②広域での観光振興を強化するため、2市1町（御殿場市、裾野市、小山町）の観光協会事務局の連携強化を促します。

(2) 広域サービスの充実

①地方自治法に基づく事務の共同処理を推進し、広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図り、住民サービスの向上に努めます。

(3) 研究会活動などの充実

①富士山ネットワーク会議、2市1町広域行政懇談会（連携研究会）、富士箱根伊豆交流圏（SKY圏）市町村ネットワークなどの活動を通じ、観光交流や産業、スポーツ、防災など、行政運営における様々な分野において実現可能な、広域連携による取組の検討・推進を図ります。

5 主要事業

事業名称	概要
広域連携推進事業	・近隣市町村と富士山ネットワーク会議等による連携を促進し、広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

○新たな広域行政サービスの提供とサービスの有効な活用に取り組みます。

※¹富士山ネットワーク会議：富士山麓の4市1町（富士宮市・富士市・御殿場市・裾野市・小山町）が抱える広域に関わる課題について連携を図り、共通認識のもと課題解決に取り組むことにより、圏域及び加盟する各市町の発展に寄与することを目的として平成21年に設置された。企画・防災・富士山・広報・観光・産業など分野別の研究会に別れ、研究や事業を行っている。

※²2市1町広域行政懇談会（連携研究会）：御殿場市・裾野市・小山町の2市1町の首長及び議長が一堂に会し、それぞれの市町で抱える問題について、広域的な視点で意見交換や検討・研究を行っている。

※³富士箱根伊豆交流圏（SKY圏）市町村ネットワーク：静岡県（S）・神奈川県（K）・山梨県（Y）における富士箱根伊豆地域の38市町村で構成され、当該地域における広域連携を推進している。

4-2 健全な財政運営の確立 《財政運営》

1 目的

長期にわたり、健全な財政運営を確立することを目的とします。

2 現況・課題

- 長引く景気低迷や社会保障関係費の自然増加、町税や国県補助金の減少などにより、地方公共団体は財政基盤の安定性を失いつつあります。
- 本町においても、町税や交付金の減収や基金残高の僅少により、繰入での対応が出来ない状況にあることから、事業の縮小や後年度への繰延で対応しています。公債費についても増加傾向にあり、今後さらなる増加に転じることも想定されています。
- 台風被害による災害復旧費の財源のため、財政調整基金を充てて対応したことから、基金残高は僅少となっています。今後、いつ起こるかわからない災害や将来の不測に備えるため、積立をしていますが、いまだ十分と言える残高に達していません。今後は、財政調整基金への積立をさらに強化していく必要があります。
- 自主財源の確保や経費の削減、公債費の抑制などにより自主・自立した財政基盤の確立を目指すとともに、町民の皆さんに財政状況について適切に公表し、説明責任を果たしていくことで透明性の高い財政運営を行っていくことが求められています。
- 前期基本計画では、事業の重点化や見直し、経費の削減等に取り組むとともに、財政状況などを公表し町民の理解を深めてきた結果、「町の財政運営が健全である」と回答する町民の割合は1%増加し28%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。今後も、自主財源の確保や経費の削減、公債費の抑制などに取り組むとともに、適切な情報公開に取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「町の財政運営が健全である」と回答する町民の割合	28%	50%	町民アンケート
財政調整基金残高	339 百万円 (H26 決算)	800 百万円	年度間の財源の不均衡を調整したり、災害・減収などに備える基金。 標準財政規模の15%程度を目標。
将来負担比率	106.5% (H26 決算)	36.3%以下	健全化判断比率（財務4指標）の一つで、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の割合。 一般会計などが背負っている借金が、一般会計などの標準的な年間収入の何年分かがわかる。 H26 県平均値を目標。

4 施策の方向

(1) 財政基盤の強化

- ①歳出事業の緊急度、優先度を検討し、事業の重点化や見直し、再構築を徹底し健全財政の維持に努めます。
- ②管理的経費などの削減や合理化により自主財源の確保を推進します。
- ③公債費の抑制を進め、将来負担の軽減化を図ります。
- ④国・県などの補助制度の活用など財源の確保に努めます。
- ⑤貸借対照表などの財務諸表について、町民にわかりやすい形で情報公開を行い、説明責任を図ります。

5 主要事業

事業名称	概要
財政管理事業	・中期財政計画の策定や新地方公会計制度に基づくバランスシートなどの作成・公表を行う。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 町民や地域ができること、やるべきことは町民や地域で協力していきます。
- 町の財政状況などをわかりやすく公表し、財政状況の理解が深まるように努めます。

4-3 効率的な行政運営の推進 《行政運営》

1 目的

簡素で効率的な行政運営により、行政サービスの向上を図り、行政に対する町民満足度を高めることを目的とします。

2 現況・課題

- 行政への需要はますます複雑化・多様化しており、その需要に対応するための事務事業の整理、合理化、行政のスリム化とともに、町民の自発的な参画を促す行政運営が重要な課題となっています。
- 本町では、昭和60年度を初年度とする第1次小山町行政改革大綱の策定以来、第8次小山町行政改革大綱までの間、事務事業や組織の見直し、効率的な財政運営など、行財政改革を積極的に推進してきました。人口減少の本格化や少子高齢化の進行等、昨今の社会環境の変化に伴い、行政には地方創生等に向けた積極的な対応が求められており、今後も限られた人員や厳しい財政状況の中で、最大限の効果を上げていくことが求められています。
- 平成27年8月総務省から、地方公共団体が更なる業務改革を推進するための指針となる「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」の通知が示されました。町ではこれを参考とし、平成28年3月「小山町第9次行政改革大綱」を策定しました。
- 現在、町内全域で高速インターネット通信が利用可能になっていますが、ICTを活用した効率的な行政運営を行い、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供と災害や情報管理に強い行政基盤の構築に取り組むことが求められています。
- マイナンバー制度^{*1}の導入を契機に、平成28年3月住民票等のコンビニ交付サービスを開始しましたが、引き続き各種住民サービスの向上及び行政事務の効率化を図るための取組を検討していく必要があります。
- 前期基本計画では、新たな行政課題等に対応した組織改革の推進や指定管理者制度の導入などに取り組んできた結果、「町民のための行政運営が行われている」と回答する町民の割合は1%増加し30%となりましたが、目標とした50%には届きませんでした。今後も、より便利で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、行政事務の効率化を推進していく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「町民のための行政運営が行われている」と回答する町民の割合	30%	50%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 効率的・効果的な行政運営の推進

- ① 予算と連動した総合計画の推進と管理を行い、成果指標を設定した上で施策評価により毎年度PDCAサイクルを実行し、事務事業の重点化及び整理合理化を行います。
- ② 総合戦略の推進と管理を行い、毎年度PDCAサイクルを実行します。
- ③ 行政評価システムを随時更新し、事務事業の改善と効率化を図り、成果を重視した行政運営を進めます。

- ④計画を着実に実現するため、行政評価を踏まえた予算編成と事業実施に取り組みます。
- ⑤「公の施設」への指定管理者制度の導入を積極的に行い、民間活力の活用とコスト削減に努めます。
- ⑥仕事の効率化を図るため、書類を整理するなど執務環境を整えます。

(2) 組織改革の推進

- ①新たな行政課題や町民ニーズに対応する柔軟性・機動性を備えた組織を構築します。
- ②事業の重点化・整理合理化に合わせ、組織の見直しを行います。

(3) 行政サービス改革の推進

- ①マイナンバーを活用した住民サービスの向上及び行政事務の効率化に取り組みます。
- ②ICTを活用した各種事業を検討します。

(4) 職員能力の向上

- ①政策課題に応じた企画・提案・調整機能の充実を図ります。
- ②政策立案能力や問題解決能力など、行政職員に求められる能力の向上を図るため職員研修を充実します。
- ③民間の力を活用したまちづくりをさらに推進するため、外部に積極的に働きかけていけるよう、職員の交渉力を強化する研修等を充実させます。
- ④官民の人事交流を推進し、町職員に民間の現場感覚を身につけさせ、スキルアップにつなげます。
- ⑤職員の意見やアイデアを反映した行政運営を推進します。

(5) 住民意識の把握

- ①各種行政施策などに関する住民意識調査を定期的を実施し、行政運営に活用します。

5 主要事業

事業名称	概要
行財政改革推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な行政運営の推進を図り、事業のムダを無くす。 ・組織改革の推進を図り、新たな行政課題や町民ニーズに対応する柔軟性・機動性を備えた組織を構築する。 ・町内施設の適正管理を推進する。 ・行政サービス改革の推進を図り、競争原理を取り入れた民営化、アウトソーシング^{※2}、PFI^{※3}など市場メカニズムの導入を推進する。
企画調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画及び総合戦略の適切な進行管理を行うとともに、次期総合計画の策定に取り組む。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 町民理解のもと町民本位の行政運営を進めます。

※1マイナンバー制度：マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、多くの効果が期待されています。

※2アウトソーシング：これまで組織内部で行われていた業務を、外部の組織に発注・委託すること。

※3PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

4-4 参加と協働によるまちづくり 《参加・協働・情報共有》

1 目的

町民と町が、互いに地域の課題や目標に関する情報を共有した上で、参加と協働によるまちづくりを推進し、元気で、明るく、豊かな地域社会を実現することを目的とします。

2 現況・課題

- 人口の減少や少子高齢化の進行により、地域の活力低下と地域コミュニティの衰退が危惧され、その結果、本町の貴重な財産とも呼べる世界文化遺産富士山より賜る様々な恵みや、金太郎伝説をはじめとする数多くの歴史・文化が、次世代に継承されないおそれがあります。また、地方分権が進む中で、地域のことは地域で決定し、自らの責任で解消していく時代となっています。
- 本町では、5つの小学校区における地域別計画を町民と行政が協働で策定し、その基本方針に基づき、“協働で行う”地域コミュニティの活性化に寄与する活動が始まっています。
- 平成27年度に、町民と町が協働で『小山町自治基本条例』を策定しました。この条例では、参加と協働によるまちづくりを推進し、本町の貴重な財産を輝く未来ある子どもたちに引き継ぎ、「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい、元気で、明るく、豊かな地域社会を実現することを目的としています。目指すべき町の実現に向けて、小山町自治基本条例の基本理念や基本原則に基づき、町民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、まちに愛着と誇りを持ち、将来に夢や希望が持てる魅力あるまちづくりを進めていくことが重要です。
- 前期基本計画では、町内5地域において協働活動の指針となる金太郎計画2020の策定やホームページのリニューアルなど情報発信の改善などに取り組んできた結果、「地域コミュニティが活発である」、「町民が参加してまちづくりを進めている」と回答する町民の割合はそれぞれ1%ずつ増加し、29%、28%となりましたが、いずれも目標とした40%には届きませんでした。また、「役場から必要な情報が伝わっている」と回答する町民の割合は2%増加し56%となりましたが、目標とした65%には届きませんでした。今後も、小山町自治基本条例や金太郎計画2020に基づき、協働によるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H31)	指標の説明
「地域コミュニティが活発である」と回答する町民の割合	29%	50%	町民アンケート
「町民が参加してまちづくりを進めている」と回答する町民の割合	28%	50%	町民アンケート
「役場から必要な情報が伝わっている」と回答する町民の割合	56%	70%	町民アンケート

4 施策の方向

(1) 参加と協働の仕組みづくり

- ①町内5地域（各小学校区）における公益的な地域活動を支援し、協働で地域コミュニティの活性化を推進します。
- ②まちづくり活動のけん引役となる、公益的な団体や人材の育成を促進します。
- ③行政運営の各分野において、事業の企画立案の段階から町民が積極的に（気楽に）参画できるような仕組み（体制）づくりを推進し、協働でまちづくりを進めます。
- ④地域団体やNPOの活動、町の取組などをお互いに発表し合い、情報共有や交流を行う大会を年1回開催します。
- ⑤小学校の空き教室を活用するなどして、高齢者や地域団体・NPOなどの活動・交流・学習の場を確保し、地区別にコミュニティの拠点整備を推進します。

(2) 協働に向けた意識の醸成

- ①町民との協働により、総合計画及び総合戦略の推進を図ります。
- ②地域活動やボランティアへの住民の関心を高め、参加を促します。
- ③地区別サロンや出前講座などを開催し、協働によるまちづくりへの町民意識の高揚を図ります。
- ④協働の考え方に基づく取組についての情報発信により、より多くの関心を高めます。

(3) 情報共有化の推進

- ①透明性の高い行政運営に向け、積極的に情報公開を推進します。
- ②ホームページや広報紙などの充実を図り、町民が情報を確実に収集できるように取り組みます。
- ③町民が情報を受発信しやすいような広聴の仕組みづくりに取り組みます。
- ④町民の町政への関心を高め、双方向のやり取りができる情報交換の場の提供に取り組みます。

(4) シティプロモーションの推進

- ①シティプロモーション指針に基づき、町内外の人々に広く小山町の情報発信を行います。
- ②富士山噴火などのマイナスイメージを払拭するため、シティプロモーション方針に「防災日本一のまちづくり」の情報発信を指針として盛り込み、具体的なPR手段を講じます。

(5) 自治会との連携

- ①区長会を通じて町民と行政が協力し合い、安心・安全な暮らしやすい町づくりを推進します。

(6) 大学等との連携

- ①ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの参加を継続し、県内の大学等と地域とが連携することで、行政運営上の各分野における課題に取り組んでいきます。

5 主要事業

事業名称	概要
協働推進事業	・公益的な地域活動と組織づくりを支援し、協働で地域コミュニティの活性化の推進を図る。
広報広聴事業	・広報紙、無線放送、ホームページ、Facebook等により町政情報等の発信を行い、透明性の高い行政運営の推進を図る。 ・定例記者懇談会を開催し、マスメディアを活かした情報発信を推進する。 ・シティプロモーション指針に基づき、広く町内外に小山町の情報発信を行う。
自治振興事業	・区長会と連携・情報共有し、暮らしやすいまちづくりの推進を図る。

6 互いに取り組む協働の姿（町民・事業所・地域・行政）

- 小山町自治基本条例の理念に基づき、まちづくりに積極的に参加します。
- 行政の行う情報発信に対し、積極的に目を向けていきます。
- NPO支援室の活動を推進します。

付属資料

1 諮問文

小町戦 第225号
平成27年12月21日

小山町総合計画審議会
会長 山下 護國 様

小山町長 込山 正秀

第4次小山町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、第4次小山町総合計画後期基本計画（案）について、小山町総合計画に関する規程第7条第2項並びに第8条第2項により、貴審議会の意見を賜りたく諮問します。

（参考）

今回の第4次小山町総合計画後期基本計画（案）では、後期基本計画の策定と合わせ、基本構想を見直すこととしております。

2 答申文

小 総 審 第 1 号
平成 28 年 2 月 15 日

小山町長 込山 正秀 様

小山町総合計画審議会
会 長 山下 護國

第 4 次小山町総合計画後期基本計画の答申について

平成 27 年 12 月 21 日付け小町戦第 225 号により諮問のあった「第 4 次小山町総合計画後期基本計画（案）」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、今後 4 年間に取り組む計画として妥当なものと認め、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1 計画全般について

人口の減少や少子高齢化の進行、地方分権の進展等、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、「町民の力、地域の力」を活かし、町民の参加と協働を目指した計画、そして、社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画としたことは、時宜を得たものであります。

また、計画の実効性を確保するため、新たに施策評価を導入し、評価結果を計画や事業の改善につなげることとしたほか、施策の主要事業を予算事業とすることで予算との連動を図ることとしたことは、大いに評価できます。

なお、町長政策提言や小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図るため、計画の期間を 4 年間とし、1 年前倒しで基本構想の実現に取り組むこととしたことも妥当であります。

2 基本構想について

平成 27 年 12 月に制定された「小山町自治基本条例」に基づき、まちづくりの基本方針を「参加」、「協働」及び「情報共有」としたことは適切であると考えます。

将来人口については、国の推計人口（2060 年の小山町の人口：10,500 人程度）ではなく、町が策定した「小山町人口ビジョン」（同：17,000 人程度）を反映していますが、同ビジョンに掲げた目標を達成できるよう、官民一体となって各種施策に取り組んでいただくよう要望します。

土地利用構想については、国土利用計画と整合が図られておりますが、各ゾーンの特性を十分に活かしつつ、社会情勢の変化にも対応できるよう、必要に応じて見直しされるようお願いいたします。

施策の大綱については、基本構想に定める小山町の将来像の実現に向けて、4 つの基本目標と 37 の基本施策を掲げており、それぞれ適切に設定されているものと考えます。

3 後期基本計画について

重点施策には、「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に関する施策及び、参加と協働に関する施策が掲げられています。

このうち、「三来拠点事業の推進」と「定住・移住の促進と婚活支援」については、本町の喫緊の課題である地方創生の鍵を握る重要な施策であると認識しておりますので、危機感をもって取り組んでいただくようお願いします。

また、すべての施策について、互いに取り組む協働の姿を掲げ、参加と協働のまちづくりを目指していることは、実に共感するところであります。

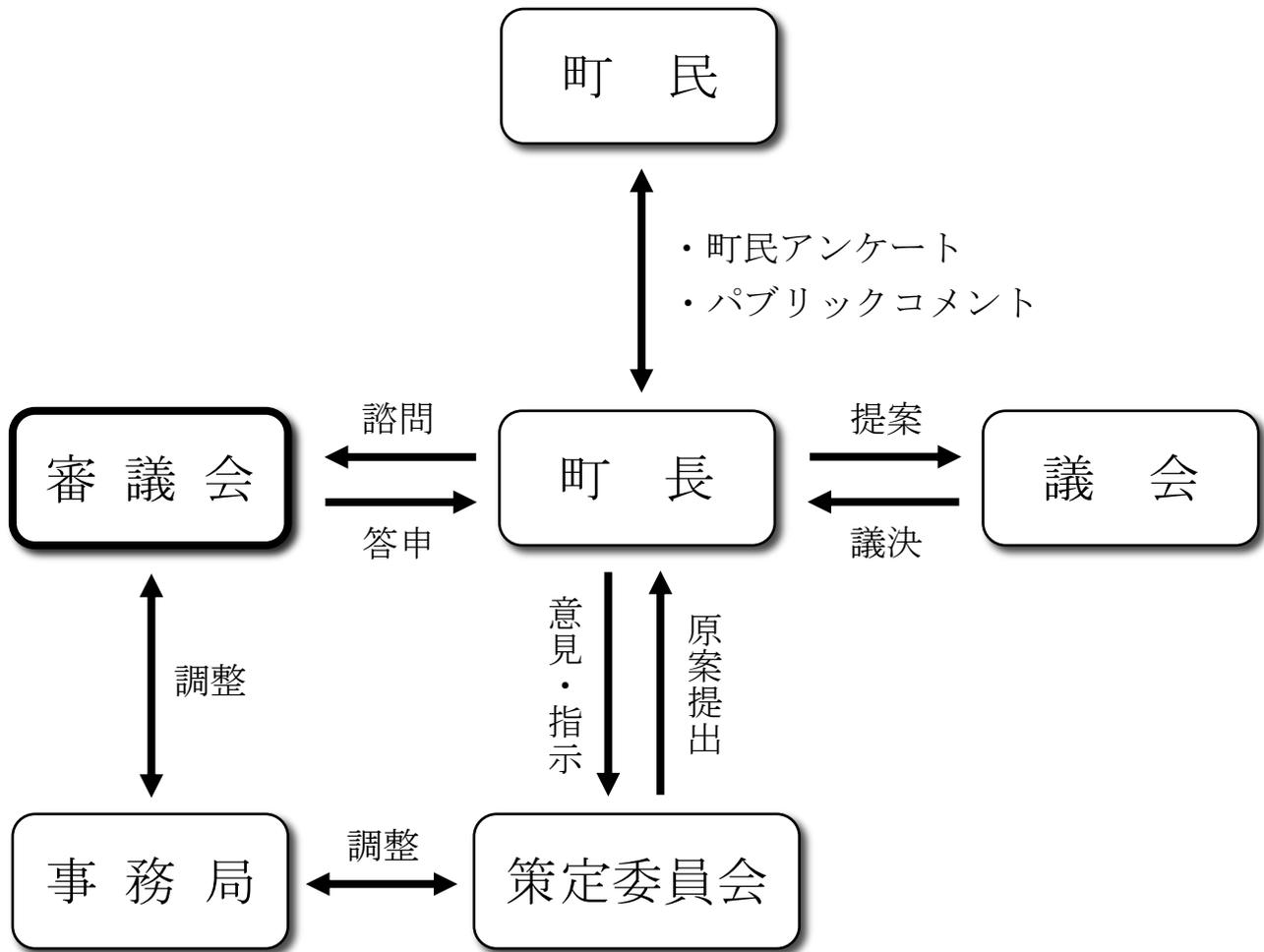
なお、施策の目標については、前期基本計画と同様に、町民アンケート（町民満足度）に関する指標を多用していますが、次期総合計画の策定に当たっては、施策の進捗が極力、数値データによって共有できるように、施策目標を設定していただくようお願いします。

4 結びに

総合計画は小山町の将来を左右する大変重要な計画であります。特に、消滅可能性都市に位置付けられた本町にとって、その実現は本町の存亡に関わるといっても過言ではありません。

町におかれましては、基本構想に定めるまちづくりの将来像「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」の実現に向けて、本計画の進行管理を確実に行うとともに、計画の進捗状況を町民に分かりやすく広報し、町民との真の協働により全力で各施策に取り組んでいただくよう、切に要望します。

3 後期基本計画の策定体制



4 後期基本計画の策定経過

時 期	項 目	備 考
平成 26 年 4 月～	基礎調査・アンケート作成	
平成 26 年 12 月 ～平成 27 年 1 月	町民アンケート調査	
平成 27 年 3 月	各課ヒアリング	
平成 27 年 6 月	各課ヒアリング	
平成 27 年 11 月～12 月	各課ヒアリング	
平成 27 年 12 月 18 日	策定委員会（第 1 回）	
平成 27 年 12 月 21 日	第 1 回総合計画審議会 総合計画後期基本計画（案）の諮問 （町長⇒会長）	
平成 28 年 1 月 14 日	第 2 回総合計画審議会	
1 月 18 日	策定委員会（第 2 回）	
1 月 21 日	議会（全員協議会）への説明	
1 月 21 日 ～2 月 11 日	パブリックコメント	3 週間
2 月 5 日	議会（議員懇談会）への説明	
2 月 15 日	第 3 回総合計画審議会 答申（会長⇒町長）	答申案の決定
2 月 15 日	議会（運営協議会）への説明	
2 月 15 日	策定委員会（第 3 回）	最終案決定
2 月 19 日	議案上程	議決

5 小山町総合計画審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	所属役職等	氏名	備考
1	町議会議長	米山 千晴	
2	町議会副議長	池谷 弘	
3	静岡県東部地域政策局局长	滝浪 勇	
4	区長会会長	◎ 山下 護國	
5	社会福祉協議会会長	藤曲 正幸	H28年2月1日まで
		滝口 正	H28年2月2日から
6	民生委員・児童委員協議会会長	○ 渡邊 武夫	
7	教育委員会委員の代表	米山 芳子	
8	農業委員会会長	岩田 敏信	
9	商工会副会長	秋田 敬	
10	観光協会会長	勝又 厚次郎	
11	健康づくり推進協議会会長	岩田 祥吾	
12	連合婦人会会長	小見山 富枝	
13	老人クラブ連合会会長	勝 俣 昭	
14	P T A連合会会長	相原 正和	
15	文化連盟会長	渡辺 光子	
16	消費者実践人參グループ会長	尾登 和子	
17	主任児童委員の代表	勝又 みさ子	
18	都市計画審議会会長	川口 宗敏	

◎ : 会長 ○ : 副会長

【 成美地域金太郎計画 2020 】(概要版)



基本方針

1. 地域のきずなづくり（コミュニティ・地域行事・高齢者福祉・生涯学習）

地域のきずなの輪を広げ、コミュニケーションの活発な地域を目指そう！

成美地域には、古くから培われてきた地域のきずながあります。その根底にあるのは、「あいさつ」です。子どもからお年寄りまでのすべての地域住民が、家族だけでなく、近所の方々と日々のあいさつを通してコミュニケーションを図ることで、心のつながりを維持し、犯罪の抑制につなげていきましょう。

また、コミュニケーションの場として、地域内の多世代交流活動をこれまで以上に促進します。少子高齢化、核家族化、過疎化等の進行により、高齢夫婦だけの世帯や高齢単身世帯が増加しています。そのような方々と子育て世代の交流を活発化することで、子どもや高齢者が互いに顔見知りになり、互いに助け合うことのできる地域を目指しましょう。

なお、これまでの成美地域は、地形的な要因もあり、地区ごとの取り組みがメインでしたが、人口減少や少子高齢化が進行する今後は、同じ成美地域としてお互いが協力し合って、地区の垣根を越えすぎずな輪を広げていきましょう。



2. 元気・にぎわいづくり（スポレク・商工観光・お祭り・健康・定住）

笑顔とにぎわいがあふれる地域を目指そう！

成美地域は、紡績業で発展した小山町の中心地としての歴史があり、それを物語る行事やイベントが残っています。成美地域の各地区で行われているおまつりやイベントを地域全体で盛り上げ、次世代の子どもたちに継承していきましょう。

一方、人口減少やモータリゼーションの進展により、地域の商業のにぎわいは低迷しています。そこで、まずは成美地域の住民が地元のおまつりやイベントに参加することで、賑わいを生み出し、商業の活性化につなげましょう。

また、高齢化に伴い、健康な体づくりも大きな課題であることから、より多くの方が参加できるスポーツを推進しましょう。



3. 子育てしやすい環境づくり（子育て・教育・防犯・交通安全）

地域全体で、美しい心を持った子どもたちを育てよう！

近年、全国的に少子化が進行し、成美地域においても子どもの数が激減しています。また、核家族化の進行、共働き夫婦の増加など、子どもたちを取り巻く社会環境も変化しています。これに伴い、家庭での育児不安や教育現場でのいじめや不登校、学力低下などの問題が叫ばれています。

しかし、幸いなことに成美地域には、美しい心を持った子どもがたくさんいます。それら、地域の宝である子どもたちに対し、あいさつや声かけなどで日頃からふれあい、家族だけでなく、地域全体で子どもたちを育てていきましょう。特に、いじめや非行といった問題が発生しないよう、子どもたちを見守り、応援していきましょう。

また、親の負担を減らし、子育てしやすい環境づくりにも努力するとともに、防犯対策を進め、子育て世代が安心・安全に暮らせる地域にしていきたいと思います。

さらに、地域内の幹線道路では大型車両が通行するなど、重大な交通事故の発生も危惧されます。痛ましい事故を起こさないために、地域ぐるみで交通マナーを徹底しましょう。



4. 美しいふるさとづくり（景観・環境衛生・伝統文化・農業）

美しいふるさとの景観と文化を守り、育もう！

成美地域の市街地は、富士・箱根・丹沢の各山系の山間にあつて、中央に鮎沢川が流れています。また、豊かな自然に囲まれているため、風光明媚な四季折々の景色が見られます。特に、富士見橋付近から望む世界文化遺産・富士山の眺望は、成美らしい富士山景観です。

これら、成美地域に残る美しい景観や文化を守り、次世代に引き継いでいきましょう。そのために、ゴミ拾いや花壇の植栽・管理によって、常に美しい成美地域を維持し、地域資源マップの制作や電子図書館の整備などを通し、多くの方に成美地域の魅力をPRしましょう。



5. 安心して暮らせる地域づくり（災害対策・都市基盤）

安心して生活するため、日頃からの備えを進めよう！

平成 22 年に小山町内で発生した豪雨災害や平成 23 年の東日本大震災など、私たちの身近なところで自然災害が発生しています。また、南海トラフ巨大地震など、小山町周辺での巨大地震の発生が懸念される上、豪雨災害、富士山噴火などの可能性も考えられます。

そこで、成美地域では、地域の住民が安心して生活できるよう、効果的な防災訓練の実施や防災意識向上のための勉強会の開催など、日頃から地域の防災力向上を図りましょう。

また、災害に備えた組織や体制の強化も進めていきましょう。



行動する明倫地域金太郎計画 2020

計画の方針

(方針1) 行動する明倫地域づくり

2020年を目指して、地域住民が主体となり、地域を明るく元気にするため、行動を起こします。

(方針2) 住民コミュニティが活発な明倫地域づくり

明倫地域に居住する住民同士が、普段から顔見知りとなり、楽しく交流し、いざというときはみんなが助け合うことができるコミュニティが活発な地域づくりに取り組みます。

(方針3) 地域の資源を大切に、元気なまちづくりに活かす

明倫地域には、谷戸山や用水路、歴史ある神社仏閣や道祖神等の歴史、明倫小学校を中心とした住宅地など優れた資源が多く存在します。

これらの資源を大切に保全するとともに、健康ウォーキングやハイキングなどを通じて、地域の元気づくりにかかせます。

目指す地域の将来像と具体的活動計画の内容

みんなで検討した内容を基に、明倫地域が目指すべき将来像と、具体的な活動の取り組み内容は以下のようになります。

1 災害対策のある安全な地域

①安全安心な道が整ったまち

- ・災害発生時に緊急車両が入り、活動しやすい道路づくり
- ・安全安心な通学路の整備と地域の見守り活動体制づくり
- ・地域の基盤をつくる道路のネットワーク計画

②明倫小学校を拠点とした防災機能が充実したまち

- ・平常時における小学校との連携強化
- ・災害救援物資搭載車両ならびに、自衛隊などの救援車両が入れる道路の整備
- ・区民が安心して過ごせる備蓄（食料・飲料・日用品）の充実と適正な管理

③平常時の地域コミュニティが育む安心安全なまち

- ・イベント等による、地域住民の顔が見える交流活動
- ・災害時に、近所の災害時要援護者（お年寄り、障がい者など）を救援できる体制づくり

2 商店や生活利便施設が立地する利便性の高い地域

①何でもそろい、便利に生活できるまち

- ・住宅地、商業・業務地、公共用地に農地等、将来を見据えた土地利用計画づくり
- ・必要な商品が何でもそろい、町内でも有数の利便性が高いまちづくり（店舗誘致）
- ・子どもから高齢者まで、誰もが住みたくなるまちづくり

②地産地消を推進するまち

- ・地元農家が、公民館やスーパーなどの広場を活用した朝市の開催（土曜日など）
- ・子どもたちが、地域の特産品づくりに参加し、地域の農業を理解し、後世に伝えていく

3 水辺や緑、田畑に囲まれた自然豊かな地域 ①歴史と自然環境が楽しめるウォーキングのできるまち

- ・せせらぎの音を聴きながら、歴史、自然を巡るウォーキングコースの指定
- ・住民の心と体の健康をつくる一万歩ウォーキングコースの指定
- ・道祖神巡りコースの指定
- ・ウォーキング（歴史・自然）ガイドの育成
- ・目的に合わせたコースごとのマップづくり（含むイラストや解説）
- ・多様な看板づくり（コース、名所、解説、距離表示、スタート、中継点等の情報）
- ・四季折々の自然が楽しめる谷戸林（森林）公園づくり（展望広場、森で遊べる場所づくり、紅葉が楽しめる場所の整備ほか）

②水辺とホタルを活かしたまち

- ・清らかな湧水池と水音の響く水辺の保全と整備
- ・水量が多く流れが急な場所の安全対策
- ・見学できる湧水池の案内（個人宅でも許可が得られた所は見学ができるようにする）
- ・まちなかにホタルが舞い、多様な生物と共生できるまちづくり
- ・ホタルが毎年見られるように、カワニナやホタルの養殖を研究・実践する（保全活動）



まちなかを流れる清流を生きし、蛍が飛び交うまちづくり

4 高齢者や障害者もいきいき暮らせる地域

①伝統行事の掘り起こし

- ・子どもたちに伝統行事を継承する
- ・子どもと高齢者とのふれあいの機会をつくる（顔が見えるように）
- ・坂下、十王堂、甘藷寺宝篋印塔、上合の筆小塚等の見学
- ・ふれあいサロンの充実

②健康ウォーキング

- ・「歴史と自然環境が楽しめるウォーキングコース」における、体力や時間に応じたコースの設定



主に取り組みたい内容の整理

5 地域コミュニティが活発で、イベント等も多く、地域住民みんなで協力し合い支え合う、あたたかい地域

①地域の絆で誰もが笑顔で輝けるまち

- ・みんなが集い、交流できる拠点づくり
- ・学校と地域の絆で、元気な子どもを育むまちづくり
- ・元気に声かけあい、みんなの笑顔が見えるまちづくり

②明倫の大祭り

- ・どんぶらこ、餅つき、流しそうめん、バーベキュー、シイタケ栽培、昔の遊びを継承するほか

③空き家の活用

- ・歩いて集まれる場所での地域コミュニティの拠点づくり
- ・高齢者が集い、元気でいられる交流・活動の場所づくり
- ・近所の人たちが集い、ワンコインで食べられる給食や昼食が食べられる場所づくり
- ・地元の人たちが生きがい対策として、手打ちそば（など）を提供する飲食店づくり



6 子育て世帯が多く、安心して子育てができる地域（施設〈機能・体制〉の充実）

①子育てしやすいまちをPRし、人口増に繋げる

- ・明倫地域の店舗や診療所・クリニック・小学校など、生活利便性をアピールし、安心して子育てできるまちとして、情報発信を行う
- ・空き家などを活用して、子育て中の親子が集える場所の可能性について検討する
- ・サロンへの子ども（幼児）の預かりの可能性について検討（子育て中の母親の通院、美容院、買い物などちょっとした用事で預かれる環境構築）



古民家を活用した育児世代、高齢者が楽しめる場所づくり

7 子どもが元気に遊べる公園（広場）や里山が整備された地域

①家族で楽しめる里山ハイキング

- ・家族で安心して楽しめる里山ハイキングイベントなどを企画し、交流を深める

②子どもが安心して遊べる公園づくり（広場の整備）

- ・羽黒神社東の広場、谷戸山三菱マテリアル南の広場などを借り、誰もが楽しめる手作りの公園を整備する

③谷戸山の整備・保全・活用

- ・地域住民が協力して、谷戸山（谷戸林）を適正に管理する
- ・谷戸山を使った区民が集い遊べる、活動拠点をつくる



谷戸山で誰もが楽しめる場所づくり

【足柄地域金太郎計画 2020】(概要版)

■まちづくりの基本的考え方

『足柄は、土地柄、人柄、今ここから！』

さあ、足柄の皆で集まって、
足柄の“大好き”を楽しもう、育てよう、分け合おう

[まちづくりのアイデア]

(1) 足柄の“大好き”を集めよう、磨こう

- 足柄には、足柄山の金太郎・宿場町・足柄城跡・聖天堂・銚子ヶ淵・雄大な富士の景観など、数えきれない足柄の名所・旧跡・歴史・観光スポットがある。
- 足柄の皆が大好きな地域の資源を集めて、磨いて、住む人も訪れる人も、もっと足柄を好きになってもらおう。

- ①馬とカゴで巡る宿場町足柄
- ②足柄マンキツ！フォトロゲイニング大会
- ③全国の金太郎集まれ！金太郎コスプレコンテスト（特別ゲスト桃太郎&浦島太郎）
- ④足柄地区の伝統的なお祭りを昔のにぎわいに
- ⑤足柄の魅力を凝縮したジオラマワールド・体験体感施設（ガイド付き）

(2) 足柄の“大好き”を見せよう、伝えよう

- 足柄の皆は足柄が大好き。足柄の人々が大好き。でも、普段はなかなか伝える機会がない。
- 足柄駅のような、足柄の皆が集まる場で、足柄の大好きを見せよう、足柄を訪れる人々にも、足柄の大好きを伝えよう。

- ①足柄駅を周辺観光案内所も兼ねたホッと一息つけるカフェに変える
- ②動物が居て水がキレイで癒しを感じるロータリーパークに変える
- ③金太郎・熊になったつもりの写真スポットがある
- ④金太郎の腹掛け復活（グッズ販売）
- ⑤あら不思議！座ると音楽が聞こえるベンチ

(3) 足柄の“大好き”を体験しよう、育てよう

- 足柄の大好きは、足柄に暮らし、足柄の素敵な場所で、足柄の皆と同じ時間を過ごすことで育まれた。
- 足柄ふれあい公園のような、足柄の自然や風景に包まれた場所で、足柄の大好きを体験しよう、育てよう。

- ①畑でイベントをやろう（収穫祭、青空市、F-1グランプリ）
- ②振り鉄スポット（子供でも振りやすい台を）
- ③バーベキュー&キャンプ場（畑で採れた野菜を食べよう、レンタルがあると嬉しい）
- ④ベンチと夏場の日影が欲しい
- ⑤遊具を作って（公園の中に）

(4) 足柄の“大好き”をつなごう、広げよう

- 足柄は、足柄駅・駅前ロータリー・足柄サービスエリア・東名足柄バス停で広い世界とつながっている。あしがら温泉・御殿場プレミアムアウトレットなど、賑わい施設も近い。
- 広い世界とつながっている足柄を活かし、色々な地域の人々と一緒になって、足柄の大好きを未来に広げよう。

- ①足柄の良い特性を活かした施設を各ポイントに設置（IC、SA、温泉）
- ②足柄特化型巡回バス TAXY の運行
- ③夢の架橋計画の実現（足柄駅から FSW まで東名・新東名の SIC を含む一大アクセス）
- ④地元住民がより使いやすい施設システムの充実化（地元住民優先）
- ⑤夜でも明るく安全な足柄道の実現（歩道設備・外灯）

(5) 足柄を“大好き”な人たちと会って話そう、手をつなごう

- 足柄の人々は、足柄が大好き。足柄の人が大好き。
- 皆で集まって、皆が大好きな足柄を話そう。皆と一緒に、大好きな足柄、大好きな足柄の人々を、もっと大好きになる取り組みを考えよう、始めてみよう。

- ①料理一品を持ち寄る隣人会
- ②農協と共同でフリーマーケット
- ③足柄小で地域の人が入れる文化祭（小学校の行事が見れる）
- ④地域で得意技を持つ人をリスト化し紹介する（家庭教師も）
- ⑤ゴミ拾い大作戦（重さで地域通貨を作り、利用できる）（有料ゴミ袋がもらえる）

*[まちづくりのアイデア]は、第2回足柄地区サロンで参加者から提案されたものです。

北郷地域の将来像と取り組みの方向性

将来像実現に向けた取り組みの方向性と具体的な活動案

1 豊かな自然を次世代へ

富士山の眺望・豊かな水・穏やかな田園風景など、北郷地域の素晴らしい自然を守り、育み、活用し、自然の豊かさを大切に思う心を、次世代に引き継いでいきましょう。また、穏やかな風景を育んできた歴史や伝統を守り、情報として発信していきましょう。



具体的な活動案

- ①富士山の眺望を生かした地域景観づくり
 - ・富士山の眺望が良い場所の指定
 - ・眺望景観の保全
 - ・休耕田を利用したお花畑づくり など
- ②穏やかな田園風景などの保全
 - ・四季折々の良好な地域景観地点・区域の指定および景観保全
- ③歴史や伝統の継承
 - ・地域に伝わる昔話や慣習についての情報収集・情報発信
- ④“(仮称)北郷ふるさとマップ”の作成と活用
 - ・良好な眺望地点や地域景観地点・区域、歴史にまつわる情報・関連場所などを整理したマップの作成

2 暮らしやすさを育む

子どもからお年寄りまで誰とでも気軽に声をかけ合える、安心・安全な地域づくりにみんなで取り組み、買物やバス交通などの利便性についてみんなで考え、暮らしやすさを育てていきましょう。



具体的な活動案

- ①“北郷あいさつどおり”の周知
 - ・“北郷あいさつどおり”を指定し、あいさつを行うことを努める
- ②“見まもり隊”の結成
 - ・地域の方などで構成する“見まもり隊”の結成と高齢者・単身世帯などへの巡回訪問
 - ・防犯対策として、道路に面する窓辺や玄関先などに花を飾ることの各世帯への呼びかけ
- ③ゾーン30の指定(歩道、街灯の整備)
 - ・制限速度時速30km以下の区域を指定するゾーン30などの導入の検討
 - ・歩道や街灯の整備促進
- ④公共交通等の利便性向上
 - ・公共交通の利用者の希望等を調査
 - ・関係機関等との協議と利便性の高い公共交通の導入の検討
- ⑤買物環境充実の検討
 - ・買物に関する要望の把握、方向性の整理

3 交流によるにぎわいづくり

北郷地域で、すでに行っている交流の機会を充実させるとともに、地域外の人々との交流の機会も創り、活気とにぎわいがあふれる地域にしていきたいと思います。



具体的な活動案

- ①従来からの“集い”の充実
 - ・“産業文化祭”や“区民体育大会”、“夏祭り”など、従来からの“集い”を活性化・充実
- ②“集い”を住民主体で開催
 - ・公民館、総合文化会館等を利用して集いの場を設置
 - ・誰もが参加できるプログラムを検討し、“（仮称）おしゃべりサロン”などを住民主体で企画・開催
 - ・北郷サロンを今後も開催し、住民の意見・アイデアを共有
- ③“特産品”の情報発信
 - ・様々な“特産品”を、多くの人々に知っていただき、味わっていただくため、内外に情報発信
 - ・新鮮野菜やおいしいお米の直売所の設置を検討
- ④“集い”の魅力の情報発信
 - ・北郷地域で開催される様々な“集い”に、多くの人の参加を促進するため、内外に情報発信

4 健康でいきいき・長生き

北郷地域で多世代が一緒に暮らす強みを生かし、家族全員がお互いを気づかい、健康への意識を高めましょう。健康を保つために、地域の集いや活動に積極的に参加しましょう。



具体的な活動案

- ①“集い”や活動への積極的な参加
 - ・北郷地域に住むみなさんは、お互いの意見を尊重して地域の集いや活動に積極的に参加
 - ・集いや活動の場は、ユニバーサルデザインに配慮
- ②ウォーキングなど、体を動かす場づくり
 - ・マップづくりにあわせて、おすすめ散策ルートを設定し、ウォーキングコースなどとして整備
- ③みんなで楽しく食べる場づくり
 - ・新鮮野菜やおいしいお米を使った手作り料理を食べながらの交流の場の創設

【 須走地域金太郎計画 2020 】 (概要版)

まちづくりの目標と体系 ● 須走地域金太郎計画 2020

将来像

目 標

す・ば・ら・し・き
須 走 富士山にいだかれ、恵みを大切にしたい豊かなふれあいが、人を輝かせるまち

す
住むことが
楽しい

“住みたい”
気持ちを抱けるまち
・須走暮らしの魅力体験、発信
・富士学校関係者の定住促進

“住み続けたい”
気持ちが育つまち
・魅力的な生活拠点の形成
・地域ぐるみで子育て支援
・健康・医療サービスの利便性向上
・幼保小中（学校）連携

暮らしの安全・安心を
高める
・顔の見える地域づくり
・富士学校や他の自治体等との協力による災害対応、救急医療の体制構築
・備蓄など災害への備え
・生活必需品全般をストックできるスーパー等の誘致

ば
場の力で
観光・交流

世界遺産のまち須走を
アピール
・須走口富士登山の再興
・国道 138 号 IC 周辺玄関口機能の充実
・本通りの散策機能強化
・道の駅、浅間神社、本通りの回遊性強化

須走の資源の
磨き上げ
・立山、豊富な水等自然や歴史資源の活用
・公園等の有効活用

新たな観光交流
資源の創出
・新たなイベントの創出
・市民活動や起業等チャレンジ活動への支援

ら
来訪しやすさ
向上

広域圏での存在感
向上
・ぐるり富士山風景街道など広域連携事業への参画
・富士学校等での既存広域集客イベントの活用

広域交通網整備に
併せた集客・誘導
・道の駅すばしりの活用
・新東名高速道路御殿場 IC、(仮) 小山スマート IC、及び R138 号からの誘導機能充実

情報発信力の
向上
・マスコミのフル活用
・ホームページ、SNS による情報発信強化
・富士学校関係者への継続的な情報提供、口コミ活用

し
仕組みを
整える

域内経済循環の
構築
・イベントなどでの機会損失を減らす連携体制
・新規開業者の誘致
・地製、地消商品の開発

住機能と観光機能の
調和
・ゾーニングに基づく計画的土地利用
・生活拠点エリアの計画的な形成

緊急時対応体制の
充実
・災害初動時の適切な判断
・情報提供、避難誘導が可能な体制
・富士山噴火時の緊急避難体制の整備（ヘリ避難、シェルター整備等）
・ボランティアの受入体制整備

き
協働で
進める

まちづくり推進協議会
の効果的な運営
・須走地域内の地域活動団体間の連携体制構築、強化
・総合計画の進行管理
・まちづくり事業の優先順位づけ、戦略的展開に向けた企画、調整

地域内の合意形成力の
向上
・まちづくり情報の共有
・まちづくりリテラシーの育成
・住民のニーズ、ウォンツの把握

事業・プロジェクト



目標との関連：赤は主たる関連 緑は従たる関連

再構 まちのコアづくり ～須走といえばここ～

- ① 須走の顔づくり 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 富士浅間神社と本通りを“まちの顔”として魅力を高めると共に、雪害対策等防災機能を強化する。また、須走ならではの富士山や風景のビューポイントを発掘、発信し、須走の魅力をアピールしていく。
 国道 138 号バイパス整備に併せて、IC 周辺を須走の玄関口とし修景していくと共に、須走地域への円滑な誘導を図る。
- ② 子育て・暮らしの便利コアの形成 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 検診、予防接種等、地域で安心して医療・健康サービスが受けられる環境や、親子カフェ等、気軽に立ち寄れる子育て交流拠点の設置等、地域ぐるみで子供たちを応援する体制を強化する。
 また、買い物等の生活基盤となる施設が集積する拠点を形成し、機能を充実していく。買い物、飲食、健康・医療の利便性を向上させることで“住みたい”“住み続けたい”気持ちを育む。

再考？防災・減災 ～正しく恐れて着実な備え～

- ① 顔の見える地域づくり 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 緊急時の互助、共助の基盤となる“顔の見える地域づくり”を進める。
- ② 災害時の富士学校や他の自治体等との連携体制強化 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
- ③ 防災備蓄の充実 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 自助の備えとして、家庭や事業所での備蓄を徹底する。
 また、共助の備えとして地域での備蓄を充実する。
- ④ 災害を学ぶ機会の創出 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 体験したことのない噴火や、スーパー台風など激甚化する災害などについて学ぶ機会を設ける。
- ⑤ 防災基盤の充実・強化 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 道路の雪害対策の強化・資機材の充実、噴火避難シェルターの整備、住宅などの耐震化の促進等を図る。

最高！須走暮らし ～富士山の恵み満喫～

- ① 住む人プロジェクト 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 富士山にいだかれながら暮らすことの魅力や、厳しい自然との付き合い方等を実感できる機会を増やすことで、須走ならではの暮らしの醍醐味を実感できる機会を増やす。転入してきた家族が富士山に親しみ、地域に役立つ体験をすることで地域への愛着を深めるイベントを実施する。
- ② 縁の人プロジェクト 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 富士学校関係者等、須走に住んだことがある人たち、特に子供たちにとって、須走が第二の故郷となり、須走との交流を継続できる関係づくりを行う。

さあいこう ひたすら情報発信 ～広がれ、はばたけ、須走情報～

- ① まちの情報拠点の整備 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 須走地域の見るべき（見せたい）場所を効果的に伝え、須走ならではの交流やふれあいを通じた情報発信を行う拠点づくりを行う。この拠点を緊急時の観光客や住民への情報拠点としての活用を図る。
- ② 地域情報誌の発行、マップの整備 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 須走地域について須走地域について、子育て支援、防災情報をはじめ多面的、横断的な情報を集積した情報誌やマップを発行する。また、ロゴなどを制作し、地域 CI を進める。
- ③ ICTの活用 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 SNS等の活用により、地域ポータルサイトを開設し、観光情報等外への発信を活発化する。加えて、子育て情報等の地域内の情報交流や災害など緊急時の連絡網な多面的など活用を図る。
- ④ 須走大使など、地域サポーターづくり 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 須走の魅力を口コミなどで発信し、須走をサポートする人のネットワークを構築する。

再興 須走口 ～須走口登山 ここが魅力～

- ① 五合目までの登山道：活用しながら整備 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 一部荒廃した状態になっている、五合目までの登山道を観光客や住民が参加体験するプログラムを実施しながら、四季を通じて利用できる登山道として整備する。
 また、星の名所であることなど、特色を活かしたイベントを実施する。
- ② オリジナル須走登山ツアーの促進 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 富士山の保全や伝統的な登山の作法などの学習体験を取り入れた、住民参加型のオリジナル登山ツアーを企画し、商品造成につなげる。
- ③ 富士山関連の催事・イベント充実 目標との関連：す・ほ・ら・し・き
 開山式や富士山の日等におけるイベントを住民と観光客との交流や、住民が富士山の恵みを実感し、次世代へと継承する意識を高める機会とする。